

目次

第1部 競技の管理	1
1. 国際スポーツクライミング連盟	1
1.1 はじめに	1
1.2 事務的作業	1
1.3 競技会	1
1.4 IFSC 競技会役員	2
ジュリー・プレジデント	2
IFSC ジャッジ	2
チーフ・ルートセッター	2
IFSC デリゲイト	3
2. 加盟団体	4
2.1 はじめに	4
2.2 加盟連盟/協会と選手団の義務	4
2.3 選手団派遣資格	4
2.4 選手の参加登録	5
2.5 国際資格	5
2.6 手数料	5
3. 総則	6
3.1 種目	6
3.2 安全性	6
責任	6
用具	6
医療担当者	7
3.3 競技エリア	7
概説	7
競技エリアへの立ち入り	8
3.4 衣類と用具	8
3.5 壁のメンテナンス	9
3.6 順位と記録	9
4. 罰則規定	10
4.1 イントロダクション	10
4.2 選手	10
概説	10
イエローカードによる警告	10
失格	11
4.3 選手団役員	12

4.4	上記以外の者	12
5	アンチドーピング	13
5.1	採択	13
5.2	適用	13
5.3	IFSC 内部の管轄部門	13
5.4	違反と制裁	13
第2部	テクニカル・ルール	14
6	リード	14
6.1	概説	14
6.2	クライミング用構築物	14
	ルート設定	14
6.3	安全性	14
	確保支点	15
	個人の用具	15
	安全性の確認	15
	確保	15
6.4	成績判定と計時	16
	成績判定	16
	計時	17
6.5	各ラウンドの定員	18
6.6	競技順	18
	予選	18
	準決勝と決勝	19
6.7	競技の進行	19
	概説	19
	アイソレーションに関する規定	19
	クライミングに先立つ準備	20
	クリーニング	20
	予選	20
	準決勝と決勝	20
6.8	オブザベーションに関する規定	21
	概説	21
	予選	21
	準決勝及び決勝	21
6.9	クライミング中の規定	21
	競技の開始	21
	アテンプットの完了	21
6.10	各ラウンド後の順位	23
	概説	23
	予選の順位	23

6.11	テクニカル・インシデント	24
	定義	24
	テクニカル・インシデント後の処理	24
	成績への影響	25
6.12	ビデオ記録の利用	25
6.13	抗議	26
	安全性についての抗議	26
	抗議の手順	26
	抗議の結果	27
	懲罰委員会への付託	27
7	ボルダリング	28
7.1	概説	28
7.2	クライミング用構築物	28
	クライミング用構築物	28
	ボルダーの設計	28
7.3	安全性	29
	選手個人の用具	29
	安全性の確認	29
7.4	採点と計時	29
	採点	29
	計時	30
7.5	各ラウンドの定員	30
7.6	競技順	30
	予選	30
	準決勝及び決勝	31
7.7	競技の進行	31
	概説	31
	アイソレーションに関する規定	31
	クライミングに先立つ準備	32
	クリーニング	32
	予選と準決勝	32
	決勝	32
	タイブレイク・ボルダー	33
7.8	オブザベーションに関する規定	33
	予選と準決勝	33
	決勝	33
7.9	クライミング中の規定	33
	スタート	33
	完登	34
7.10	各ラウンド後の順位付け	35
	概説	35
	予選（2スターティング・グループ）	35

7.11	テクニカル・インシデント	35
	テクニカル・インシデント後の処理	36
7.12	ビデオ記録の使用	36
7.13	抗議	37
	安全性についての抗議	37
	抗議の手順	37
	抗議の結果	38
	懲罰委員会への付託	38
8.	スピード	39
8.1	概説	39
8.2	クライミング用構築物	39
	クライミング用構築物	39
	クライミング・ルート	39
8.3	安全性	39
	確保支点	40
	個人の用具	40
	安全確認	40
	確保	40
8.4	計時	40
	電氣的機械計時	41
	手動計時	41
8.5	各ラウンドの定員	41
8.6	競技順	42
	予選	42
	決勝	42
8.7	競技会の進行の仕方	42
	試登	42
	予選（2レーン）	42
	決勝	43
8.8	試登	43
8.9	競技の進行の仕方	43
	スタート	43
	スタートの失敗	44
	アテンプットの完了	45
8.10	各ラウンド後の順位	46
	予選	46
	決勝	46
8.11	テクニカル・インシデント	46
	テクニカル・インシデント後の処理手順	46
8.12	ビデオ記録の使用	47
8.13	抗議	47

安全性についての抗議	47
抗議の手順	48
抗議の結果	48
懲罰委員会への付託	48
9. チーム・スピード	55
9.1 概説	55
9.2 クライミング用構築物	55
9.3 計時	55
9.4 競技会の進行の仕方	55
試登	55
予選（4レーン）	55
決勝	56
9.5 競技の進行の仕方	56
スタート	56
スタートの失敗	56
アテンプトの完了	57
9.6 各ラウンド後の順位	58
予選	58
決勝	58
10. スピード世界記録	59
10.1 概説	59
10.2 クライミング用構築物	59
10.3 計時	59
第3部 各大会についての規定	60
11. ワールドカップ・シリーズ	60
11.1 はじめに	60
11.2 参加資格	60
11.3 形式	60
11.4 選手の参加登録	60
11.5 テクニカル・ミーティング	61
11.6 競技順と成績の公表	61
競技順の公表	61
成績の発表	62
11.7 ワールドカップ・ランキング	62
個々の大会での順位	62
ワールドカップ・ランキング	62
チーム・ランキング	63
個人総合ランキング	63
11.8 メダルと賞金	63

11.9	式典	64
11.10	アンチドーピング検査	64
12.	世界選手権大会	65
12.1	はじめに	65
12.2	参加資格	65
12.3	形式	65
12.4	選手の参加登録	65
12.5	テクニカル・ミーティング	66
12.6	競技順と成績の公表	66
	競技順の公表	66
	成績の発表	67
12.7	世界選手権の順位	67
	競技の順位	67
	個人総合順位	67
	ナショナルチーム・ランキング	68
12.8	メダルと賞金	68
12.9	式典	69
12.10	アンチドーピング検査	69
13.	世界ユース選手権大会	70
13.1	はじめに	70
13.2	参加資格	70
13.3	形式	70
13.4	選手の参加登録	70
13.5	テクニカル・ミーティング	71
13.6	競技順と成績の公表	71
	競技順の公表	71
	成績の発表	72
13.7	世界ユース選手権の順位	72
	ナショナルチーム・ランキング	72
13.8	メダルと賞金	73
13.9	式典	73
13.10	アンチドーピング検査	73
第4部	パラ・クライミング（障害者クライミング）リード	75
14.	パラ・クライミング（障害者クライミング）リード	75
14.1	総則	75
14.2	形式	77
14.3	競技順	77

14.4	競技の進行の仕方	77
14.5	順位付け	78
14.6	ルートと安全性	78
14.7	賞金とトロフィー	79
資料 1		80
	IFSC WORLD RANKING (WR) について	80
資料 2		82
	「リード競技でのホールドの番号付けについて」	82

1. 国際スポーツクライミング連盟

1.1 はじめに

- 1.1.1 国際スポーツクライミング連盟（IFSC）はクライミングの競技分野を統括し、その発展に努める国際連盟（IF）である。
- 1.1.2 IFSC は競技クライミングに関する全てのことがらに対する、最高権限を有する。
- 1.1.3 IFSC は国際オリンピック委員会（IOC）の承認を受けており、IOC 承認国際競技団体連合（ARISF）、国際競技団体連合（GAISF）及び国際ワールドゲームズ協会（IWGA）に加盟している。
- 1.1.4 IFSC は 1.3 で規定する、全ての国際クライミング競技会に関する権限を持ち、以下のことをおこなう。
 - a) 技術面その他において、この競技を統括する。
 - b) 加盟国からの、国際競技会開催申請の受付。
 - c) これらの申請を審査し、それがこの競技に寄与するもので、競技会に関する IFSC の規則に則ったものであると評価された場合、それを認可する。

全ての IFSC が公認する競技会は、競技会に関する IFSC の規定に厳密に従ってのみ組織、開催されねばならない

1.2 事務的作業

- 1.2.1 国際クライミング競技会の開催に関して、IFSC の担当事務は以下の通りである。
 - a) IFSC が公認する競技会開催申請の受領。
 - b) 全ての問い合わせへの対応——一般的な事柄と公認競技会に関することの双方。
 - c) IFSC が公認する競技会についての全ての情報の発信。
 - d) 特に、各競技会に関係する加盟山岳連盟/協会への競技会に関する全ての情報と、申込書式の発行。競技会への選手の参加登録を希望するあらゆる加盟山岳連盟/協会はその申請書をコピーして、IFSC と競技会を主催する山岳連盟/協会に送付しなければならない。全ての選手とその所属する選手団の役員は指定された締め切り日までに、その属する加盟山岳連盟/協会によって登録されねばならない。
 - e) IFSC ルール、規定、その他の注意事項を作成する。これらの文書に対しては修正版が公表されるが、それは原文書に併せて、かつ優先的に参照されるものである。各修正版には発効する日付が記載されねばならない。
 - f) 全ての競技会の成績、ワールドカップ・ランキングと世界ランキング（WR）、総合ランキング、ナショナルチーム・ランキング、大陸別ユースシリーズランキング、その他の公式情報の公式な発表。
 - g) 公認競技会における、全ての IFSC 役員の指名。

1.3 競技会

- 1.3.1 IFSC の加盟団体あるいは特別に IFSC が認めた組織だけが、IFSC が公認する競技会の開催を申請することができる。
- 1.3.2 IFSC の加盟団体だけが、その選手のこれらの競技会への参加申請をおこなう資格を有する。

1.3.3 国際クライミング競技会の中で IFSC の公認が必要なものは以下の通り。

- a) ワールドカップ・シリーズ (The World Cup series)
- b) 世界選手権 (The World Championship)
- c) 世界ユース選手権 (World Youth Championships)

1.4 IFSC 競技会役員

1.4.1 IFSC は IFSC が公認する各競技会において、以下の役員を公式に指名することができる。

ジュリー・プレジデント

- a) ジュリー・プレジデントは競技エリア (3.3 に規定) について全面的な権限を有する。この権限は、報道関係者や主催者の指名したその他の人々全ての活動にも適用される。ジュリー・プレジデントの全面的な権限は、競技の進行に関する全ての面に及ぶ。ジュリー・プレジデントは IFSC 役員の全てのミーティング、さらに競技会主催者、選手団役員、選手の出席する全ての運営会議やテクニカル・ミーティングを主宰する。ジュリー・プレジデントは通常、審判業務につくことはないが、どのような場合であれ必要と判断されれば、一般に IFSC ジャッジ、あるいはその他のジャッジが担当する判定業務に就くことができる。ジュリー・プレジデントは競技会の開始に先立ち、審判を務める全てのナショナル・ジャッジに、IFSC の規則の適用について説明する責任を持つ。ジュリー・プレジデントは競技会と、養成過程の最終段階にあるアスピラン・ジャッジについての詳細な報告の提出を要求される。

IFSC ジャッジ

- b) IFSC ジャッジは IFSC が指名したインターナショナル・ジャッジで、ジュリー・プレジデントを補佐して、競技会の判定の全ての面を引き受ける。IFSC はまた、IFSC ジャッジの補助を行う養成課程の最終的な実習段階にあるアスピラン・ジャッジを指名することができる。IFSC ジャッジは、競技順及び成績の一覧の発表の告知、抗議、及び競技会のプログラムに関するあらゆる重大な変更の責任を負う。

IFSC ジャッジは大会主催者または加盟連盟/協会の指名したナショナル・ジャッジ (ルート・ジャッジまたはボルダー・ジャッジ) の補佐を受ける。ナショナル・ジャッジの主な役割は、ルートとボルダーにおける選手の成績を、それぞれ判定することである。ナショナル・ジャッジ¹は専門的なルールと、IFSC が公認する競技会に関する諸規定を熟知し、IFSC ジャッジの指示の元でその任を果たすものとする。

チーフ・ルートセッター

- c) チーフ・ルートセッターは、主催者の指名したルートセッター・チームのメンバーと、競技会に先立ち、ルート設定とメンテナンスに関する全ての問題——それぞれのルートやボルダー・ボルダーのデザイン、ホールドとプロテクションその他の器具類を IFSC の規定に照らして設置すること、ルート及びボルダーの補修とクリーニング、ウォームアップ設備のデザイン、設置、メンテナンスを含めて——を計画し調整するために打ち合わせをしなければならない。チーフ・ルートセッターは、競技会のそれぞれのルートやボルダーの技術的標準と安全性を確認し、競技エリアにおける技術的問題について、ジュリー・プレジデントに助言をおこない、リード・ルートにおけるルート図の作成を補助し、ビデオカメラの設置場所の決定について、ジャッジに助言をおこなう。チーフ・ルートセッターは競技会と、養成過程の最終段階にあるアスピラ

¹ 原文はここが “IFSC Judge” になっているが、受動態なので意味が通らない。この部分は、2011 年版では “IFSC Judge” が “They” となっていて、前とのつながりから、ナショナル・ジャッジを指すことは明かだった。

ン・チーフ・ルートセッターについての詳細な報告の提出を要求される。

IFSC デリゲイト

- d) IFSC デリゲイトは、競技会開催中の IFSC に関係した大会運営上の諸事項を担当する。競技会主催者の用意した設備とサービス（選手その他の受付登録、成績判定とリザルト・サービス、医療、報道その他の設備）が IFSC 規則に則っているかどうかを確認する権限を持つ。IFSC デリゲイトは抗議審査団の構成員であり、競技会主催者との全ての会議に出席し、競技会の審判団の会議に、アドバイザーの立場で参加する権利を持つ。ジュリー・プレジデントが不在の場合また、競技会場に未到着の場合、IFSC デリゲイトは競技エリア内における競技運営についてジュリー・プレジデントの代理を務める。特別な場合において IFSC デリゲイトは、例えば競技会の形式を変更するような緊急措置の適用を決定する権限を有する。これらの措置は、IFSC により別途定められる。また、IFSC デリゲイトは競技会に関する詳細な報告を提出しなければならない。

IFSC デリゲイトが指名されていない大会、また IFSC デリゲイトが不在の場合にはジュリー・プレジデントが IFSC デリゲイトの職務を代行する。

2. 加盟団体

2.1 はじめに

- 2.1.1 IFSC はその加盟連盟/協会が、その国内での活動を自由におこなう権利を全面的に尊重する。

2.2 加盟連盟/協会と選手団の義務

- 2.2.1 以下は、加盟連盟/協会、全ての競技会主催者、そして、直接 IFSC のもとで従事するか、加盟連盟/協会、あるいは競技会主催者に属するかを問わず、IFSC 公認競技会に関与する者の遵守すべき義務である。

- a) 国際クライミング競技会の普及、展開、統括は IFSC のみによる独占的管理のもとにあることを無条件に容認すること。
- b) IFSC の書面による認可なしに、IFSC 自身の契約と合致しない一切の金銭上、その他の契約を外部団体（テレビ局、競技会スポンサー等）との間に締結してはならない。
- c) この競技にとって最善と思われない決定に際しては、常に IFSC の助言と同意を求めること。

- 2.2.2 IFSC 加盟の協会/連盟は責任をもって以下のことを遵守しなければならない：

- a) その国内においてこの競技を統括し、普及し、発展させる。オリンピック憲章、IOC 医事規定、国際クライミング競技に関する IFSC のルールと規則を固く支持する。
- b) 競技規則を理解し遵守する。そしてすぐれたスポーツマンシップを普及させ、選手と役員がそれを守るように努める。
- c) 選手と役員による麻薬その他の禁止物質の使用に対して、絶え間ない積極的な対策をおこなう。要求のある時は、全ての規則とガイドラインに従い、競技外検査を保証しなければならない。
- d) 選手の健康や成長に悪影響のある方法や練習を禁止する。
- e) 選手や選手団役員に有利になるように、ルールと規則を操作することへの誘惑に対し断固とした態度をとる。
- f) 競技中とそれ以外を問わず、その選手と役員が、他の選手と役員その他の競技に関わり合う人々に対し、常に大きな尊敬の念を持って接する。

- 2.2.3 全ての選手団役員と選手は、競技に関する全ての詳細を、責任をもって確実に熟知しておかねばならない。

2.3 選手団派遣資格

- 2.3.1 IFSC の各加盟連盟/協会は以下の条件のもとで、男子、女子それぞれの選手団を派遣する資格を有する。

- a) 選手の指定と登録に関する規則に従う。
- b) IFSC に対する金銭的負担に関する規定の不履行がない。
- c) 決議事項や、IFSC の懲罰手続きに基づいた決定の結果として起こる要求された行動の不履行がない。
- d) 登録されたすべての選手が、国際競技ライセンスを保持しているか、あるいは IFSC がそのライセンス申請書を受理している。

- 2.3.2 一国に一団体を越える IFSC 加盟団体が存在する場合、（全ての）加盟団体で、その国に認められた定員内で男女選手それぞれ一つずつの代表選手団のみを派遣する権利を有する。

2.4 選手の参加登録

- 2.4.1 各加盟連盟/協会は IFSC が配布する大会インフォメーション文書にある選手登録の期限に留意すること。
- 2.4.2 競技会に不参加となった登録選手の参加登録料は、テクニカル・ミーティングまでに IFSC へ連絡があった場合を除き、加盟連盟/協会に課せられるものとする。

2.5 国際資格

- 2.5.1 各加盟連盟/協会は IFSC 公認競技会に参加登録する選手が、有効な IFSC 国際ライセンスを保有する、あるいはそうしたライセンスの申請が IFSC に受理されていることを保証しなければならない。加盟連盟/協会だけが、IFSC 国際ライセンスの発行と更新の申請書式の提供を認められる。
- 2.5.2 国際ライセンス取得のためには、各連盟/協会がそれぞれの選手について以下を提出しなければならない：
 - a) 必要事項の記入された申請書式；
 - b) 関連書類受領後の、新ライセンスの発行のための IFSC の指定する手数料。
- 2.5.3 各国際ライセンスは、1 月 1 日から 12 月 31 日までの 1 年間有効である。各連盟/協会はその選手の代理として、毎年、更新のために公式申請書式を作成し IFSC に送付することができる。
- 2.5.4 各選手は、そのパスポートの発行を受けた国の連盟/協会に所属していなければならない。2 つの国籍を持つ選手の場合、IFSC 公認競技会において所属する連盟/協会を選択しなければならない。シーズン中の所属変更は認められない。

2.6 手数料

- 2.6.1 すべての手数料（加盟費、競技会参加費、国際ライセンス料、抗議の際の供託金など）と、全てのその他の費用は、加盟連盟/協会の負担となる。
- 2.6.2 加盟連盟/協会は IFSC に、請求された金額を請求書で指定された日までに支払わなければならない。これを守らない場合、下の 2.6.4. の規定が適用される。
- 2.6.3 抗議の際の供託金は、抗議をおこなう際に IFSC デリゲイトに直接支払う。抗議は、供託金を受領するまで認められない。
- 2.6.4 手数料支払いに関する IFSC 規則を履行しない連盟/協会は、「規則と付則」に従ってその加盟は保留され、最終的には除名される。
- 2.6.5 手数料の額は、IFSC が毎年決定し公表する。

3. 総則

3.1 種目

3.1.1 国際クライミング競技会は以下の種目からなる：

- a) リード：登攀対象²（以下「ルート」）を、選手は確保支点にクリップしながら（「リード」で）登る。ルートのラインに沿った獲得高度で選手の順位を決定する。
- b) ボルダリング：短い登攀対象（以下「ボルダー」）を、選手はロープを使わず着地マットで安全確保して登る。完登したボルダー数で選手の順位を決定する。
- c) スピード：登攀対象は備え付けの（「トップロープ」にした）ロープ³で登られる。完登に要した時間で選手の順位を決定する。

3.2 安全性

責任

- 3.2.1 競技会主催者は、競技エリア、競技会場の公共部分と、競技の進行に関わる全ての活動についてのあらゆる安全の確保について責任を負わなければならない。
- 3.2.2 各選手には、その競技中に身につける用具と衣服について全面的に責任があるとみなされなければならない。
- 3.2.3 ジュリー・プレジデントは、競技エリアの安全性にいかなるものであれ疑問がある場合、チーフ・ルートセッターとの協議の上、競技会のいかなる段階にせよ、その開始や継続の不許可も含めた決定をおこなう全面的な権限を有する。役員であれ、それ以外の者であれ、ジュリー・プレジデントによって安全確保の妨げになると見なされた、あるいは妨げになることが予想されると判断された者は全て、即座にその役を解かれ、また競技エリアから退去させられる。

用具

- 3.2.4 国際クライミング競技会で使用される全ての専門用具は、IFSCにより、もしくは特殊な場合はIFSCから与えられた権限に基いてジュリー・プレジデントにより指定されたものを除き、関連するEN規格（もしくはそれと同様でそれに相当する国際的規格）に準拠していなければならない。この規則の発行時の当該規格は以下のとおり：

国際クライミング競技会で使用される専門用具の適用規格

用具	CEN 規格
確保器（ロッキング型 ⁴ ）	EN15151-1 (Draft)
確保器（手動型 ⁵ ）	EN15151-2 (Draft)
ハーネス	EN12277:2007 (Type C)
クライミングホールド	EN12572-3:2008
クライミングロープ	EN892:2004
クライミング用構築物	EN12572-1:2008, EN12572-2:2008
安全環付カラビナ（スクリュージェイト）	EN12275:1998 (Type H)

² 原文は“Climbs”。

³ 原文は“an in-situ rope (on “Top-Rope”)”。

⁴ グリグリに代表されるようなタイプの確保器。スピードの確保で使用する。

⁵ ATCに代表されるタイプの確保器。リードの確保で使用する。

安全環付カラビナ（セルフロックング）	EN12275:1998（Type H）
クイックドロワー/テープスリング	EN566:2007
クイックドロワー/連結具（カラビナ）	EN12275:1998（Type B, Type D）
クイックドロワー/連結具（マイロン・ラピッド）	EN12275:1998（Type Q）

医療担当者

3.2.5 ジュリー・プレジデントは、適切な資格のある医師（競技会専属医師）が、選手と競技エリアやアイソレーション・ゾーン内で働く役員の事故や負傷に対して速やかに対応するために待機していることを確認しなければならない。競技会専属医師はアイソレーションまたはウォーミングアップ用ウォールのオープン予定時刻から、その競技会のすべてのラウンドの最後の選手の競技が終わるまで、駐在しなければならない。

3.2.6 負傷、その他の病気など、どのような理由であれ、選手が競技に耐える状態にないと信ずる場合、ジュリー・プレジデントは競技会専属医師に、以下の身体テストをおこない、選手の状態を検査するよう依頼することができる：

a) 足:選手に連続して5回、それぞれの足で片足跳びをおこなわせる。

b) 腕:選手に連続して5回、両手で腕立て伏せをおこなわせる。

この検査の結果の後、その選手は競技に適した状態ではないと競技会専属医師が判断した場合、ジュリー・プレジデントは当該選手の競技参加を中止させねばならない。その後、当該選手が回復したと言う確証があれば、彼/彼女は所定の再検査を要求できる。検査の結果に従い、競技会専属医師は選手が競技に適した状態にあると判断すれば、ジュリー・プレジデントはその選手の競技を許可することができる。

3.2.7 いかなる場合も、選手からの要求によって、特別な措置（たとえばボルダーの上からはしごで地面に降りる、など）を用意することがあってはならない。

3.3 競技エリア

概説

3.3.1 競技エリアとは以下を包括したものである：

a) アイソレーション・ゾーン/ウォームアップ・エリア

b) トランジット・ゾーン

c) コール・ゾーン

d) 一つ以上の競技ゾーン

これらと一般に開放されたエリアとの間は、明確に区切られていなければならない。

3.3.2 競技ゾーンはクライミングウォール、そしてクライミングウォール直近の前方及びそれに隣接したエリア、競技の安全かつ公正な進行のために特に割り当てられた他のエリア——ビデオの記録/再生に必要なエリアなどの付随的なエリア——を包括する。

3.3.3 喫煙は指定された場所——通常はアイソレーション・ゾーン/ウォームアップ・エリアの出入り口に隣接し、コール・ゾーンや競技ゾーン内であったり近接していたりすることのない場所となる——でのみ認められる。指定された喫煙所は、アイソレーション・ゾーンの一部として扱われ、アイソレーション規定が適用される。

- 3.3.4 　いかなる選手も選手団役員も競技エリア内にある間は、いかなる電子通信機器も、ジューリ・プレジデントの許可なく所持または使用することは認められない。

競技エリアへの立ち入り

- 3.3.5 　以下の者のみが競技エリアへの立ち入りを認められる：
- a) IFSC 役員
 - b) 主催者役員
 - c) 当該ラウンドに参加資格のある選手（ジューリ・プレジデントまたはその代行者の指示を受けた者）
 - d) 公認された、選手団の役員（アイソレーション・ゾーン/ウォームアップ・エリアのみ）
 - e) ジューリ・プレジデントが特に認めた者。この場合、これらの者は競技エリアにいる間を通して、競技エリアの守秘性を保ち、不要な混乱や選手に対する妨害を防ぐために、競技会役員の付き添いと監視のもとにおかれる。
- 3.3.6 　動物はアイソレーション・ゾーンに入ることができない。ただしジューリ・プレジデントが認めた場合はこの限りではない。
- 3.3.7 　これらの規則に従わなかった場合、選手はセクション 4（罰則規定）にしたがって罰則が適用される。

3.4 衣類と用具

- 3.4.1 　選手が使用する全ての用具は IFSC が別途指定した場合を除き、3.2.4 に定める適用規格に準拠したものでなければならない。認められていない用具、結び方、衣服の使用、またはそれらの認められていない改変、広告に関する規則への不服従、いかなるものであれ IFSC 規則と規定及び選手団の服装と用具に関する規定への違反があった場合、選手はセクション 4（罰則規定）にしたがって罰則が適用される。
- 3.4.2 　選手は競技中、その国の選手団であることを表すために以下を満たす選手団の公式の上衣を着用しなければならない：
- a) 国旗を表示する、あるいは国旗の色またはその国のスポーツカラーであること
 - b) 国名、または 3 文字の IOC 国別コードを表示すること
- 上衣は男女で異なっていてよい。
- 3.4.3 　公式の競技順の入ったゼッケンは、競技会主催者から提供される。これには切断その他の改変を加えてはならず、上衣の背中側にはっきり見えるようにつけなければならない。競技順ゼッケンの大きさは 18×24cm（横長）を越えてはならない。競技会主催者は、加えて選手のズボンの脚の部分に競技順ゼッケンをつけさせることができる。
- 3.4.4 　各選手は、任意でチョークバッグ、ヘルメット、衣類（選手団の公式上衣に加えて）を着用できる。全ての用具及び衣類は、以下の広告に関する規定を遵守していなければならない：
- a) ヘッドウエア：製造者名またはロゴのみ。
 - b) 選手団上衣：スポンサーのラベル—— 合計で 300 平方センチ以内。
 - c) ハーネス：製造者の名称とロゴ、スポンサーのラベル—— 合計で 200 平方センチ以内。
 - d) チョークバッグ：製造者の名称とロゴ、スポンサーのラベル——合計で 200 平方センチ以内。
 - e) 脚部：製造者の名称とロゴ、スポンサーのラベル——片足あたり合計で 300 平方センチ以内。

f) 靴と靴下：製造者の名称とロゴのみ。

各用具、服装における選手の所属する山岳連盟/協会や国を表す語句やロゴは、上の各項に規定されたサイズの上限に加えて認められる。

刺青など選手の身体に直接表示されたいかなる広告用の名称、ロゴも、上記にそれぞれ規定された身体部分のサイズ上限に含めて計算するものとする。

- 3.4.5 ルートまたはボルダーでのアテンプト中、選手はその手にチョーク（粉末または液体）のみをつけることが認められる。
- 3.4.6 可能であれば常に、そして特に表彰式においては、選手と選手団役員は、それぞれのユニフォームを着用しなければならない。
- 3.4.7 これらの規則に従わなかった場合、選手はセクション 4（罰則規定）にしたがって罰則が適用される。

3.5 壁のメンテナンス

- 3.5.1 チーフ・ルートセッターは競技会の各ラウンドを通じて、IFSC ジャッジからの依頼に応じて壁の保守と修理を能率的かつ安全におこなう、熟練した保守チームを確保しなければならない。安全性は、常に最優先されねばならない。
- 3.5.2 IFSC ジャッジの指示があったら、チーフ・ルートセッターは直ちに補修作業をおこなわねばならない。補修終了後、チーフ・ルートセッターが点検し、ジュリー・プレジデントに対し補修の結果、以降の選手に有利または不利になることがない旨を告知しなければならない。競技会のそのラウンドを継続するか、中止し再スタート（再試合）をおこなうかのジュリー・プレジデントの決定は絶対で、この決定に関するいかなる抗議も受諾されない。

3.6 順位と記録

- 3.6.1 IFSC は以下の確定順位を公表する。
 - a) ワールドカップ・ランキング
 - b) 世界ランキング（WR）

ワールドカップ・ランキングの算出方法は、セクション 11（ワールドカップ・シリーズ）に定める。

世界ランキングは IFSC が認めた全ての競技会での選手の獲得した成績をもとに、先立つ 12 ヶ月間の順位を計算する。世界ランキングを作成する方法の詳細は、IFSC のウェブサイト公表される。

- 3.6.2 IFSC はスピード競技の世界記録を公表する。

4. 罰則規定

4.1 イントロダクション

- 4.1.1 ジュリー・プレジデントは競技エリア内において、競技会に影響を及ぼす全ての活動と決定に、全面的な権限を有する。

4.2 選手

概説

- 4.2.1 ジュリー・プレジデントと IFSC ジャッジはともに、選手の競技会規則に対する違反と、品行上の問題に関して以下のことをおこなう権限を有する。
- a) 非公式の口頭での警告。
 - b) イエローカードの提示による公式な警告。
- 4.2.2 イエローカードまたはレッドカードの提示後、できる限り早い時点で、ジュリー・プレジデントは、以下のことをおこなわねばならない：
- a) 違反についてそして、ジュリー・プレジデントが規則に基づいたそれ以上の懲罰行動を考慮した、問題の提訴を、規則に従って提議するかどうかについての陳述書を作成し、選手のチーム・マネージャー（あるいはチーム・マネージャーが不在のときは当該選手）に提出する。
 - b) この陳述書のコピーを、規則違反の詳細な報告書、証拠、IFSC の懲罰委員会への提訴による追加懲罰の考慮を求める勧告とともに IFSC に提出する。

イエローカードによる警告

- 4.2.3 上記 4.2.1.b) のイエローカードによる警告は以下の規則違反に対しておこなわれる。

ジュリー・プレジデントまたは IFSC ジャッジの指示に関すること

- a) ジュリー・プレジデントまたは IFSC ジャッジからの指示に従わない。
 - i) IFSC ジャッジまたはジュリー・プレジデントによるアイソレーション・ゾーンへ戻る指示に対する不当な遅滞
 - ii) コール・ゾーンから競技エリアに入る指示を受けた後の不当な遅滞
 - iii) IFSC ジャッジのスタートの指示に対する不服従

用具及び式典に関すること

- b) IFSC の規則に用具と衣服に関する規定に対する不服従
- c) 競技会主催者から供与された競技順ゼッケンの着用に関する不服従
- d) 選手の開会式への不参加
- e) 決勝の上位 3 名の表彰式への不参加

品行に関すること

- f) 猥褻な、または好ましからざる言動
- g) スポーツにふさわしからぬ行動

これらの決定に対する抗議は、第 2 部の該当するセクションで、これらの規則に指定されている手続きに従っておこなわれねばならない。

- 4.2.4 同じ選手が 1 回の競技会で 2 枚のイエローカードを受けたら、その選手は当該競技会で失格となる。

- 4.2.5 同じ選手が同一シーズンに 3 枚のイエローカードを受けた場合は、以下のいずれかとなる：
- a) その選手がすでに世界ランキングにカウントされる次の IFSC 競技会に登録している場合、その競技会への参加資格を失う。
 - b) a) が適用できない場合、世界ランキングにカウントされる次の IFSC 競技会の、3 枚目のイエローカードが発行された種目への登録資格を失う。

失格

- 4.2.6 ジュリー・プレジデントだけが、選手を競技会から失格させる権限を持つ。失格はレッドカードの提示によらねばならない。
- 4.2.7 以下の規則違反は、レッドカードの提示と選手の競技会での即時の失格となり、それ以外の制裁は伴わない：
- a) アイソレーション規則が適用されている間に、認められたオブザベーション・ゾーンの外からルートを観察した。
 - b) 認められていない用具の使用。
 - c) アイソレーション・ゾーンまたはその他の制限された場所で、許可無く通信手段を使用した。
- これらの決定に対する抗議は、第 2 部の該当するセクションで、これらの規則に指定されている手続きに従っておこなわれねばならない。
- 4.2.8 以下の規則違反は、レッドカードの提示と、選手のその競技会での即時の失格となり、さらに IFSC の懲罰委員会に即時に提訴される。

選手または選手団員による競技エリアでの規則違反：

- a) 当該競技会のルールで認められている範囲を越えて選手が競技するルートの情報を収集した。
- b) 当該競技会のルールで認められている範囲を越えて情報を収集し、また他の選手に伝えた。
- c) 準備中またはアテンプト中の選手の攪乱または妨害をした。
- d) ジャッジ、主催者役員、IFSC 役員の指示に従わなかった。
- e) 選手の衣服に及び用具/装備における広告に関する規定の違反。
- f) スポーツにふさわしくない問題のある行動、またはその他の重大な競技会の妨害。
- g) IFSC 役員、主催者役員、選手団員（選手を含む）あるいは何人であれその他の人々に対する脅迫的、または礼を失した、あるいは暴力的な言動。

違反行為が、競技エリア外であっても、公共の場、競技会場内、あるいは競技に関係して選手や選手団員によって使用されている宿泊場所や施設内でおこなわれた場合：

- h) スポーツにふさわしからぬ深刻な問題行動、またはその他のはなはだしい攪乱行為。
- i) IFSC 役員、主催者役員、選手団員（選手を含む）あるいは何人であれその他の人々に対する脅迫的、または礼を失した、あるいは暴力的な言動。

IFSC の懲罰委員会に提訴された場合の以降の手続きは、「IFSC の懲罰と抗議に関する規則」⁶に別途定める。

⁶ “ the IFSC Disciplinary and Appeal Rules ”

4.3 選手団役員

4.3.1 選手団役員は選手と同様に見なされ、それに応じた取り扱いを受ける。

4.4 上記以外の者

4.4.1 ジュリー・プレジデントは、誰であれ規則に違反した者の、競技エリアからの即時の退去を求め、必要であれば、その要求がいれられるまで競技の進行を中断する権限を有する。

5. アンチドーピング

5.1 採択

5.1.1 IFSC は世界アンチドーピング規定 (The Code) を採択する。

5.2 適用

5.2.1 この規定は、IFSC の権限のもとに開催される全ての競技会に適用される。こうした競技会に参加する者、その準備にあたる者、またどのような形にせよ——選手、コーチ、トレーナー、役員、医療担当者、準医療担当者——関与する者は全て、この規定ならびに競技規則の 5.4.1 に定めるところを遵守し、その規制を受けることに同意しているものとみなされる。

5.3 IFSC 内部の管轄部門

5.3.1 この規定の国際競技クライミング——リード、ボルダリング、スピードから構成される——への IFSC 内での適用は、アンチドーピング及び懲罰委員会が管轄する。

5.4 違反と制裁

5.4.1 ドーピングへの違反は、「IFSC アンチドーピング指針と手続き」と「IFSC 懲罰と抗議に関する規則」に基づいて処理される。

6. リード

6.1 概説

6.1.1 リード競技会は専用に設計された、最低 12m の高差を持つ人工壁でおこなわれる。

6.2.2 リード競技会の通常の構成は以下のとおり：

- a) それぞれのカテゴリー及びスターティング・グループごとに、2 本の異なるルートを使用する予選。両ルートはグレードと性格が近似でなければならない；
- b) 各カテゴリーにつき 1 本のルートによる準決勝；
- c) 各カテゴリーにつき 1 本のルートによる決勝。

不測の事態の場合は、ジュリー・プレジデントはラウンドのうちひとつを省略することができる。
1 ラウンドが省略された場合、先立つラウンドの結果を省略されたラウンドの順位とする。

6.2 クライミング用構築物

6.2.1 クライミング用構築物及びホールドはセクション 3（総則）に定める適用規格に準拠していなければならない。

6.2.2 クライミングに使用する面は、各ルートが最低 15m の登攀距離と最低 3m の幅をもって設定可能でなければならない。ジュリー・プレジデントの判断により、壁の一部分の幅が 3m 未満であっても認めることができる。

ルート設定

6.2.3 予選が 2 組の予選ルート、2 組のスターティング・グループでおこなわれる場合は、各組のルートは似通った性格（側面から見た形状とルートの内容）で、それぞれの組のルートは全体的な難度が近似でなければならない。

6.3 安全性

6.3.1 リード競技で使用する専門用具は、セクション 3（総則）に定める適用規格に準拠していなければならない。

6.3.2 すべてのルートにおいて選手は、適用規格に準拠したシングルロープを使用して、下からの確保で、そのアテンプト中に確保支点到ロープをクリップすることで自身の安全を確保しながら登る。IFSC ジャッジはロープ交換の頻度を決定する。

6.3.3 各ルートは以下に配慮して設定されなければならない：

- a) 選手の墜落によってその選手が負傷したり、あるいは他の選手や第三者を傷つけ、またその妨げとならないこと；
- b) 下向きのジャンプがないこと

6.3.4 IFSC ジャッジは、チーフ・ルートセッターとの協議とジュリー・プレジデントの承認のもと、以下の決定をおこなうことができる。

- a) ロープを最初の（そして適当と見なされれば他の）確保支点到、事前に通しておくこと；
- b) ルートの下部を登る選手に対し、より安全を確保するために、ルートの出だしで補助的確保（スポット）をおこなう

しかしながらこれらの場合は本来、可能な限りこうした安全対策が不要であるようにルート設定がおこなわれねばならないものである。

確保支点

- 6.3.5 各確保支点には（最後のものも含め）以下からなるクィックドローを設置しなければならない：
- a) 規格に準拠し、正しく閉じられた 8mm または 10mm のマイロン・ラピッド；
 - b) 適切な長さ（チーフ・ルートセッターが決定）の、連結されたものではない、機械縫製によるスリング；
 - c) 選手が登りながらクリップをおこなうカラビナ。カラビナの向きは横向き荷重となる可能性が、極力少なくなるようにすること。
- 6.3.6 以下の方法は、絶対におこなってはならない：
- a) スリングに結び目を作って、長さを短くしたり調整したりすること；
 - b) クィックドローの連結；
 - c) ロープまたはテープを結んで作製したスリングの使用。

個人の用具

- 6.3.7 選手はクライミング・ハーネスを着用しなければならない。ジュリー・プレジデントは、選手のハーネスが安全性に欠けると判断する理由がある場合、選手の競技開始を認めてはならない。
- 6.3.8 クライミングロープは選手のハーネスに、止め結びをおこなった 8 の字結びで結ばなければならない。
- 6.3.9 選手はオーディオ機器をオブザベーション中、そしてクライミング中に所持または使用してはならない。

安全性の確認

- 6.3.10 ジュリー・プレジデント、IFSC ジャッジ、チーフ・ルートセッターは競技会の各ラウンドに先立ち安全確保の基準を満たしていることを確認するために、各ルートを点検しなければならない。
- 6.3.11 ジュリー・プレジデントは競技会で使用される全ての確保器具が、6.3.13 の要求を満たしていることを確認しなければならない。
- 6.3.12 全てのアテンプトに先だって、プレイヤーは以下のことを確認しなければならない：
- a) 選手のハーネスが正しく装着されていること；
 - b) クライミングロープが選手のハーネスに、6.3.8 にしたがって結束されていること；
 - c) ロープがすぐに使用できる状態に巻いてあるか整理されていること。

確保

- 6.3.13 クライミングロープは 1 名のプレイヤーが地上から操作するが、もう 1 名の補助を受けることが望ましい。プレイヤーは手動型の確保器を使用しなければならない、また選手が登っている間、選手の状態に十分に注意を払って以下のことを遵守しなければならない：
- a) ロープをむやみにタイトにし過ぎたり、緩めすぎたりすることで選手の動作を妨げることがないようにする；
 - b) 選手が確保支点でロープをクリップするとき、それを妨げないようにする。もしロープを確保支点到クリップするのに失敗したら、ゆるめたロープはただちにたぐる；
 - c) 全ての墜落はダイナミックビレイで安全に停止させる；

d) 選手を必要以上に長く墜落させない；

e) 墜落中の選手が、壁が重なった部分の縁や、その他クライミングウォールのいかなる部分によっても、負傷することがないようにする。

6.3.14 ビレイヤーは常時、ロープを適切にたるませておかねばならない。ロープへのテンションはどのようなものであれ、人工登攀や選手への妨害とみなされ、IFSC ジャッジによって、テクニカル・インシデントと宣言される。

6.3.15 主催者から指名されるビレイヤーは、リード競技に必要な確保の方法に習熟していなければならない。IFSC ジャッジは、どのビレイヤーでも、競技会中いつでも、その交替を主催者に指示する権限を有する。交替させられた場合、そのビレイヤーはその競技会のどの選手のビレイも担当することができない。

6.3.16 ロープを最後のクィックドローに通した後、または墜落した後、ビレイヤーは選手を地面へ下降させなければならない。選手が地面にあるものに接触しないように、十分な注意が払われなければならない。

6.3.17 選手がロープをハーネスからほどいている間、ビレイヤーは可能な限りすばやく、かつクィックドローが不用意に乱されないようにロープを引き抜かねばならない。ビレイヤーはその責任において、選手を可能な限り早くクライミング・ゾーン⁷から退去させねばならない。

6.4 成績判定と計時

6.4.1 各ルートを担当する審判員をルート・ジャッジと呼ぶ。少なくとも審判員の国内資格がなければならない。

成績判定

6.4.2 各ルートにおいて、選手の成績は以下のように判定される：

a) ルートを 6.9.2 に従って登り切った選手の成績は「TOP」(完登)と表記される；

b) 墜落した、あるいは競技中止となった選手については、6.4.3 から 6.4.5 の規定に従い、その保持または使用したルートのライン上の最遠点のホールドで成績を決定する。

6.4.3 成績判定は以下にしたがっておこなう：

a) ホールドとして扱うのは次のいずれかである：

i) ラウンド開始前にチーフ・ルートセッターによって指定されたもの：

ii) 選手によって積極的に使用されたもの：

これらはルート図上にルート・ジャッジによって記入され、チーフ・ルートセッターが定義したルートのラインに沿って順番に番号が付けられる。

b) 手で使用されたホールドのみを考慮する：

c) オブジェクト⁸の使用可能な部分のみを考慮する：

付記：選手がホールド(チーフ・ルートセッターによって特定されたもの)がないところに触れても、それは選手の成績判定に際して考慮されない。⁹

⁷ 「競技ゾーン」の誤記か？

⁸ クライミング・ウォール本体、はりばて、ホールド、その他アテンプト中に選手が登るために利用しうる造形物の全ての総称。

⁹ 2011 年版ルールの 4.8.2 の中にある文言がここに残っているのだが、2012 年の改定でタッチ(-)はルールから消えているため、

6.4.4 IFSC ジャッジは以下の判断をおこなう：

- a) 選手が安定した体勢をとるか、あるいはその体勢を制御し得た場合、そのホールドの「保持」(controlled)と判断する。選手がホールドを保持した場合の成績は、ルート図上でホールドに付けられた番号に末尾符号を付けずにあらず。
- b) 選手があるホールドから、ルート上を登っていく上で有効な、制御された登攀動作をおこなった場合、そのホールドの「使用」(used)と判断する。選手がホールドを使用した場合の成績は、ルート図上でホールドに付けられた番号にプラス(+)の末尾符号を付けてあらず。この成績は、同じホールドの保持よりも上位となる。¹⁰

付記：制御された登攀動作とは静的であれ動的であれ一般に次のようなことを意味する：

- i) 選手の重心位置のあきらかな変化；
- ii) 少なくとも片手が、(a) ルートのライン上の次のホールド¹¹；または(b)他の選手が、そのホールドからのムーブで保持したことのあるホールド¹²；のいずれかに届くこと。

6.4.5 選手のその明らかに差違のあるパフォーマンスを区分するための、各ホールドの保持と使用の境界の決定は、IFSC ジャッジの裁量による。

計時

- 6.4.6 各選手のクライミング・タイムとは、選手のアテンプトの開始から終了までの間の時間を言う。
- 6.4.7 各選手のクライミング・タイムは手動操作式のデジタル表示電子式タイマー（ストップウォッチ）を使用して、手動で計測する。
- 6.4.8 少なくとも各ルートにつき 1 名のルート・ジャッジ¹³が、公式のタイムキーパーとして、各選手の時間記録をおこなわねばならない。各タイムキーパーは他者にストップウォッチを見せたり、他者と時間記録について検討することなく、独立して作業をおこなわねばならない。時間記録は秒単位でおこなうが、1 秒未満は切り捨てて計時/記録する。
- 6.4.9 各選手のクライミング・タイムは、以下の時刻の間を記録するものである：

いずれにしても下のホールドの使用にとどまる。したがってこの付記は事実上意味がないように思われる。

¹⁰ 単純に従来の「ノーマル」が「保持」、「プラス」が「使用」に変更された、と考えれば良い。「+」(プラス)はあくまで「使用」をあらわす記号に過ぎない。

¹¹ この(a)、(b)はいずれも、あるホールド(ホールドA)を保持した状態からムーブをおこなった場合。(a)は、手順的にホールドAの次にあるホールド(ホールドB)にタッチすれば、ホールドAの+(使用)と判定するという。通常はこのようなムーブには重心移動をともなうはずなので、i)で規定された「重心移動」を伴わない場合——例えば同一ポジションでのデュオホールドへのマッチや手の送りなどのケースに適用されると考えるべきだろう。

¹² ホールドBよりもアクシス上で先方にあるホールド(ホールドC)へのタッチについては、他の選手が誰か1人でもホールドAからホールドCを(ホールドBを使用すること無く)一気に保持している場合には、ホールドAの+(使用)と判定するという。そしてこれが、チーフ・ルートセッターの判断ではないことに注意。あくまで、それができた選手がいたかどうかである。

この場合の判定をまとめると、以下のようになる。

- 1 そのムーブの前に、ホールドBを保持していたら、ホールドBで評価する。
 - 2 1でない場合は、
 - a その時点までにホールドAから直接ホールドCを保持した選手がいれば、ホールドAの使用(プラス)。
 - b その時点までにホールドAから直接ホールドCを保持した選手がいなければ、ホールドAの保持(ノーマル)だが、後で直接ホールドCを保持する選手が出てくるかも知れないので、ホールドCに直接タッチした旨をメモしておかねばならない。
- さらに、ホールドCをホールドAから直接保持した選手について、その時点で(仮にその選手がそこで落ちなかった場合でも)メモしておく必要がある。そうしないと2のケースの判断にビデオ確認が必要になる。

¹³ 「ルート・ジャッジ」とあるので、国内審判資格が要求されることになる。

- a) 選手が 6.9.1 に従って競技開始した時から；
- b) 選手が次のいずれかとなった時まで：
 - i) 6.9.2 に定めるところの、ルートの最終クィックドローへのクリップ；
 - ii) 墜落¹⁴

いずれの場合も、時間記録は秒単位で算出するが、1 秒未満は切り捨てて記録するものとする。

6.5 各ラウンドの定員

- 6.5.1 準決勝、及び決勝に進出する選手の定員は、それぞれ 26 名と 8 名である。
- 6.5.2 予選が 2 つのスターティング・グループでおこなわれる場合、次のラウンドへの定員は等分して各グループに割り当てねばならない。通常はグループあたり 13 名である。
- 6.5.3 準決勝及び決勝への進出者は、先立つラウンドで上位の選手をあてる。同着の選手があって進出者数を超過する場合は全ての同着の選手を、次のラウンドに進出させるものとする。

6.6 競技順

予選

- 6.6.1 予選が二つのスターティング・グループで行われる場合、選手は以下のように各スターティング・グループに割り振られる。
 - a) まず、テクニカル・ミーティング当日のリードの世界ランキング（以下「現世界ランキング」[" Current World Ranking "] ）を有する選手を下の例のように各スターティング・グループに振り分ける。

現世界ランキング	
スターティング・グループ A	スターティング・グループ B
1 位	2 位
4 位	3 位
5 位	6 位
8 位	7 位
9 位	10 位
以下同様	以下同様

- b) 次に、ランク外の選手を無作為に、それぞれのスターティング・グループの選手数が同数もしくは可能な限り同数に近くなるように、各スターティング・グループに振り分ける。
- 6.6.2 各スターティング・グループの予選競技順は以下の通りとする。
 - a) 予選の最初のルートの競技順は無作為順。
 - b) 予選の 2 番目のルートの競技順は、最初のルートと同じ順番だが、半数のところでは前後を入れ替える。

¹⁴ これが、「最高到達点に達した時刻」ではないことに注意。すなわち選手はそれ以上先に登り続けることが難しいと判断したら、早めにランジするなりして落ちた方が、順位が上がる可能性がある、ということだ。へたに粘ると、却って時間記録は悪くなってしまう。

なお、b) ii) の「墜落」は、「6.9.9 の規定によるアテンプットの終了時」とするのが正しいと思われる。

例えばあるカテゴリーで選手が 21 名の場合、A ルートで最初にスタートする選手は B ルートでは 11 番目にスタートする¹⁵。

準決勝と決勝

- 6.6.3 準決勝と決勝の競技順は先立つラウンドの成績の逆順とする：すなわち最上位の選手が最後に競技をおこなう。先立つラウンドで同着の選手の場合、それらの選手間の競技順は以下の通り。
- a) 同着の選手がそれぞれ現世界ランキングを有する場合、その現世界ランキングの降順とする：すなわち最上位の選手を最後とする。
 - b) 同着の選手がともにランク外であるか、現世界ランキングが同位の場合は、無作為順とする。
 - c) 現世界ランキングを有する選手とランク外の選手が同着の場合は、ランク外の選手を先にする。

6.7 競技の進行

概説

- 6.7.1 リード競技会の連続したラウンドを同日中に実施する場合、最初のラウンドの最後の選手が競技を終えてから、続くラウンドのアイソレーションクローズまでの間は最低 2 時間を置かなければならない。

アイソレーションに関する規定

- 6.7.2 6.7.3 から 6.7.6 (アイソレーションに関する規定) は、リード競技会の準決勝と決勝に適用される。
- 6.7.3 アイソレーション・ゾーンのクローズ時刻以後は、選手と選手団役員は**指示がない限り**アイソレーション内に留まらなければならない。

付記：選手や選手団役員、そしてジューリ・プレジデントがアイソレーション・ゾーンへの立ち入りを認めたその他の者は、随時アイソレーションから退出することができるが、アイソレーションから退出した後は、クローズ時刻以後は戻ることはできず、ジューリ・プレジデントが特に残留を認めない限り、競技ゾーンからも退去しなければならない。

- 6.7.4 アイソレーション・ゾーンのクローズ時刻は、競技会のいずれのラウンドにおいても、競技順が最初の選手が競技を開始する予定時刻、あるいは決勝の場合は決勝進出者の紹介の予定時刻より 1 時間以上早くてはならない。

付記：選手はアイソレーション・ゾーンのクローズ時刻より以前であれば随時、競技エリア外からルートを見ることができる。

- 6.7.5 アイソレーションに関する規定が適用されている場合、選手は公式のオブザベーションの間に得た、あるいはジューリ・プレジデントや審判員から伝えられた以外のルートに関する知識を持つてはならない。各選手はその自己責任において、ルートについての全ての指示に注意を払わねばならない。疑いを避けるため：
- a) 競技エリアにいる選手が、競技エリア外にいる者から何らかの情報を求めることは、ジューリ・プレジデントが特に認めた場合を除き許されない。
 - b) 自身の競技を終えた選手及び何らかの理由で競技エリア内にある選手は、競技を終えていない

¹⁵ この「例」の原文は A ルート (Route A) ではなく A レーン (Lane A) となっている。レーンはスピード競技の用語であり、これと同じ文言がスピードの 8.6.1 に見られる。スピードの文言をこちらにコピーした際に、Route とすべきところを Lane のままにしまったものと思われる。

選手にルート/ボルダーに関する何らかの情報を伝えてはならない。

- 6.7.6 アイソレーションに関する規定が有効な時にそれに違反した場合、セクション 4 (罰則規定) にしたがって罰則が適用される。

クライミングに先立つ準備

- 6.7.7 アイソレーション・ゾーン/ウォームアップ・エリアからコール・ゾーンに移動する正規の指示を受けた後は、認められた役員以外の何人をも同伴することはできない。
- 6.7.8 コール・ゾーンに到着したら、各選手は靴をはきロープを結ぶなど、その種目に応じた競技をおこなうための最終的な準備をしなければならない。
- 6.7.9 コール・ゾーンから競技ゾーンに入る指示があったら、各選手は準備を整えた上でそれに従わなければならない。これに対する不当な遅滞はイエローカードの対象となる。それでもなお遅滞が続く場合、セクション 4 (罰則規定) にしたがって失格となる。

クリーニング

- 6.7.10 各ルートのホールドは IFSC ジャッジがチーフ・ルートセッターと協議の上で決定した回数、クリーニングされねばならない。ルートのクリーニングまでのアテンプト数は最大 20 人までとし、クリーニング作業はラウンドを通して均等な間隔でおこなわれねばならない。クリーニングの回数と所要時間は公表し、アイソレーション・ゾーンに掲示される競技順リストに明示しなければならない。選手はルート中のいかなるホールドもクリーニングすることはできない。

予選

- 6.7.11 各カテゴリーの予選は、通常は 2 本の異なるルートに、1 つのスターティング・グループで実施される。また予選を、それぞれが二本のルートによる 2 組の予選ルートで、選手を 2 つのスターティング・グループに分割して実施することもできる。
- 6.7.12 抗議やテクニカル・インシデントの結果、追加のアテンプトをおこなう場合以外は、選手はそのスターティング・グループに割り当てられた 2 本のルートそれぞれで、1 回のみアテンプトをおこなう。
- 6.7.13 予選の競技時間は、各ルート 6 分間とする。
- 6.7.14 6.6.2 で規定された競技順は、両ルートが同時平行で登られる場合も、一つのルートが終了後に他方のルートを登る場合にも用いられる。いずれの場合も、選手は最初のルートでのアテンプトの終了と 2 番目のルートのアテンプト開始の間に、少なくとも 50 分間の休憩時間を保証される。

準決勝と決勝

- 6.7.15 準決勝と決勝は、各カテゴリーについて 1 本のルートで実施する。各ラウンドは通常両カテゴリーを同時並行で、あるいは決勝については、各カテゴリーの選手が交互に競技をおこなう。

例えば交互の場合、選手は決勝ルートのアテンプトを以下のようにおこなう：1 番目：カテゴリー A の 8 位の選手、2 番目：カテゴリー B の 8 位の選手、3 番目：カテゴリー A の 7 位の選手、以下同様 ...

- 6.7.16 決勝に先立ち、決勝進出選手の紹介をおこなわなければならない。
- 6.7.17 抗議やテクニカル・インシデントの結果、追加のアテンプトをおこなう場合以外は、準決勝/決勝進出選手はそのラウンドで自身のカテゴリーに割り当てられたルートで、1 回のみアテンプトをおこなう。
- 6.7.18 準決勝及び決勝の競技時間は各ルート 8 分間とする。

6.7.19 準決勝及び決勝の競技順は、6.6.3 に定めるところにしたがって決定される。

6.8 オブザベーションに関する規定

概説

- 6.8.1 各選手は、コール・ゾーンを離れた時から 40 秒間の最終オブザベーション時間が認められる。この最終オブザベーション時間はそのルートの競技時間には含まれず、予選、準決勝、決勝の集団でのオブザベーションに追加しておこなうものである。選手がこの最終オブザベーション時間が終わってもそのアテンプトを開始しない場合は、ただちにスタートするよう指示がおこなわれる。それ以上の遅滞はセクション 4（罰則規定）に照らして制裁の対象となる。

予選

- 6.8.2 予選ルートのビデオ記録がウォームアップ・エリアで、各ルート当たり一つの画面を使用して、連続的に再生されていなければならない。再生の開始はそのラウンドのウォームアップ・エリアのオープン時で、いかなる場合もそのラウンドの開始予定時刻の 60 分前より後であってはならない。
- 6.8.3 ビデオ記録が使用できない場合は、予選の各ルートの実況のデモンストレーションを最初の選手のアテンプト開始時刻の 30 分以上前に行わねばならない。男子選手のルートは男性が、女子選手のルートは女性がデモンストレーションをおこなうことが望ましい。

準決勝及び決勝

- 6.8.4 集団オブザベーションを、ラウンド開始の直前に行わねばならない。オブザベーションの時間はジュリー・プレジデントがチーフ・ルートセッターと協議の上で決定するが、通常は各ルートについて 6 分間を越えないものとする。例外的に長いルートの場合は、延長してもよい。
- 6.8.5 選手団役員はオブザベーションの間、選手に付き添うことは認められない。オブザベーション・エリア内では、全ての選手はアイソレーションの規定に拘束される。選手はオブザベーションを指定されたオブザベーション・エリア内で行わねばならない。クライミングウォールに登ること、また何であれ用具類や家具類の上に立つことは認められない。質問は、審判員に対してのみ認められる。
- 6.8.6 選手は出だしのホールドに、両足から地面から離すことがない状態であれば触れることができる。選手はルートまたはボルダー¹⁶のオブザベーションに双眼鏡の使用と、手書きのスケッチと記録が許される。それ以外いかなるオブザベーションや記録のための機器の使用も認められない。
- 6.8.7 オブザベーションが終わったら、選手は速やかにアイソレーション・ゾーンに、競技順リストの最初の数名はジャッジの指示でコール・ゾーンに戻らなければならない。いかなる不当な遅滞も「イエローカード」の対象となるさらにそれ以上の遅滞は、セクション 4（罰則規定）に従い、ただちに失格となる。

6.9 クライミング中の規定

競技の開始

- 6.9.1 選手の身体 of 全ての部分が地面から離れたときをもってアテンプトの開始とし、競技時間の計測が開始される。

アテンプトの完了

- 6.9.2 ルートが規則に従って登られ、6.7.13 及び 6.7.18 に定める競技時間内に、ルートの最終ウィックドロローにロープがクリップされたとき、完登と見なされる。

¹⁶ 原文通り。この部分は、2011 年の一般規則の文言をそのままコピーしていて、「ボルダー」を削除し忘れたようだ。

6.9.3 ルートのアテンプト中は：

- a) 選手は、キックドローに順番にクリップしなければならない。

付記：最初のキックドローに地面の上からクリップしても良い。

付記：選手は直近にクリップしたキックドローについて、ロープを一度はずして再クリップすることができる。

- b) 選手は常にレジティメイト・ポジションでなければならない。6.9.4 が適用されていない限り、それは以下の場合を言う¹⁷：

- i) 選手の身体の一部が(最後にクリップされたキックドローの)次の未クリップのキックドローの下側のカラビナを越えていない；
- ii) 選手が(最後にクリップされたキックドローの)次の未クリップのキックドローに(そのキックドローを足で引き上げたりすることなく)手で触れることができる。

6.9.4 ジュリー・プレジデントは、1つ以上のキックドローについて特定のホールドまたはその手前のホールドからクリップしなければならないと定めることができる。その場合は、その旨を全選手にラウンド開始前に伝達し、当該のホールドとキックドローに明確にマーキングをおこない——青十字が望ましい——オブザベーション中に注意を与えなければならない。

6.9.5 クリップについてのレジティメイト・ポジションをはずれた状態でのいかなる動作も、上位の成績として評価されることはない。

6.9.6 選手が上記の 6.9.3.a)に従ってロープをカラビナにクリップしながらも、“Z クリップ”があった場合は、選手は Z クリップを修正しなければならない。選手は(必要があればクライムダウンして)いずれのカラビナであれ、クリップの解除と再クリップをすることができる。修正後は、全ての確保支点にクリップされていなければならない。

6.9.7 IFSC ジャッジはそれ以上登り続けることが危険であると判断した場合、選手のアテンプト終了を命じることができる。

6.9.8 選手はそのアテンプト中随時、IFSC ジャッジに競技時間の残りを尋ねることができ、IFSC ジャッジは選手に対してすみやかに残り時間を自身で伝える——あるいは伝えるように指示しなければならない。競技時間が終了したら IFSC ジャッジは登るのをやめる指示を選手に自身でおこなうか、あるいはその指示をおこなうよう指示をしなければならない。選手が IFSC ジャッジの競技中止の指示に従わなかった場合は、その選手はセクション 4 (罰則規定)に従って制裁の対象となる。

6.9.9 選手のルートでのアテンプトは、以下の場合に完登以外の競技終了¹⁸となる：

- a) 選手が墜落した；
- b) 選手がルートの競技時間を超過した；
- c) 選手が連続的かつ明確に識別できるように黒テープ(あるいは他の色を使用する場合は、ジュリー・プレジデントにより選手に対する競技説明¹⁹で指定されたもの)で使用限定された壁の一部、ホールド、はりばてなどを使用した；
- d) 選手がクライミングウォールにホールド取付け用にあけられた穴を手で使用了；

¹⁷ この部分の原文は “Subject to Article 6.9.4, this will be the case if: ”。この Subject to.....は「6.9.4」の規定の存在を前提にして、と言う意味合いで使われているようだ。

¹⁸ 原文は “unsuccessful ” で「非完登」とでも訳すしかない。

¹⁹ “technical briefing” で、ラウンド開始前におこなう最終的な注意事項伝達などのためのミーティング。

- e) 選手が壁の両脇または上端の縁を登るために使用した；
- f) 選手がハンガー（その取付け用ボルトを含む） クリックドローを登るために使用した；
- g) 選手が規則に従ったクリックドローへのクリップを行わなかった；
- h) 選手がアテンプトを開始した後に、身体のいずれかの部分が地面に戻った；
- i) 選手が何らかの人工的補助手段を使用した。

6.9.10 以下に対する違反があった場合、選手はそのルートにおけるアテンプトを中止しなければならない。

- a) 6.9.3
- b) 6.9.4
- c) 6.9.9b) ~ i)

IFSC ジャッジによる競技中止の指示を選手が拒否した場合は、セクション 4（罰則規定）に従ってその選手は制裁の対象となる。

6.10 各ラウンド後の順位

概説

6.10.1 あらゆるルートで、各選手のアテンプトは以下の規準で順位付けされねばならない：

- a) 6.4.2a)に従って完登とされた全ての選手を 1 位とする；
- b) a)の下位の順位は、墜落したあるいは 6.9.10 によってそのルートでのアテンプトを終了させられた選手について、6.4.3 から 6.4.4 に従って与えられた成績の降順とする

6.10.2 あるラウンドに参加資格のある選手が競技を開始できなかった場合：

- a) それが予選の両ルートの場合は、順位は与えられない；
- b) それが予選の一方のルートのみの場合、準決勝及び決勝のルートの場合は、そのルートの最下位となる。

6.10.3 6.10.1 と 6.10.2 による順位付け後に同着となる選手があった場合、これらの選手の順位は前のラウンドの順位によって決定される（以下、「カウントバック」）。同着となった選手間の成績は、先立つラウンドの順位の昇順となる。

付記：予選が選手を 2 つのスターティング・グループに分けておこなった場合は、予選の成績へのカウントバックは行わない。

6.10.4 6.10.3 のカウントバックの後に、なお同着の選手があった場合；

- a) 同着が決勝ルートでの成績であれば、当該選手の順位はそれぞれの時間記録（短い方が上位）で決定する；

付記：その一部であれ全てであれ、同着となった選手の時間記録が等しい場合、それらの選手は同順位とする。

- b) 同着がそれ以外の場合は、それらの選手には同じ順位が与えられる。

予選の順位

6.10.5 予選に参加した各選手には、各予選ルートについて以下の値が順位ポイントとして与えられる：

- a) 選手のそのルートでの順位が単独である場合は、そのスターティング・グループ内での選手の順位の値；
- b) 2 名以上の選手が同着となっている場合は、そのスターティング・グループ内の同着の選手の

平均順位の値²⁰。

例：1 位に 6 名の同着があった場合、同着の各選手に $(1+2+3+4+5+6) \div 6 = 21 \div 6 = 3.50$ が順位ポイントとして与えられる

例：2 位に 4 名の同着があった場合、同着の各選手に $(2+3+4+5) \div 4 = 14 \div 4 = 3.50$ が順位ポイントとして与えられる

- 6.10.6 予選のスターティング・グループ内での選手の順位は、以下の式から算出された、各選手に与えられる総合ポイント（トータルポイントの値が小さい方が上位）の昇順とする。

$$TP = \sqrt{R1 \times R2}$$

TP=総合ポイント

R1 = 6.10.5 の規定にある最初のルートの順位ポイント

R2 = 6.10.5 の規定にある 2 番目のルートの順位ポイント

- 6.10.7 6.10.5 及び 6.10.6 のポイントと順位の計算は、任意精度演算²¹でおこない、公式リザルト表に掲載される順位の値は小数点以下 2 位まで表示しなければならない。

- 6.10.8 予選が 2 組のルートで、2 つのスターティング・グループに分かれて行われた場合、予選の統合順位を各スターティング・グループの順位を結合して決定する。この際、同じ順位を持つ選手は同着として扱う。

すなわち、スターティング・グループ A で 1 位の選手と、スターティング・グループ B で 1 位の選手は、予選の統合順位ではともに 1 位とする。

6.11 テクニカル・インシデント

定義

- 6.11.1 テクニカル・インシデントとは、その結果として選手に不利または不公平な結果をもたらす、選手自身の行為によるものではない事象²²であり、以下のようなものが含まれる：

- a) ホールドの破損や緩み；
- b) クイックドローやそのカラビナが適切な位置にない；
- c) ロープを張ることが選手の動作の補助、あるいは妨害になる；

- 6.11.2 IFSC ジャッジが、必要な場合はチーフ・ルートセッターとの協議の上で、テクニカル・インシデントの確認と却下をおこなう。

テクニカル・インシデント後の処理

- 6.11.3 通常、テクニカル・インシデントは以下のように対処される：

- a) 選手がテクニカル・インシデントの可能性のある事態の結果として、レジティメイト・ポジションをはずれた場合、選手のアテンプトは終了となる。IFSC ジャッジは、テクニカル・インシデントを宣言し、選手に再アテンプトを認めるかどうかを、直ちに決定しなければならない。
- b) 選手がレジティメイト・ポジションにある場合：

²⁰ 一般式としては 順位+(同着の人数-1)÷2 となる。

²¹ 小数点以下の計算精度は指定せず、使用するシステムの仕様にまかせてよい。

²² 原文は “A Technical Incident is defined as any occurrence that results in a disadvantage or unfair advantage to a competitor ” なので、厳密には選手に不利または不公平な結果をもたらす事象そのものがテクニカル・インシデントということで、不利または不公平な結果がインシデントではない。

- i) IFSC ジャッジがテクニカル・インシデントを指摘し、選手がレジティメイト・ポジションにある場合、クライミングを続けるか、中止するかを選択することができる。選手が登り続けることを選択した場合は、そのテクニカル・インシデントについての、後からの申告は受け入れられない。
- ii) 選手自身がテクニカル・インシデントを指摘し、選手がレジティメイト・ポジションにある場合、選手はテクニカル・インシデントの性質を明らかにし、IFSC ジャッジの同意のもとにクライミングを続けるか、中止するかを選択することができる。選手が登り続けることを選択した場合は、そのテクニカル・インシデントについての、後からの申告は受け入れられない。

6.11.4 選手が墜落し、テクニカル・インシデントが墜落の原因であると主張した場合、その選手は直ちに別に設けられ、ウォームアップ設備を利用できるアイソレーション・ゾーンへ移され、テクニカル・インシデントに対する調査結果が出るまで、そしてそれが確認された場合は、認められた回復時間の間、待機しなければならない。選手はこのアイソレーション・ゾーンにいる間、IFSC と主催者役員以外の何人とも連絡を取ることは認められない。

6.11.5 選手が：

- a) 6.11.3 に規定された状況下で、登るのをやめた、あるいはアテンプトが中断された場合；または
- b) 6.11.4 に規定された状況下で、テクニカル・インシデントが確認された場合；

当該選手はそのルートの再アテンプトを概ねテクニカル・インシデント発生までに使用した各ハンドホールドあたり 1 分間、最長 20 分間の認められた回復時間の後に、行うことが認められる。

6.11.6 ジュリー・プレジデントは、選手からの最大限度内の回復期間の要求をもとに、選手の次のアテンプトを競技順のどこに入れるかを決定する。影響を受ける全ての選手は、再アテンプトが競技順のどこに入るかを告知されねばならない。

6.11.7 競技会のいずれのラウンドであれ、再アテンプトが最後の選手の後に行われる場合、テクニカル・インシデントを被った選手がすでにそのラウンドで 1 位となっているのであれば、その選手の再アテンプトは認められない。

成績への影響

6.11.8 テクニカル・インシデントが発生した場合の選手の成績は以下のようにあつかう：

- a) 6.11.3 に規定された状況下で、アテンプトの継続を選択した場合、そのアテンプトの成績がそのまま確定する；
- b) 6.11.5 の規定により再アテンプトが行われた場合、そのルートでの選手のアテンプトの成績の中で最も良いものが採用される。

6.12 ビデオ記録の利用

6.12.1 公式ビデオ記録が、全ての選手のアテンプトについて作製されねばならない。

6.12.2 公式ビデオ記録の作製は以下に従い、担当する当該ルートでの選手のアテンプトの開始から終了までを追って記録する：

- a) 予選では、各ルート最低 1 台のビデオカメラを使用する；
- b) それ以外のラウンドでは、各ルート最低 2 台のビデオカメラを使用する。

6.12.3 ラウンド開始に先立ち、IFSC ジャッジは撮影係に対して、必要な技術、手順について指示をおこなわなければならない。ジュリー・プレジデントは IFSC ジャッジと協議の上、ビデオカメラの位置を

決定しなければならない。

付記：撮影係が業務を妨げられず、また何人もカメラの視界を損なうことがないように、細心の注意を払わねばならない。

付記：クライミング競技会のビデオ記録の適切な経験を有するナショナル・ジャッジが、撮影者を補助することが推奨される。

- 6.12.4 何らかの問題が発生した場合の判定のために、ビデオの再生装置とモニターを用意しておかなければならない。再生用モニターは審判員が公式ビデオ記録を見て問題を検討するために、その権限のない第三者にビデオを見られたり、検討中にその内容が外部に聞こえたり中断を強いられたりすることがない、審判席に近接した利便性の良い場所に設置されねばならない。
- 6.12.5 公式ビデオ記録はジャッジによって、成績判定での"保持/使用"と、各ラウンド後の選手順位の確定に用いられる。
- 6.12.6 IFSC ジャッジが、成績決定前に選手のそのルートでのアテンプトの公式ビデオ記録を検討すべきであると判断した場合、IFSC ジャッジは規則に従って選手がそのアテンプトを完遂するのを認めねばならない。そのアテンプト終了後直ちに、IFSC ジャッジは選手に、そのラウンドの順位はビデオ記録の審査の後の確認の対象となる旨を告げねばならない。この確認は可能な限りすぐに行わねばならない。
- 6.12.7 判定(抗議への対応も含め)には以下のものを除き、いかなる映像資料も考慮にいれてはならない：
 - a) 公式ビデオ記録
 - b) ジュリー・プレジデントの裁量のもとに、IFSC が公式に配信したビデオ記録(いわゆる「ライブ・ストリーム」ビデオ)
- 6.12.8 要求があった場合は、個々のラウンドの終了時に、公式ビデオ記録の複製をジュリー・プレジデントに提出しなければならない。

6.13 抗議

- 6.13.1 全ての口頭及び文書による抗議と、抗議に対する回答は、英語によっておこなわねばならない。
- 6.13.2 6.13.3 に従っておこなわれる抗議も含め、抗議は公式の抗議料を支払わなければ受理されない。必要な抗議料は IFSC が毎年発表する手数料の一覧に記載される。抗議が受諾された場合、抗議料は返金される。抗議が却下された場合、抗議料は返金されない。

安全性についての抗議

- 6.13.3 3 つ以上の異なる選手団のコーチが、深刻な安全上の問題点があると判断した場合、安全性に関する抗議を提出することができる。ジュリー・プレジデントはその抗議内容を検討し、妥当である場合は必要な措置を講じなければならない。

抗議の手順

- 6.13.4 口頭もしくは文書による抗議の場合、ジュリー・プレジデントは抗議審判団を招集しなければならない。抗議審判団は、ジュリー・プレジデントと IFSC デリゲイトで構成される。ジュリー・プレジデントが当初の判定に関わり、IFSC ジャッジはそれに関与していない場合は、IFSC ジャッジがジュリー・プレジデントに替わって任にあたる。
- 6.13.5 公式の成績に関する口頭もしくは文書による抗議を受けたら、ジュリー・プレジデントは、どの成績についての抗議を受けているかがわかるように、公式の成績が「Under Appeal (抗議判定中)」で

ある旨が確実に告知されるよう手配する²³。

- 6.13.6 審判員が抗議に対する裁定を全員一致で下すことができなかった場合、当初の判定が有効となり、抗議料は返金される。裁定は条件の許す限り、速やかにおこなわれなければならない。文書による抗議の場合、裁定の結果は文書として Jury・プレジデントから、抗議の公式申請者に渡されなければならない。
- 6.13.7 選手のアテンプトに関する抗議（例えばアテンプトの中止に関するものなど）はただちにおこなわれなければならない。IFSC ジャッジは Jury・プレジデントに、抗議内容を伝えねばならない。こうした抗議がおこなわれた場合、当該選手にはテクニカル・インシデント発生時と同じ対応をおこない、6.11.5 から 6.11.8 の規定を適用する。
- 6.13.8 発表された公式の成績表での選手の順位に対する抗議は：
- a) 予選あるいは準決勝については、公式の成績表発表から 20 分以内におこなわれなければならない。
 - b) 決勝については、公式の成績表発表から 10 分以内におこなわれなければならない。

それぞれこうした場合は、文書で抗議をおこなわれなければならない。

付記：特定のホールドでの選手の成績判定についての抗議がおこなわれた場合、抗議審判団は判定の整合性を確保するために、同じホールドで保持または使用と判定された全ての選手の成績を再検討しなければならない。

抗議の結果

- 6.13.9 抗議審判団の裁定は、絶対でありそれに対する抗議はおこなうことができない。
- 6.13.10 抗議審判団の裁定（以下、「原裁定」）によってもたらされる結果に対する抗議は、以下にしたがって提出されねばならない
- a) 予選に関する抗議については、原裁定の発表後 10 分以内に
 - b) 決勝に関する抗議については、原裁定の発表後ただちに
- 原裁定の結果に関する抗議を、上記の期間外におこなうことはできない。

懲罰委員会への付託

- 6.13.11 Jury・プレジデントが、あるルール違反について懲罰委員会の判断を仰ぐ必要があると判断した場合、Jury・プレジデントによる報告、Jury・プレジデントと当事者のチーム・マネージャーや選手との間に交わされた文書の複製、そして関連するすべての資料を添えて、その問題を懲罰委員会に付託しなければならない。

²³ 原文は “On receipt of a verbal or written appeal regarding the Official Results, the Jury President will ensure that an announcement is made that the Official Results are “Under Appeal”, noting which results are the subject of the appeal.” この IFSC ルール全体で、多くは shall が使われているが、ここは何故か “the Jury President will ensure……” である。

7. ボルダリング

7.1 概説

7.1.1 ボルダリング競技会は専用に設計された人工壁に設定された短いクライミングルート——ボルダーと呼ばれ、ロープを使用せずに登られる——でおこなわれる。

7.1.2 ボルダリング競技会は通常は：

- a) 各カテゴリーの各スターティング・グループ²⁴につき 5 本のボルダーからなるコースでおこなう予選
 - b) 各カテゴリーにつき 4 本のボルダーからなるコース²⁵でおこなう準決勝
 - c) 各カテゴリーにつき 4 本のボルダーからなるコースでおこなう決勝
- から構成される。

不測の事態の場合は、ジュリー・プレジデントはラウンドのうちひとつを省略することができる。1 ラウンドが省略された場合、先立つラウンドの結果を省略されたラウンドの順位とする。

付記：予選のボルダー数は、ジュリー・プレジデントの裁量で減じることができる。

7.2 クライミング用構築物

クライミング用構築物

- 7.2.1 クライミング用構築物及びホールドはセクション 3（総則）に述べられている適用規格に準拠していなければならない。
- 7.2.2 クライミング用構築物は、各ラウンドで同時進行をおこなうために、通常少なくとも 10 本の独立したボルダーの設定を考慮しなければならない。
- 7.2.3 全てのボルダーは床面よりも高いプラットフォーム上に設置され、一般エリアのどこからでも見えるように並んで²⁶いなければならない。各ボルダーには選手がボルダーを観察することができ、安全マットをその中に含む明示されたエリアがともなわなければならない。

ボルダーの設計

- 7.2.4 7.7.11b) または c) に従って、いずれのカテゴリーであれ予選が 2 つのスターティング・グループとコースでおこなわれる場合、それぞれのコースのボルダーは、似通った性格（形状、スタイル）で構成され、各コースの全体としての難度も同等でなければならない。
- 7.2.5 各ボルダーには明示された以下の開始位置がなければならない。
 - a) 両手のマーキングされたハンドホールド
 - b) 随意で片足または両足のマーキングされたフットホールド

一本線のテープで壁の何もない、もしくは範囲の特定できない部分を開始位置としてマークすることは認められない。要求されるスターティング・ポジションを特定するために、チーフ・ルートセ

²⁴ 2012 年の改定で登場した用語。一つのラウンドの、同じルート/ボルダーで競技をおこなう選手全体を指す概念。

²⁵ 一つのスターティング・グループが競技をおこなうボルダー群全体を指す概念。

²⁶ 原文は " (all boulders) aligned in such a way that they are visible from any point in the public area " .

全体として見たときに全てのボルダーが直線的に並んでいる状態を意味すると思われる。壁が大きく凹凸を作って並んでいると観客席から死角ができると言うことだろう。

ッターの判断で、スターティング・ホールドに左右の別を示すことができる。

7.2.6 各ボルダーには次のいずれかの終了点が明示されねばならない。

- a) 終了ホールド
- b) ボルダーの上の定められた立ち位置

7.2.7 各ボルダーには明示された「ボーナスホールド」がなければならない。このホールドの位置決定は、選手をそのパフォーマンスの明確な差違に基づいて順位分けをおこなう補助とするためのものであり、ルートセッターの判断に基づいておこなわれる。

7.2.8 7.2.5、7.2.6、7.2.7 に関するマーキングは競技会の全期間を通じて同一でなければならない。スターティング・ポジションと終了ホールドのマークの色は同一でなければならない。ボーナスホールドはそれらとは異なる色でなければならない。おのおのの色は 7.9.5b)にあるデマケーションに用いられるものとは異なっていなければならない。これらのマーキングの凡例が、アイソレーション・ゾーン内に設置されねばならない。

7.2.9 一つのボルダーのハンドホールド数は最大 12 個、いずれのラウンドでもボルダー当たりのハンドホールド数の平均は 4 個から 8 個の間でなければならない。

7.3 安全性

7.3.1 各ボルダーは次のように設計されねばならない。

- a) 選手の身体の最も低い部位が着地マットから 3m以上にならないこと
- b) 選手が墜落時に負傷する危険性がないように、また他の選手やその他の者を傷つけたりその妨害となることのないようにすること
- c) 下方向へのジャンプがないこと

7.3.2 着地マットが各ボルダーを保護しなければならない。主催者の用意したマットの配置の決定はチーフ・ルートセッターの責任でおこなわれ、マットが有効に使えるようにボルダーの数と性格を調整しなければならない。マットを連結する場合は選手がマットの間に落ちることがないように隙間を覆わなければならない。

選手個人の用具

7.3.3 選手は、オブザベーション及びクライミング中にオーディオ機器を所持または使用してはならない。

安全性の確認

7.3.4 ジュリー・プレジデント、IFSC ジャッジそしてチーフ・ルートセッターは、各ラウンドの開始に先立って各ボルダーとその安全マットを点検し、安全性の基準が守られていることを確認しなければならない。特に IFSC ジャッジとチーフ・ルートセッターはすべてのボルダーが 7.3.1 と 7.3.2 の要件に沿っていることを確認しなければならない。

7.4 採点と計時

7.4.1 各ボルダーの審判員はボルダー・ジャッジと呼ばれ、少なくとも国内審判の資格がなければならない。

採点

7.4.2 各ボルダーにおいて、選手が 7.2.8 で述べたボーナスホールドを保持するとボーナスポイントが与えられる。ボーナスポイントはまた、選手がボーナスホールドを使用せずに完登した場合にも与えられる。

7.4.3 各選手がおこなうアテンプトに対し、ボルダー・ジャッジは以下のことを記録する。

- a) 7.4.2 の規定にしたがったボーナスポイントを獲得するまでに選手が要したアテンプト数
- b) 7.9.4 の規定にしたがった完登までに選手が要したアテンプト数

7.4.4 採点のために選手が以下のことをおこなうごとにアテンプト 1 回が加算される。

- a) 7.9.3 の規定にしたがいボルダークを登り始めた；
- b) スターティング・ホールド以外に手または足で触れた、もしくはチョークをつけた；
- c) 「ティックマーク」を追加した。

計時

7.4.5 各ラウンドにおいて、各選手のアテンプトでのクライミング・タイムの残り時間を電気計時システムで表示しなければならない。時間表示は残り時間を最終位を秒単位で表示しなければならない。時間表示の設置数、位置、大きさは競技ゾーンにいる全ての選手がそれを見ることができるようにななければならない。

7.4.6 予選と準決勝の各ローテーション・ピリオドの最初（そして終了）は大きく明瞭な合図で伝えられなければならない。ローテーション・ピリオドの残りが 1 分間になった時は、異なる合図でそれが伝えられなければならない。

7.5 各ラウンドの定員

7.5.1 準決勝及び決勝に進出する選手数は、それぞれ 20 名と 6 名である。

7.5.2 予選で、あるカテゴリーに 2 つのスターティング・グループがある場合、上位ラウンドへの進出者数は、両グループに均等に割り当てられる。

7.5.3 準決勝及び決勝への進出者は、先立つラウンドで上位の選手をあてる。同着の選手があって進出者数を超過する場合は、全ての同着の選手を次のラウンドに進出させるものとする。

7.6 競技順

予選

7.6.1 予選が二つのスターティング・グループで行われる場合、選手は以下のように各スターティング・グループに割り振られる。

- a) まず、テクニカル・ミーティング当日のボルダリングの世界ランキング（以下「現世界ランキング」[" Current World Ranking "] ）を有する選手を下の例のように各スターティング・グループに振り分ける。

現世界ランキング	
スターティング・グループ A	スターティング・グループ B
1 位	2 位
4 位	3 位
5 位	6 位
8 位	7 位
9 位	10 位
以下同様	以下同様

- b) 次に、ランク外の選手を無作為に、それぞれのボルダーク群の選手数が同数もしくは可能な限り同数に近くなるように、各スターティング・グループに振り分ける。

7.6.2 各スターティング・グループの予選競技順は以下の通りとする。

- a) 最初に、現世界ランキングを有する選手について、その現世界ランキングの昇順（例：最上位の選手を最初とする）で競技順を決定する
- b) 次に、全てのランク外の選手について無作為に競技順を決定する

準決勝及び決勝

- 7.6.3 準決勝と決勝の競技順は先立つラウンドの成績の逆順とする：すなわち最上位の選手が最後に競技をおこなう。先立つラウンドで同着の選手の場合、それらの選手間の競技順は以下の通り。
 - a) 同着の選手がそれぞれ現世界ランキングを有する場合、その現世界ランキングの降順とする：すなわち最上位の選手を最後とする。
 - b) 同着の選手がともにランク外であるか、現世界ランキングが同位の場合は、無作為順とする。
 - c) 現世界ランキングを有する選手とランク外の選手が同着の場合は、ランク外の選手を先にする。

7.7 競技の進行

概説

- 7.7.1 ボルダリング競技会の連続したラウンドを同日中に実施する場合、最初のラウンドの最後の選手が競技を終えてから、続くラウンドのアイソレーションクローズまでの間は最低2時間を置かなければならない。

アイソレーションに関する規定

- 7.7.2 7.7.3 から 7.7.6 (アイソレーションに関する規定) は、ボルダリング競技会の全てのラウンドに適用される。
- 7.7.3 アイソレーション・ゾーンのクローズ時刻以後は、選手と選手団役員は指示があるまでアイソレーション内に留まらなければならない。

付記：選手や選手団役員、そして Jury・プレジデントがアイソレーション・ゾーンへの立ち入りを認めたその他の者は、随時アイソレーションから退出することができるが、アイソレーションから退出した後は、クローズ時刻以後は戻ることはできず、Jury・プレジデントが特に残留を認めない限り、競技ゾーンからも退去しなければならない。

- 7.7.4 アイソレーション・ゾーンのクローズ時刻は、競技会のいずれのラウンドにおいても、競技順が最初の選手が競技を開始する予定時刻、あるいは決勝の場合は決勝進出者の紹介の予定時刻より1時間以上早くてはならない。

付記：選手はアイソレーション・ゾーンのクローズ時刻より以前であれば随時、競技エリアの外からボルダーを見ることができる。

- 7.7.5 選手は、公式のオブザベーションの間に得た、あるいは Jury・プレジデントや審判員から伝えられた以外のボルダーに関する知識を持つてはならない。各選手はその自己責任において、ボルダーについての全ての指示に注意を払わねばならない。疑いを避けるため：
 - a) 競技エリアにいる選手が、競技エリア外にいる者から何らかの情報を求めることは、Jury・プレジデントが特に認めた場合を除き許されない。
 - b) 自身の競技を終えた選手及び何らかの理由で競技エリア内にある選手は、競技を終えていない選手にルート/ボルダーに関する何らかの情報を伝えてはならない。
- 7.7.6 アイソレーションに関する規定が有効な時にそれに違反した場合、セクション 4 (罰則規定) にしたがって罰則が適用される。

クライミングに先立つ準備

- 7.7.7 アイソレーション・ゾーン/ウォームアップ・エリアからコール・ゾーンに移動する正規の指示を受けた後は、認められた役員以外の何人をも同伴することはできない。
- 7.7.8 コール・ゾーンに到着したら、各選手は靴をはき、その種目に応じた競技をおこなうための最終的な準備をしなければならない。
- 7.7.9 コール・ゾーンから競技ゾーンに入る指示があったら、各選手は準備を整えた上でそれに従わなければならない。これに対する不当な遅滞はイエローカードの対象となる。それでもなお遅滞が続く場合、セクション 4（罰則規定）にしたがって失格となる。

クリーニング

- 7.7.10 ボルダー・ジャッジまたは主催者側スタッフは、ボルダーにある全てのホールドを、各選手がその最初のアテンプトを開始する前にクリーニングしなければならない。選手はまたそのボルダーでのアテンプト前に、随時ホールドのクリーニングを要求できる。選手は地面から届く範囲のホールドのクリーニングをおこなうことができる。ブラシ及びその他の用具は、主催者が提供したものだけが使用可能である。

予選と準決勝

- 7.7.11 各カテゴリーの予選は以下のおこなう：
- a) そのカテゴリーに参加登録している選手数が 40 名より少ない場合は、1 コースのボルダーに 1 つのスターティング・グループで競技をおこなう。
 - b) そのカテゴリーに参加登録している選手数が 40 名から 59 名の場合は、IFSC デリゲイトがチーフ・ルートセッターと協議の上で、1 つまたは 2 つのコースのボルダーに同数のスターティング・グループで競技をおこなう。
 - c) そのカテゴリーに参加登録している選手数が 60 名以上の場合は、2 コースのボルダーに 2 つのスターティング・グループとし、それぞれのコースで 1 つのスターティング・グループが競技をおこなう。
- 7.7.12 準決勝はそれぞれのカテゴリーについて 1 コースのボルダーで競技をおこなう。両カテゴリーは通常、同時進行で競技をおこなう。
- 7.7.13 予選と準決勝で、そのラウンドに出場する各選手は：
- a) 与えられたコースの各ボルダーを定められた競技順で、各ボルダーあたり 5 分間の定められた競技時間（以下「ローテーション・ピリオド」）で競技をおこなう。
 - b) ローテーション・ピリオドと同じ休憩時間が、連続する各ボルダーでの競技の間に与えられる。各ローテーション・ピリオドの終了時に、選手は登るのを中止し定められた休憩エリアに入らなければならない。このエリア内では、いずれのボルダーのオブザベーションもおこなうことはできない。休憩時間の終了した選手は、次のボルダーに移動しなければならない。

決勝

- 7.7.14 決勝はそれぞれのカテゴリーに 1 コースのボルダーで競技をおこなう。両カテゴリーは通常、同時進行で競技をおこない、それぞれのカテゴリーの最初の選手はそれぞれのボルダーでの競技を同時に開始するものとする。
- 7.7.15 決勝に先だって、決勝に進出した選手の紹介をおこなう。
- 7.7.16 各カテゴリーにおいて：
- a) 決勝の各ボルダーでは、7.6.3 に定めた競技順で全選手が競技をおこなう。

b) その競技を終了した選手は、別のアイソレーション・エリアに戻り、次の選手がただちにその競技を開始する。

c) 全ての選手がその競技を修了したら、選手全員が次のボルダーに移動する。

7.7.17 決勝での競技時間は、各選手あたり 4 分間とする。しかし競技時間の終了前に選手がアテンプトを開始していた場合、選手はそのアテンプトを完遂することができる。

7.7.18 両カテゴリーは、各ボルダーでの競技を同時に開始しなければならない、例えばあるカテゴリーの全選手があるボルダーでの競技を修了したら、そのカテゴリーの次のボルダーでの競技の開始は、他のカテゴリーの競技終了を待たねばならない。

タイブレイク・ボルダー²⁷

7.7.19 7.10.4a)にある状況では、同着の選手は決勝と同じ競技順で「タイブレイク・ボルダー」で、1 回のアテンプトをおこなう。それぞれの選手の成績は 6.4.2 から 6.4.5 そして 6.10.1 の規定に従って判定される。この後、なお 2 名以上の選手が同着であれば、その選手は決着がつくまでさらに 6 回まで同じ手順に従ってアテンプトをおこなう。6 回のアテンプトの後、なお同着であれば、その選手は同順位とする。

7.8 オブザベーションに関する規定

7.8.1 選手団役員はオブザベーション中に選手に付き添うことは認められない。オブザベーション・エリア²⁸内では、全ての選手はアイソレーションの規定に拘束されるものである。選手はオブザベーションを指定されたオブザベーション・ゾーン²⁹内で行わねばならない。クライミングウォールに登ること、また何であれ用具類や家具類の上に立つことは認められない。質問は、ジューリ・プレジデント、IFSC ジャッジ、そのボルダーを担当するボルダー・ジャッジに対してのみ認められる。

7.8.2 オブザベーションの間、選手はマーキングされたスターティング・ホールドにのみ、両足が地面から離れていない状態で³⁰触れることができる。記録機器の使用は一切認められない。

予選と準決勝

7.8.3 予選と準決勝では、オブザベーションはローテーション・ピリオドの中でおこなう³¹。

決勝

7.8.4 決勝開始の直前に、選手全員で一斉にボルダーあたり 2 分間のオブザベーションをおこなう。

7.9 クライミング中の規定

スタート

7.9.1 各ボルダーでの選手の競技開始は通常以下のとおり：

a) マーキングされたハンドホールドを両手で保持

²⁷ 原文は "Tie-Break Boulder"。単純に以前のスーパーファイナルであり、規定も全く同じ。リードでスーパーファイナルが廃止されたため、ボルダー独自の用語を作ったのだろう。

²⁸ 7.2.3にある「²⁸選手がボルダーを観察することができ、安全マットをその中に含む明示されたエリア」。

²⁹ 「オブザベーション・エリア」と「ゾーン」の2つの用語が混在している。単なる統一忘れか？ちなみに、リードの当該箇所はエリアである。

³⁰ 「両足が地面から離れていない状態」("without leaving the ground with both their feet") なので、片足はOKと読めるだろう。

³¹ 原文は "the observation period is part of the Rotation Period" で、「ローテーション・ピリオドの一部」と言うことだが、意味としては、訳出したとおり。

- b) スタートとしてマーキングされたフットホールドがある場合、片足をそのフットホールドの内の1つに置く

ボルダーのスタートとして両足のフットホールドがマーキングされている場合、選手はそれ以上のムーブをおこなう前に、残りの足を残りのフットホールドに置かねばならない。

- 7.9.2 選手がスターティング・ホールドに地面の上から手が届かない場合、スターティング・ホールドに跳びついてスタートすることができる³²。
- 7.9.3 選手の身体の全てが地面から離れることをもってアテンプットの開始と見なされる。

完登

- 7.9.4 選手が以下のいずれかを、いずれの場合も選手に与えられた競技時間内³³におこなったことをボルダー・ジャッジが確認した上で、「OK」と声をかけることでボルダーの完登となる：
 - a) マーキングされた終了ホールドを両手で保持 (control) する
 - b) ボルダーのトップ³⁴に 7.2.6b) で規定された表示がある場合は、ボルダーの上に立ち上がった状態になる
- 7.9.5 選手がマーキングされた終了ホールドを両手で保持できなかった場合、またボルダーのトップの立ち位置に立てなかった場合、そして以下の場合にアテンプットは失敗となる：
 - a) 7.9.1、7.9.2 に従ったスタートに失敗した
 - b) 黒 (またはそれ以外の色を使用しなければならない場合に、ジューリ・プレジデントから選手への競技説明³⁵の時に指定された色) の連続的なテープで限定が明示された壁の一部分、ホールド、はりぼてを使用した
 - c) クライミングウォールにホールド取付け用にあけられた穴を手で使用した
 - d) 壁の両脇、または上端の縁を登るために使用した
 - e) 身体のどこか一部が地面に触れた
 - f) 競技時間が定められている場合に、その時間内にアテンプットを完了できなかった
- 7.9.6 7.9.5a) から f) に違反した場合、ボルダー・ジャッジは選手に登るのをやめるように指示しなければならない。

³² ここで問題なのは、走って行ってフットホールドを蹴ってスタートホールドに飛びつくようなスタート。従来は、必ずフットホールドの指定があったが、それが無くなった。このため、足のスタートホールドが指定されていない場合は、ジャンプ後=身体が地面 (マット) から離れた後は、7.9.3 の規定でアテンプットは開始しているため、スタートホールド以外に触れることは可能と考えられる。

さらに、ハンドホールドについては、アテンプット開始以後であれば、その保持以前にスタートホールド以外のホールドに触れてはいけないという規定は見当たらない。従って、足のスタートが指定されていなければ、ジャンプ後にフットホールドを蹴ってスタートホールドに飛びつくようなムーブが設定可能と言うことになる。

ただし片足が地面に残った状態で、蹴るためのフットホールドに触れた場合は、7.9.5 a) のスタートの失敗になる。

³³ 「ローテーション・タイム」を使わないのは、決勝と優勝決定戦を考えてのことではないかと思う。

³⁴ これはいわゆる「トップアウト」の「トップ」で、もし日本語にするなら「頂上」、「てっぺん」になる。

³⁵ 競技会前日の「テクニカル・ミーティング」ではなく、ラウンド開始前の説明。

7.10 各ラウンド後の順位付け

概説

7.10.1 競技会の各ラウンド終了後、そのラウンドに参加した各選手の、そのスターティング・グループ及びカテゴリ内での順位が以下の基準にもとづいて決定される：

- a) まず、当該ラウンドでの完登したボルダーの数（以下、完登数）の降順
- b) 次に完登したボルダーの完登までのアテンプト数の合計の昇順
- c) 3 番目に、当該ラウンドで獲得したボーナスポイントの数の降順
- b) 4 番目にボーナスポイント獲得までのアテンプト数の合計の昇順

例：

順位	完登数	完登までの アテンプト数合計	ボーナス ポイント数	ボーナスまでの アテンプト数合計
1 位	4	4	5	7
2 位	4	5	5	6
3 位	4	5	4	5
4 位	3	3	5	5

7.10.2 あるラウンドで参加資格のある選手が、出場しなかった場合：

- a) 予選では、順位はつけない
- b) 他のラウンドでは、そのラウンドの最下位とする

7.10.3 7.10.1、7.10.2 の順位計算の結果、同着の選手があった場合、それらの選手の先立つラウンドの順位をもって順位をわけ（以下、「カウントバック」）。同着の選手は、その先立つラウンドの順位の昇順にしたがって順位付けされる。

付記：選手が2つのスターティング・グループにわかれて競技をおこなった予選の成績にはカウントバックはおこなわない。

7.10.4 7.10.4 にしたがってカウントバックをおこなった結果、なお同着の選手がいた場合：

- a) 決勝後に1位に同着の選手があった場合は、7.7.19 に述べた方法でこれらの選手の順位を決定する。
- b) それ以外の選手が同着となった場合は、その選手は同順位とする。

予選（2 スターティング・グループ）

7.10.5 予選が2つのコース、2つのスターティング・グループでおこなわれた場合、予選の統合順位が各スターティング・グループの順位を、総合して決定される。この際、同順位の選手は同着として扱う。

例えば、スターティング・グループ A で1位の選手とスターティング・グループ B で1位の選手は、ともに総合順位が1位となる。

7.11 テクニカル・インシデント

7.11.1 テクニカル・インシデントとは、その結果として選手に不利または不公平な結果をもたらす、選手自身の行為によるものではない事象である。

7.11.2 IFSC ジャッジが、必要な場合はチーフ・ルースセッターと協議をおこなった上で、テクニカル・インシデントを認定するか否かを決定する。

テクニカル・インシデント後の処理

- 7.11.3 テクニカル・インシデントを被った選手の、テクニカル・インシデントが発生したアテンプト後の、同じボルダーでの最初のアテンプトは、テクニカル・インシデントが発生したアテンプトの継続と見なされる。
- 7.11.4 テクニカル・インシデントを被った選手が、修復後にそのアテンプトを再開する場合、選手は2分間を最少としてテクニカル・インシデント発生時の残り時間が与えられる。
- 7.11.5 テクニカル・インシデントが予選、または準決勝で発生し、確認された場合：
- a) テクニカル・インシデントが、当該ローテーション・ピリオド期間の終了前に修復された場合、関係する選手はそのアテンプトを継続する機会を与えられる：
 - i) 選手が継続することを選択した場合、テクニカル・インシデントは終了し、以後一切の申告は認められない。
 - ii) 選手が継続することを選択しなかった場合、その選手は継続アテンプトを、ジューリ・プレジデントの決定に基づいて、いずれかのローテーション・ピリオド内におこなう。
 - b) テクニカル・インシデントが、当該ローテーション・ピリオド期間の終了前に修復されなかった場合、そのローテーション・ピリオドの終了時の対応は以下のとおり：
 - i) IFSC ジャッジは、テクニカル・インシデントを被った選手と、それより以前のボルダーにいる全ての選手について、競技の進行を中断する。
 - ii) それ以外の全ての選手は、競技を継続する。
- その後、テクニカル・インシデントが修復された時点で、テクニカル・インシデントを被った選手が、そのアテンプトを再開する。それ以外の競技を中断していた全ての選手は、その後の最初のローテーション・ピリオドから競技を再開する。
- 7.11.6 決勝でテクニカル・インシデントが発生し確認された場合、テクニカル・インシデントを被った選手は、トランジット・ゾーン内での別のアイソレーションに戻り、修復を待つ。テクニカル・インシデントが修復された時点で、影響のあった選手はそのアテンプトを再開する。

7.12 ビデオ記録の使用

- 7.12.1 公式ビデオ記録が、全ての選手のアテンプトについて作成されねばならない。
- 7.12.2 公式ビデオ記録は、各ボルダーのコースあたり最低2台の固定されたビデオカメラを使用し、以下の点が撮影できる必要がある：
- a) コース内の各ボルダーのスターティング・ポジション
 - b) コース内の各ボルダーのボーナスホールド
 - c) コース内の各ボルダーの終了ホールドまたはポジション
 - d) 7.9.5b)による限定箇所
- 7.12.3 ラウンド開始に先立ち、IFSC ジャッジは撮影係に対して、必要な技術、手順について指示をおこなわなければならない。ジューリ・プレジデントは IFSC ジャッジと協議の上、ビデオカメラの位置を決定しなければならない。
- 付記：撮影係が業務を妨げられず、また何人もカメラの視界を損なうことがないよう、細心の注意を払わねばならない。
- 7.12.4 何らかの問題が発生した場合の判定のために、ビデオの再生装置とモニターを用意しておかなければならない。再生用モニターは審判員が公式ビデオ記録を見て問題を検討するために、その権限の

ない第三者にビデオを見られたり、検討中にその内容が外部に聞こえたり中断を強いられたりすることがない、審判席に近接した利便性の良い場所に設置されねばならない。

- 7.12.5 判定（抗議への対応も含め）には以下のものを除き、いかなる映像資料も考慮にいれてはならない：
- a) 公式ビデオ記録
 - b) ジュリー・プレジデントの裁量のもとに、IFSC が公式に配信したビデオ記録（いわゆる「ライブ・ストリーム」ビデオ）
- 7.12.6 要求があった場合は、個々のラウンドの終了時に、公式ビデオ記録の複製をジュリー・プレジデントに提出しなければならない。

7.13 抗議

- 7.13.1 全ての口頭及び文書による抗議と、抗議に対する回答は、英語によっておこなわねばならない。
- 7.13.2 7.13.3 及び 7.13.7 に従っておこなわれる抗議も含め、抗議は公式の抗議料を支払わなければ受理されない。必要な抗議料は IFSC が毎年発表する手数料の一覧に記載される。抗議が受諾された場合、抗議料は返金される。抗議が却下された場合、抗議料は返金されない。

安全性についての抗議

- 7.13.3 3 つ以上の異なる選手団のコーチが、深刻な安全上の問題点があると判断した場合、安全性に関する抗議を提出することができる。ジュリー・プレジデントはその抗議内容を検討し、妥当である場合は必要な措置を講じなければならない。

抗議の手順

- 7.13.4 口頭もしくは文書による抗議の場合、ジュリー・プレジデントは抗議審判団を招集しなければならない。抗議審判団は、ジュリー・プレジデントと IFSC デリゲイトで構成される。ジュリー・プレジデントが当初の判定に関わり、IFSC ジャッジはそれに関与していない場合は、IFSC ジャッジがジュリー・プレジデントに替わって任にあたる。
- 7.13.5 公式の成績に関する口頭もしくは文書による抗議を受けたら、ジュリー・プレジデントは、どの成績についての抗議を受けているかがわかるように、公式の成績が「Under Appeal（抗議判定中）」である旨が確実に告知されるよう手配する。
- 7.13.6 審判員が抗議に対する裁定を全員一致で下すことができなかった場合、当初の判定が有効となり、抗議料は返金される。裁定は条件の許す限り、速やかにおこなわれなければならない。文書による抗議の場合、裁定の結果は文書としてジュリー・プレジデントから、抗議の公式申請者に渡されねばならない。
- 7.13.7 選手のアテンプトへの判定に対する抗議（例えばスタートでの違反）は、以下に従ってただちにおこなわれなければならない：
- a) 予選と準決勝では、そのローテーション・ピリオド内に
 - b) 決勝では、次の選手の競技開始前に

担当のルート・ジャッジ³⁶は、IFSC ジャッジに、抗議内容を伝えねばならない。こうした抗議については、抗議料は不要である。

- 7.13.8 発表された公式の成績表での選手の順位に対する抗議は：

³⁶ 「ボルダー・ジャッジ」の誤記と思われる。

- a) 予選あるいは準決勝については、公式の成績表発表から 20 分以内におこなわなければならない。
- b) 決勝については、公式の成績表発表から 10 分以内におこなわなければならない。

それぞれこうした場合は、文書で抗議をおこなわなければならない。

抗議の結果

7.13.9 抗議審判団の裁定は、絶対でありそれに対する抗議はおこなうことができない。

7.13.10 抗議審判団の裁定（以下、「原裁定」）によってもたらされる結果に対する抗議は、以下にしたがって提出されねばならない

- a) 予選に関する抗議については、原裁定の発表後 10 分以内に
- b) 決勝に関する抗議については、原裁定の発表後ただちに

原裁定の結果に関する抗議を、上記の期間外におこなうことはできない。

懲罰委員会への付託

7.13.11 ジュリー・プレジデントが、あるルール違反について懲罰委員会の判断を仰ぐ必要があると判断した場合、ジュリー・プレジデントによる報告、ジュリー・プレジデントと当事者のチーム・マネージャーや選手との間に交わされた文書の複製、そして関連するすべての資料を添えて、その問題を懲罰委員会に付託しなければならない。

8. スピード

8.1 概説

8.1.1 スピード競技会は、専用に設計された人工壁に設定された、呼び長 10m（「10m競技」用）及び 15m（「15m競技」用）のクライミング・ルートで開催される。

8.1.2 スピード競技会の通常の構成は以下のとおり：

- a) 単一のステージによる予選；
- b) 1～3 の勝ち抜きステージによる決勝；

不測の事態の場合は、ジューリ・プレジデントはラウンドのうちひとつを省略することができる。
1 ラウンドが省略された場合、先立つラウンドの結果を省略されたラウンドの順位とする。

8.2 クライミング用構築物

クライミング用構築物

8.2.1 クライミング用構築物及びホールドはセクション 3（総則）に述べられている適用規格に準拠していなければならない。

8.2.2 クライミング面は、最低 2 つの平行したレーンを持ち、各レーンの設計は（計時装置を含め、10m 競技用は図 8.2a）、15m 競技用は図 8.2b）に示したレイアウトと寸法に準拠していなければならない。クライミング・レーンは隣接していても離れていても良いが、後者の場合、その間隔は 1m を越えないものとし、いずれの場合もレーンは水平に揃っていないといけない。

8.2.3 クライミング用構築物はクライミングロープを通す 2 つの確保支点を備えていなければならない：ロープを吊り下げる主支点（トップ・プロテクションポイント）と、ロープ制御の補助となる二次支点（ディピエーション・ポイント）である。トップ・プロテクションポイントの位置は、10m 競技用は図 8.2a）、15m 競技用は図 8.2b）に示す。ディピエーション・ポイントがクライミング面の正面側にある場合を、10m 競技用は図 8.2a）、15m 競技用は図 8.2b）に示す。

8.2.4 クライミング面は合成樹脂と 0.1/0.4³⁷（粒度）の珪砂で表面仕上げをおこなわなければならない。クライミング面には明るい中間色を用い、ホールドにはコントラストの強い色を用いる。

クライミング・ルート

8.2.5 各レーンのクライミング・ルートは、スピード競技用として IFSC の認可を得たデザインのホールドを使用し、10m 競技については図 8.2d）、15m 競技については図 8.2e）で規定された設定に従っていないといけない。それ以外のもの（ホールド、クイックドロウなど）は、常設のハンガーを除き壁から撤去しておかねばならない。

8.2.6 クライミング面に固定される計時装置は、10m 競技については図 8.2d）、15m 競技については図 8.2e）に示した位置に設置しなければならない。例外的な場合、選手が登っていくのを妨害したり、補助になったりしないように設置するために、チーフ・ルートセッターが、計時装置の設置場所の変更をおこなうことができる。

8.3 安全性

8.3.1 スピード競技で使用される専門用具は、セクション 3（総則）に定める適用規格に準拠していなければならない。

³⁷ 単位は mm。

8.3.2 すべてのルートにおいて選手は、適用規格に準拠したシングルロープを使用して、上方からの確保（「トップロープ」）で安全を確保して登る。IFSC ジャッジはロープ交換の頻度を決定する。

8.3.3 選手はオーディオ機器を、クライミング中に所持または使用してはならない。

確保支点

8.3.4 ディビエーション・ポイントとトップ・プロテクションポイントへのクライミングロープの設置は、縫製によるテープスリングと 8mm または 10mm のマイロン・ラピッドで確保支点到固定されたステンレス製の自動ロック式安全環付カラビナを用いて行われなければならない。

個人の用具

8.3.5 選手はクライミング・ハーネスを着用しなければならない。ジュリー・プレジデントは、選手のハーネスが安全性に欠けると判断する理由がある場合、選手の競技開始を認めてはならない。

8.3.6 クライミングロープは選手のハーネスに、2 個のスクリュース式または自動ロック式の安全環付カラビナを互い違い（ゲートが逆向きになるように）に用いて接続しなければならない。またロープは止め結びをおこなった 8 の字結びを作ってカラビナに接続しなければならない。

8.3.7 選手はオーディオ機器を、クライミング中に所持または使用してはならない。³⁸

安全確認

8.3.8 全てのアテンプトに先だって、ビレイヤーは以下のことを確認しなければならない：

- a) 選手のハーネスが正しく装着されていること；
- b) クライミングロープが選手のハーネスに、8.3.6 にしたがって結束されていること。

確保

8.3.9 クライミングロープは、クライミング・レーンの片側に位置する 2 名のビレイヤーが地上から操作する。ビレイヤーはロック型または手動型の確保器を使用する。ビレイヤーは十分に注意を払って以下のことを遵守しなければならない：

- a) ロープをむやみにタイトにし過ぎたり、緩めすぎたりすることで選手の動作を妨げることがないようにする；
- b) 全ての墜落はダイナミックビレイで安全に停止させる；
- c) 選手を、落とすすぎないようにする。

8.3.10 主催者から指名されるビレイヤーは、スピード競技に必要な確保の方法に習熟していなければならない。IFSC ジャッジは、どのビレイヤーでも、競技会中いつでも、その交替を主催者に指示する権限を有する。交替させられた場合、そのビレイヤーはその競技会のいずれの選手のビレイも担当することができない。

8.4 計時

8.4.1 各選手のクライミング・タイムは、スタートの合図から選手のアテンプトの完了までである。選手がルールに従ってアテンプトを完了した時のみ、それが有効な時間として記録される。

8.4.2 クライミング・タイムの計測は以下のいずれかを用いておこなう：

- a) IFSC の用意する電氣的機械計時システム、

³⁸ 8.3.3 と完全に重複している。間違いなく編集ミスだが、リードでもほぼ同じ文言が “Personal Equipment” の項にあるので、8.3.3 が削除されるべきだろう。

b) 電氣的機械計時システムの障害が復旧できない場合については、手動計時

付記：大会の個々のラウンドについて、2つの指定された方法の内1つのみを使用すること。したがって、電氣的機械計時システムを使用してラウンドを開始し、途中で使用不能になった場合、そのラウンドは、省略される³⁹か手動計時でやり直すかすることになる。

電氣的機械計時

- 8.4.3 計時システムは IFSC から提供される。計時システムはスタートの合図で自動的に計時を開始し、10m 競技については図 8.2d)、15m 競技については図 8.2e)に示した位置に設置された電氣的機械スイッチ/パッドを叩いた時に、各選手のそれぞれの競技終了時間を記録する。
- 8.4.4 計時システムは、最低でも 1/1000 秒まで記録できるものでなければならない。選手の順位付けにおいては、1/100 秒までが記録され掲示される。記録された時間が 1/100 秒単位ちょうどの値でない場合⁴⁰、切り捨てて値をとり、発表する。
- 8.4.5 計時装置には、8.2.6 にしたがってクライミング壁面に固定、設置されたスタート表示板⁴¹が含まねばならない。
- 8.4.6 ジュリー・プレジデントは計時システムが正しく機能することを責任を持って確認しなければならない。ジュリー・プレジデントは競技開始前に、関係する技術役員と面会し、自らが機器類に精通するようにしなければならない。機器類が正しく動作するかを確認するため、制御テストをおこなわなければならない。

手動計時

- 8.4.7 手動計時は、手動操作式のデジタル表示電子式タイマー（ストップウォッチ）を手動操作しておこなう。各選手のタイムは、スタートの合図の音から、10m 競技については図 8.2d)、15m 競技については図 8.2e)に示した位置に設置された電氣的機械スイッチ/パッドを叩くのが認められるまでの間を計測する。
- 8.4.8 各選手につき 3 名の公式タイムキーパーが、計時をおこなう。各タイムキーパーは他者にストップウォッチを見せたり、他者と時間記録について検討することなく、独立して作業をおこなわねばならない。時間記録は 1/10 秒単位でおこなうが、1/10 秒未満は切り捨てて計時/記録する。
- 8.4.9 各選手の公式時間記録は以下のように決定する：
 - a) 3 名のタイムキーパー全員の一致した場合は、それを記録とする。
 - b) 3 名の内 2 名の時間記録が一致し、3 人目が異なっていた場合、一致を見た 2 名のタイムキーパーによる時間を記録とする。
 - c) 各タイムキーパーが異なった時間を記録した場合、3 つの内の中間の時間を記録とする。

8.5 各ラウンドの定員

- 8.5.1 決勝への定員は以下のとおりとする。

予選で有効なクライミング・

定員

³⁹ 8.1.2 に言う「不測の事態」にあたる。

⁴⁰ 1/1000 秒単位の端数があった場合、その端数は切り捨て。

⁴¹ 原文は “starting indicator”。8.2.6 には単に、図 8.2d)、8.2e)に図示されている、とあるのみなので、実質はこの 2 つの図と言うことになる。ただし、この図には “starting device” があるのみだ。これは、選手のフライングを検知するもので “indicator” ではない。

タイムを記録した選手数	
4～7 名	4 名
8～15 名	8 名
16 名以上	16 名

付記：予選で有効なクライミング・タイムを記録した選手数が4名未満の場合は、予選をやり直すものとする。

8.5.2 指定された人数の決勝進出者は、予選で上位の選手をあてる。

8.5.3 同着の選手があるために、決勝への指定された定員を超過する場合の扱いは、8.7.5 に定める。

8.6 競技順

予選

8.6.1 左側のレーン（レーン A）の競技順は、ランダムに決定する。右側のレーン（レーン B）の競技順は、レーン A と同じ順番だが、半数のところで前後を入れ替える。

例：一つのカテゴリーに選手が21名いる場合、レーン A で最初にスタートする選手は、レーン B では11番目にスタートする。

決勝

8.6.2 決勝で定員が4名、8名、16名のそれぞれの場合の、決勝各ステージの競技順とレーンへの割り振りは、図 8.6(a)、8.6(b)、8.6(c)に示すとおりとする。

付記：予選で2名以上の同着の選手がいた場合、決勝の第1ステージでのそれらの選手の競技順はランダムに割り振られる。

8.7 競技会の進行の仕方

試登

8.7.1 可能であれば、予選に先立ち試登時間を設定する。ジュリー・プレジデントは試登時間の時刻と期間を（必要な場合、試登がおこなえない理由を）テクニカル・ミーティングで告知しなければならない。

予選（2レーン）

8.7.2 予選は2つのレーンでおこない、選手は2人1組になる。スタートの失敗やテクニカル・インシデントのための再競技の場合を除き、各選手は2つのレーンのそれぞれでアテンプトを1回ずつおこなう。

付記：選手が2回スタートに失敗した場合、残りの選手は残りのアテンプトを、それが片方のレーンであれ両方のレーンであれ、1人でおこなう。

8.7.3 選手は競技中、その最初のレーンでのアテンプト終了から2番目のレーンでのアテンプト開始までの間に、最低5分間の休憩時間が与えられる。

8.7.4 各選手は両方のレーンでのアテンプトが完了するまで、ジュリー・プレジデントの指示に従い、競技エリア内に留まらなければならない。

8.7.5 同着の選手があつて、決勝への定員を超過する場合、当該の選手は決着をつけるため、レーン A で追加のアテンプトを1回おこなう。このアテンプトの時間記録は、決勝への通過選手決定のためにのみ使用される。

付記：なおも同着があり、それを分ける必要がある場合には、アテンプトを複数回繰り返す。

決勝

8.7.6 決勝に先立ち、決勝進出選手の紹介をおこなわなければならない。

8.8.7 決勝は勝ち残り式トーナメント⁴²でおこない、ステージ数(及び各ステージでおこなわれる対戦数)は、決勝の定員に応じて決定される。

8.7.8 各対戦の勝者は、その対戦でより速い有効な時間記録を出した選手である。

付記：ある対戦で1人の選手のみが有効な記録を出した場合は、その選手がその対戦の勝者となる。

8.7.9 ある対戦で有効な記録を出した選手がいない場合：

a) 選手の1人がスタートを2回失敗した場合、残りの選手が勝者となる。

b) 両方の選手がスタートを2回失敗するか墜落した場合、その対戦は引き分けとして8.7.10が適用される。

付記：a)のケースで不戦勝になった場合で、選手がそのステージでの有効な時間記録を得るためにアテンプトをおこなうことを選択し墜落した場合はb)が適用される。⁴³

8.7.10 対戦後、選手が同着だった場合：

a) 同着になったのが決勝の最後の2つの対戦(それぞれ“スモール・ファイナル”と“ビッグ・ファイナル”)の場合、その対戦をやりなおす。

b) 同着になったのがそれ以外の対戦の場合、先立つステージで(必要な場合は、さらに前のステージや予選も検討して)より速い時間記録を出している選手を勝者とする。

8.8 試登

8.8.1 試登は通常、以下のいずれかによっておこなう：

a) 予選の実施前に、予選参加資格のある各選手が、各レーンで1回のアテンプトを、予選の発表された競技順で行う。

b) 一連の独立した試登時間枠を設定し、競技会に参加している各チームに割り当てる。この場合、 Jury・プレジデントは、試登の日程を決定し、各チームが大会会場に入る時刻と各チームに割り当てられた時間——チームの選手数に比例する——を確定しなければならない。

8.8.2 Jury・プレジデントは、その競技会に固有の諸条件に応じて、試登時間の期間や形式を変更することができる。

8.8.3 試登の際に、スタートに失敗した時の合図及び計時装置のデモンストレーション⁴⁴をおこなう。

8.9 競技の進行の仕方

スタート

8.9.1 全ての対戦は、担当のスターター——IFSC 役員であってはならない——による明瞭な合図音で開始される。スターターは、選手からは見えない位置にいないなければならない。合図音の音源は、全ての

⁴² 原文は“a series of elimination stages, each consisting of a number of individual races”。と長たらしい。要は日本で通常トーナメントと呼んでいるものにあたる。

⁴³ これだけ読んで何を意味するかわかりにくいだが、8.7.10.の同着の場合や8.10.2の敗者の最終順位の付け方を見ると納得できる。

⁴⁴ このデモンストレーションが、運営側がテストとして実施するものか、選手のための確認の意味でおこなうものかが不明。後者とすれば、全選手に対して行わねばならない。

選手から等距離で、可能な限り近くに設置しなければならない。

- 8.9.2 ルートの取り付きに呼び出されたら、選手は壁の正面 2m 以内の待機場所に入らなければならない。ビレイヤーはクライミングロープを選手のハーネスに、8.3.6 に従ってセットしなければならない。
- 8.9.3 「At your marks」⁴⁵の指示で各選手は：
- a) 壁に向かって進み；
 - b) スターティング・パッドを任意のスターティング・ポジションに合わせ；
 - c) 片足をスターティング・パッドに置き、両手と片足を任意のスターティング・ホールドに置く。
- 8.9.4 いかなる理由であれ、選手の準備が整った後に、スターターがスタートさせられないと判断したら、選手に準備態勢を解き再度待機場所に戻るよう命じなければならない。
- 8.9.5 全ての選手がスターティング・ポジションで静止したら、スターターは "Ready!"⁴⁶ と声をかけ、2 秒以内の間を置いて、スタートの合図音を鳴らさなければならない。
- 8.9.6 スターターが「Ready!」と声をかけた際に選手がはっきりと手を挙げて用意が出来ていない旨を主張しない限り、スタートの指示に対する抗議は認められない。
- 8.9.7 選手が以下のいずれかをおこなったとスターターが判断した場合、スターターはスタートを中止しなければならない。
- a) 「At your marks」の指示に従わなかった、またはしかるべき時間が経過しても、スタートできる状態になっていなかった；
 - b) 「At your marks」の指示の後に、他の選手に対して音を立てるなどの妨害行為を行った。

(この場合、) ジュリー・プレジデントは、違反行為として警告をおこない、セクション 4 (罰則規定) に従ってイエローカードを発行する。ジュリー・プレジデントがスターターの決定を承認しなかった場合は、選手に対して相応の注意をおこなわねばならない。

スタートの失敗

- 8.9.8 スターター (もしくは任命されたりコーラー⁴⁷) の判断において、以下の場合に、選手はスタートに失敗したと判断される。
- a) スターターが「Ready, ¥Attention!」と言ってから、スタートの合図音が鳴るまでの間にスターティング・パッドから離れた；
 - b) スタートの合図音に 1/10 秒以内に反応した。

付記：電氣的機械計時システムを使用している場合、この用具の記録は通常は正確なものと思なされる。従って、機器が故障している明確な証拠が存在しない場合、スタートの失敗があったかどうかの判定には電氣的機械計時システムによる記録を使用するものとする。

- 8.9.9 選手は大会の各ステージにおいて、1 回のスタート失敗については、罰則は適用されない。同じ選手が、同じステージで 2 回スタートに失敗した場合、スタートに失敗したレースについては、有効な時間記録は与えられず、そのステージのそれ以降の参加資格を失う。

⁴⁵ 「位置について」にあたる。

⁴⁶ 「用意」にあたる。

⁴⁷ スタートの失敗があった場合に、選手のアテンプトを止める役割と思われる。

付記：スタートに失敗しなかった方の選手は、当該ステージ⁴⁸のアテンプトを完了するかどうかを選択できる（義務ではない）⁴⁹。

8.9.10 スタートの失敗があった場合、スターターは両方または全ての選手をただちに中止させねばならない。

8.9.11 スタートの失敗があったレースでは、いかなる選手であれその時間記録は有効とはならない。

アテンプトの完了

8.9.12 8.9.11 にしたがって、選手が計時パッド/スイッチを手で叩き、タイマーを停止させたら、アテンプトは完了したものとされ、有効な時間記録が与えられる。

付記：電氣的機械計時システムを使用している場合、この用具の記録は通常は正確なものと見なされる。従って、機器が故障している明確な証拠が存在しない場合、選手が計時パッド/スイッチを叩きタイマーを停止させることができたか否かの判定には電氣的機械計時システムによる記録を使用するものとする。

8.9.13 選手がタイマーを停止しなかった場合、アテンプトは完了したものとは見なされず、有効な時間記録は与えられない。電氣的機械計時システムの故障が確定しない限り、再競技や追加のアテンプトは認められない。

付記：特定の選手がタイマーの停止に失敗しても、それをもって機器類に何らかの故障があるとするとはしない。

付記：同じルートの選手が連続してタイマーの停止に失敗した場合、またはシステム上の障害が発生した場合、 Jury・プレジデントはシステムの検査をおこなう必要がある。検査の結果、故障があった場合、 Jury・プレジデントは影響を被った選手の再競技を認めるかどうか検討しなければならない。検査の結果、故障が見いだされなかった場合、リザルトは有効となる。この検査には、ルートセッターにルートを登ってスイッチ/パッドを叩くよう依頼することを含む。

付記： Jury・プレジデントは、機器の検査が必要か否かを決定する際に、ビデオ記録を参考にすることができるが、選手がパッド/スイッチを叩いた（しかし、タイマーは停止しなかった）時のビデオ記録を機器の障害の確証とすることはできない。

8.9.14 選手が以下になった場合、アテンプトは失敗とされ、有効な時間記録は残らない。

- a) 墜落した；
- b) 選手が連続的かつ明確に識別できるように黒テープ（あるいは他の色を使用する場合は、 Jury・プレジデントにより選手に対する競技説明で指定されたもの）で使用限定された壁の一部、ホールド、はりぼてなどを使用した
- c) 選手が壁の両脇または上端の縁を登るために使用した；
- d) スタート後に、身体の内側のいずれかの部分が地面に触れた；
- e) 何らかの人工登攀をおこなった。

⁴⁸ 「当該ステージ（relevant stage）」とあるが、「当該レース（relevant race）」ではないのか？

⁴⁹ アテンプトを完了すると言っても、次にあるように一度アテンプトを中断するのだから、単にそのまま登り続けるというのではなく、再度一人で登るなおすことになる。この選手側のメリットは、次のステージで同着となった場合のカウンタック可能な記録が得られる、ということと思われる。

8.10 各ラウンド後の順位

予選

- 8.10.1 スタートの失敗についての 8.9.11 を踏まえ、選手はレーン A、レーン B のいずれかで記録された最も速い時間記録をもとに順位付けされる。選手がレーン A、レーン B のいずれでも有効な時間記録を得られなかった場合は、最下位となる。

決勝

- 8.10.2 決勝ラウンドのいずれかのステージ（準決勝及び決勝ステージも含め）で敗退した選手は、そのステージでのクライミング・タイムをもとに順位付けされる。

付記：有効な時間記録を得られなかった選手は、そのステージの最下位となる。

- 8.10.3 2 名以上の敗退した選手が、(i) その敗退したレースで有効な時間記録を得られなかった、または (ii) その敗退したステージでの有効な時間記録が同じだったかのいずれかの場合、彼らの間の序列は先立つステージ（必要な場合は予選ラウンドも含め、さらに前のステージ）での、その時間記録に基づいて決定される。
- 8.10.4 準決勝ステージで敗退した 2 選手は、3 位と 4 位を決する対戦（スモール・ファイナル）をおこなう。準決勝ステージの勝者は 1 位と 2 位を決する対戦（ビッグ・ファイナル）をおこなう。スモール・ファイナルは、かならずビッグ・ファイナルの開始前に完了していなければならない。

8.11 テクニカル・インシデント

- 8.11.1 テクニカル・インシデントとは、その結果として選手に不利または不公平な結果をもたらす、選手自身の行為によるものではない事象である。
- 8.11.2 テクニカル・インシデントを認定するか否かの決定は、IFSC ジャッジ（不在の場合はジュリー・プレジデント）が、必要に応じてチーフ・ルースターとの協議の上でおこなう。
- 8.11.3 電氣的機械計時システムの障害は、テクニカル・インシデントとみなされ、障害の発生したレースの選手のみに影響がある場合、あるいは障害が修復されず障害の発生したステージの全選手に影響する場合がある；
- a) 故障が修復された（例えば接続不良による障害の場合など）場合は、障害が修復され動作が確認されたらただちに再競技をおこなう；
 - b) 故障が修復できない場合、ジュリー・プレジデントは、(i) 故障の発生したラウンドをキャンセルするか、あるいは (ii) 障害の発生したステージの再競技を命じる。

付記：あらゆる場合に 8.4.2 の規定が適用される。すなわち、どのような場合であれ、電氣的機械計時システムと手動計時が競技会の同ステージで併用されてはならない。

テクニカル・インシデント後の処理手順

- 8.11.4 選手あるいはチーム・マネージャーが、テクニカル・インシデントが発生したと見た場合、その旨を IFSC ジャッジ（不在の場合はジュリー・プレジデント）にただちに、そして必ず次のレースの開始前に通知しなければならない。通知が、次以降のレース開始後であった場合、テクニカル・インシデントは一切認められない。
- 8.11.5 テクニカル・インシデントが申告あるいは確認された場合、影響を受けた全ての選手はジュリー・プレジデントの指示に従い、競技エリア内に留まらねばならない。
- 8.11.6 レースの選手 1 名のみに影響するテクニカル・インシデントが発生した場合；
- a) 予選でテクニカル・インシデントが発生した場合、テクニカル・インシデントを被った選手の

みが再競技をおこなう；

b) テクニカル・インシデントが決勝ラウンドで発生した場合、当該レースの再競技をおこなう。

8.11.7 テクニカル・インシデントを被った選手には最低 5 分間の休憩時間⁵⁰が与えられる。

8.12 ビデオ記録の使用

8.12.1 全ての選手のアテンプトについて、公式ビデオ記録が作製されねばならない。

8.12.2 公式ビデオの記録は、少なくとも 2 台のビデオカメラを使用し、少なくとも以下の点を記録しなければならない；

a) あらゆるレースの両レーンのスターティング・ポジション；

b) あらゆるレースの完了時の両レーンのパッド/スイッチ；

c) あらゆるレースの各選手のアテンプト。

8.12.3 ラウンド開始に先立ち、ジューリ・プレジデントは撮影係に対して、必要な技術、手順について指示をおこなわなければならない。ジューリ・プレジデントは、ビデオカメラの位置を決定しなければならない。

付記：撮影係が業務を妨げられず、また何人もカメラの視界を損なうことがないよう、細心の注意を払わねばならない。

8.12.4 何らかの問題が発生した場合の判定のために、ビデオの再生装置とモニターを用意しておかなければならない。再生用モニターは審判員が公式ビデオ記録を見て問題を検討するために、その権限のない第三者にビデオを見られたり、検討中にその内容が外部に聞こえたり中断を強いられたりすることがない、審判席に近接した利便性の良い場所に設置されねばならない。

8.12.5 判定（抗議への対応も含め）には以下のものを除き、いかなる映像資料も考慮にいれてはならない：

a) 公式ビデオ記録

b) ジューリ・プレジデントの裁量のもとに、IFSC が公式に配信したビデオ記録（いわゆる「ライブ・ストリーム」ビデオ）

8.12.6 要求があった場合は、個々のラウンドの終了時に、公式ビデオ記録の複製をジューリ・プレジデントに提出しなければならない。

8.13 抗議

8.13.1 全ての口頭及び文書による抗議と、抗議に対する回答は、英語によっておこなわねばならない。

8.13.2 8.13.3 及び 8.13.7 に従っておこなわれる抗議も含め、抗議は公式の抗議料を支払わなければ受理されない。必要な抗議料は IFSC が毎年発表する手数料の一覧に記載される。抗議が受諾された場合、抗議料は返金される。抗議が却下された場合、抗議料は返金されない。

安全性についての抗議

8.13.3 3 つ以上の異なる選手団のコーチが、深刻な安全上の問題点があると判断した場合、安全性に関する抗議を提出することができる。ジューリ・プレジデントはその抗議内容を検討し、妥当である場合は必要な措置を講じなければならない。

⁵⁰ おそらく、インシデントの確認と修復が完了するまでに経過した時間が 5 分未満だった場合も、5 分間は休めるという意味と思われる。

抗議の手順

- 8.13.4 口頭もしくは文書による抗議の場合、 Jury・プレジデントは抗議審判団を招集しなければならない。抗議審判団は、 Jury・プレジデントと IFSC デリゲイトで構成される。
- 8.13.5 公式の成績に関する口頭もしくは文書による抗議を受けたら、 Jury・プレジデントは、どの成績についての抗議を受けているかがわかるように、公式の成績が「Under Appeal (抗議判定中)」である旨が確実に告知されるよう手配する。
- 8.13.6 審判員が抗議に対する裁定を全員一致で下すことができなかった場合、当初の判定が有効となり、抗議料は返金される。裁定は条件の許す限り、速やかにおこなわれなければならない。文書による抗議の場合、裁定の結果は文書として Jury・プレジデントから、抗議の公式申請者に渡されなければならない。
- 8.13.7 以下についての抗議はただちに、そして次のレースの開始前に行われなければならない。
- a) あらゆるレースの選手のアテンプトに関するもの（例えば、スタートの失敗の宣告など）；
 - b) 決勝ラウンドのあらゆるレースのリザルト。

次のレースは、抗議に対する処理が決定するまで開始してはならない。このような抗議については、供託金は不要である。

- 8.13.8 発表された公式の成績表での選手の順位に対する抗議は：
- a) 予選については、公式の成績表発表から 20 分以内におこなわなければならない。
 - b) 決勝ラウンドについては、公式の成績表発表から 10 分以内におこなわなければならない。

それぞれこうした場合は、文書で抗議をおこなわなければならない。

抗議の結果

- 8.13.9 抗議審判団の裁定は、絶対でありそれに対する抗議はおこなうことができない。
- 8.13.10 抗議審判団の裁定（以下、「原裁定」）によってもたらされる結果に対する抗議は、以下にしたがって提出されなければならない
- a) 予選に関する抗議については、原裁定の発表後 10 分以内に
 - b) 決勝に関する抗議については、原裁定の発表後ただちに

原裁定の結果に関する抗議を、上記の期間外におこなうことはできない。

懲罰委員会への付託

- 8.13.11 Jury・プレジデントが、あるルール違反について懲罰委員会の判断を仰ぐ必要があると判断した場合、 Jury・プレジデントによる報告、 Jury・プレジデントと当事者のチーム・マネージャーや選手との間に交わされた文書の複製、そして関連するすべての資料を添えて、その問題を懲罰委員会に付託しなければならない。

図 8.2 (a) 10m 競技用レーン

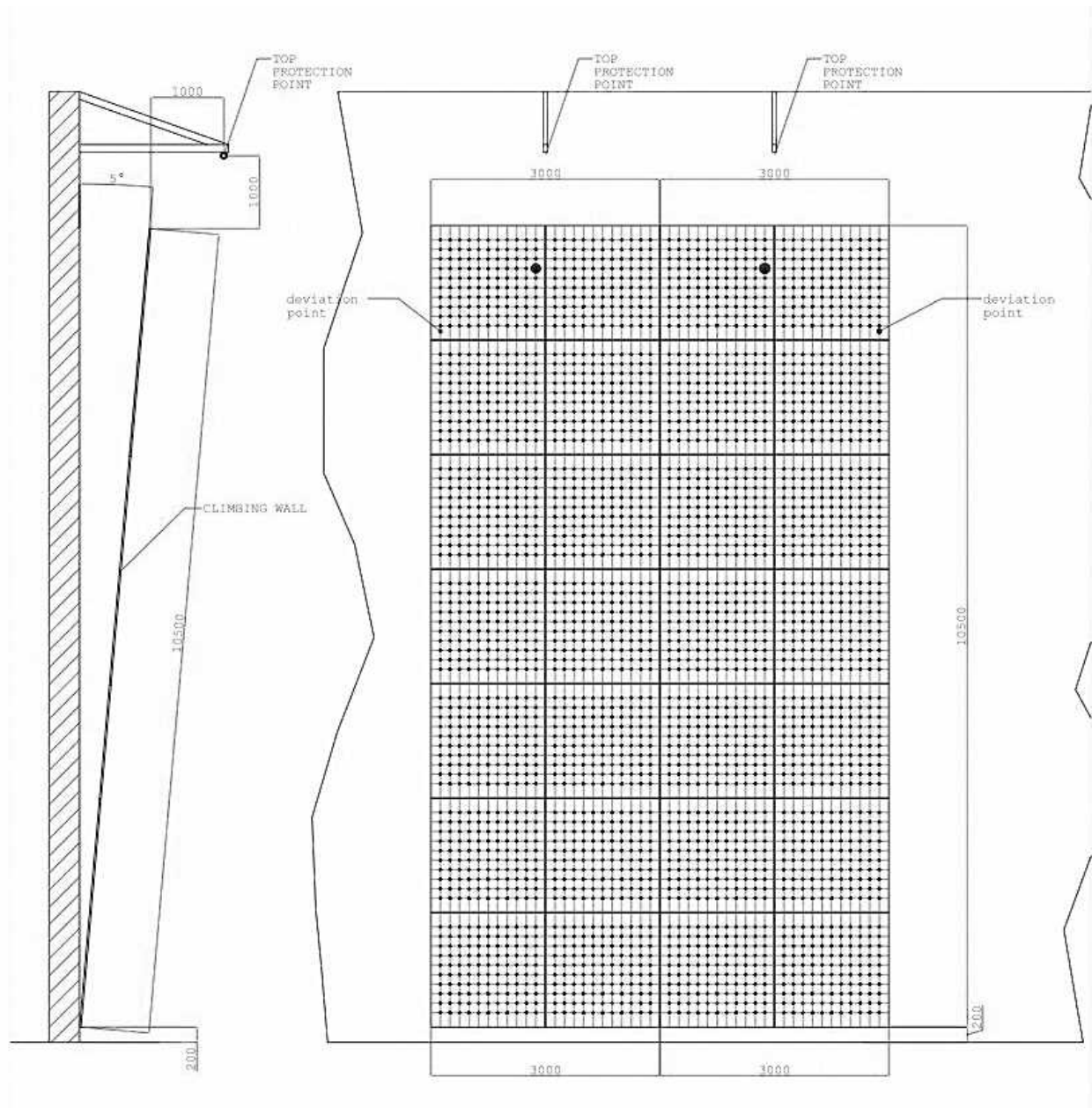


図 8.2 (b) 15m 競技用レーン

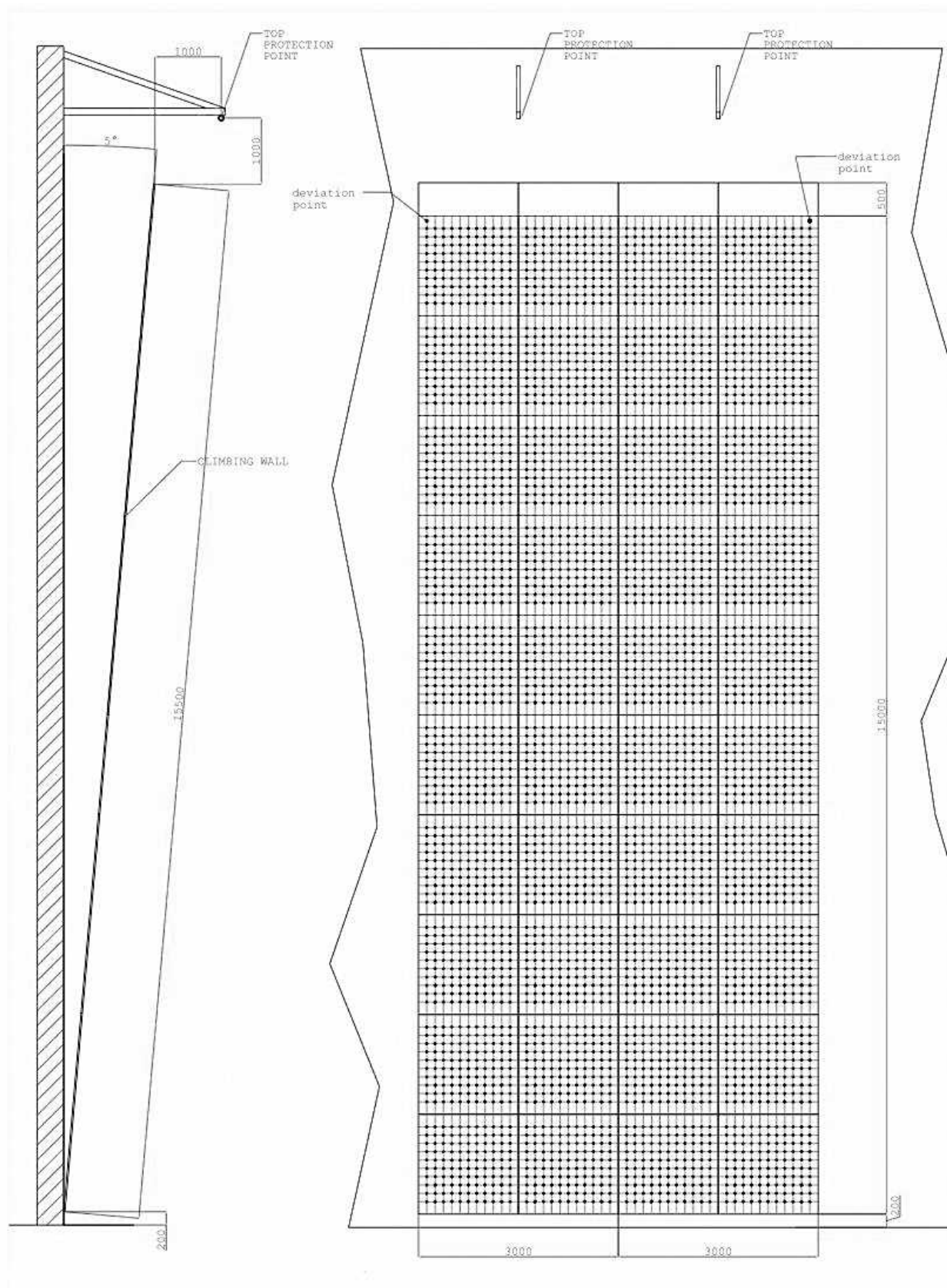


図 8.2 (c) パネルのクライミング面の M10 のホールド取り付け穴の配置

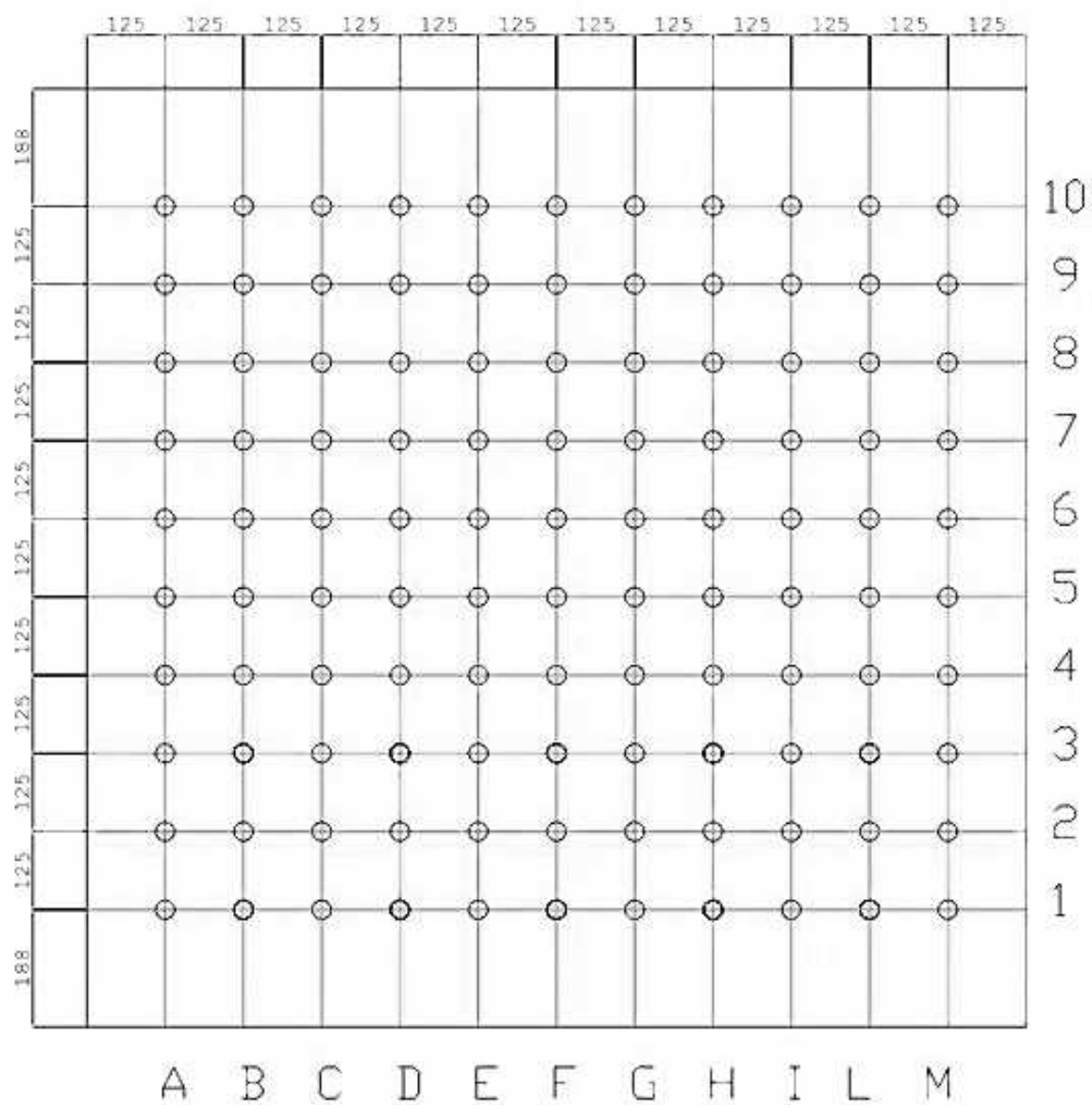


図 8.2 (d) 10m 競技のルート図

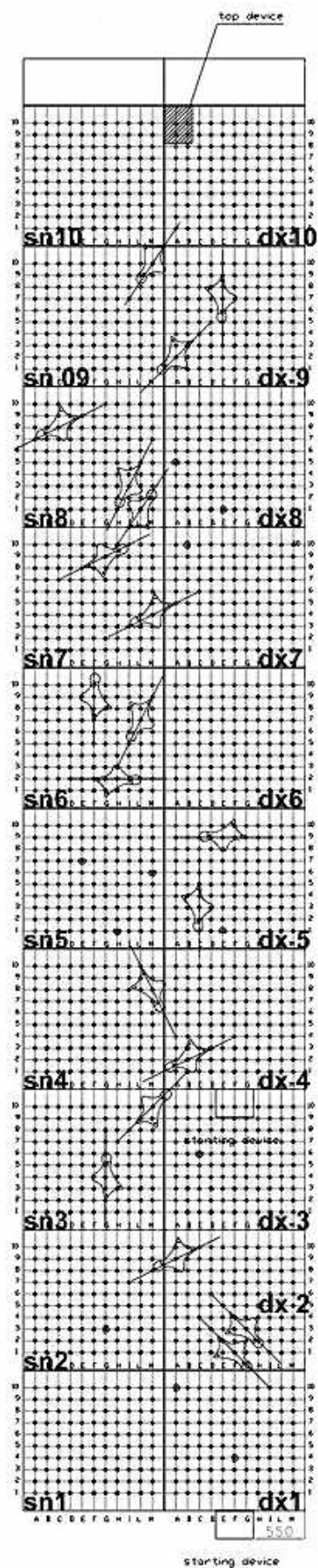
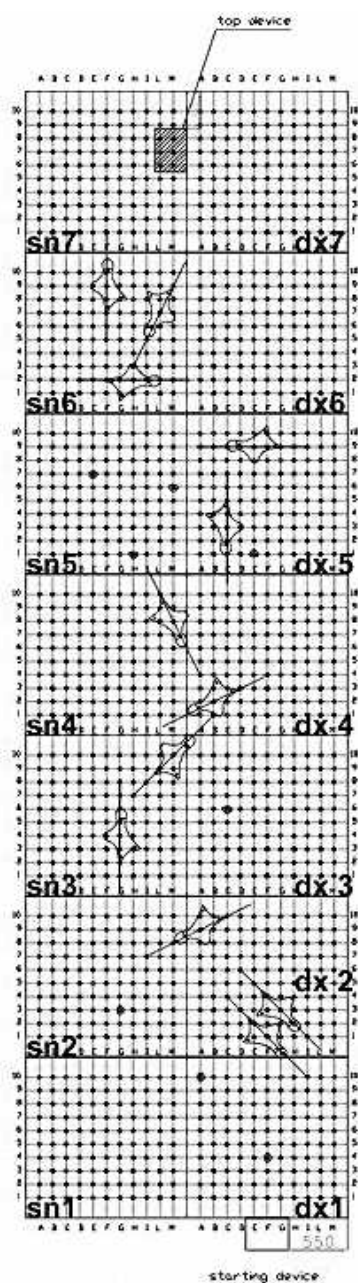


図 8.2 (e) 15m 競技のルート図

図 8.6 (a) 選手 4 名の場合の決勝競技順

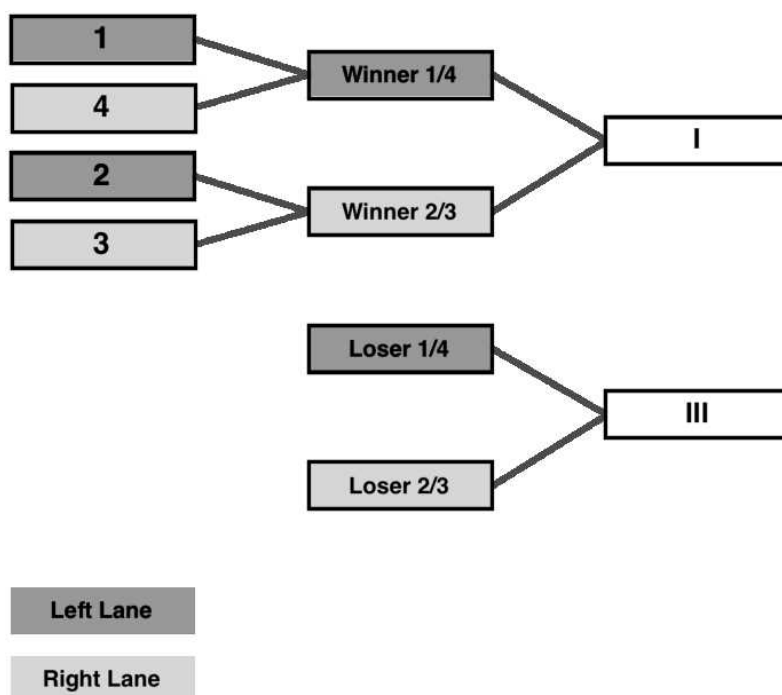


図 8.6 (b) 選手 8 名の場合の決勝競技順

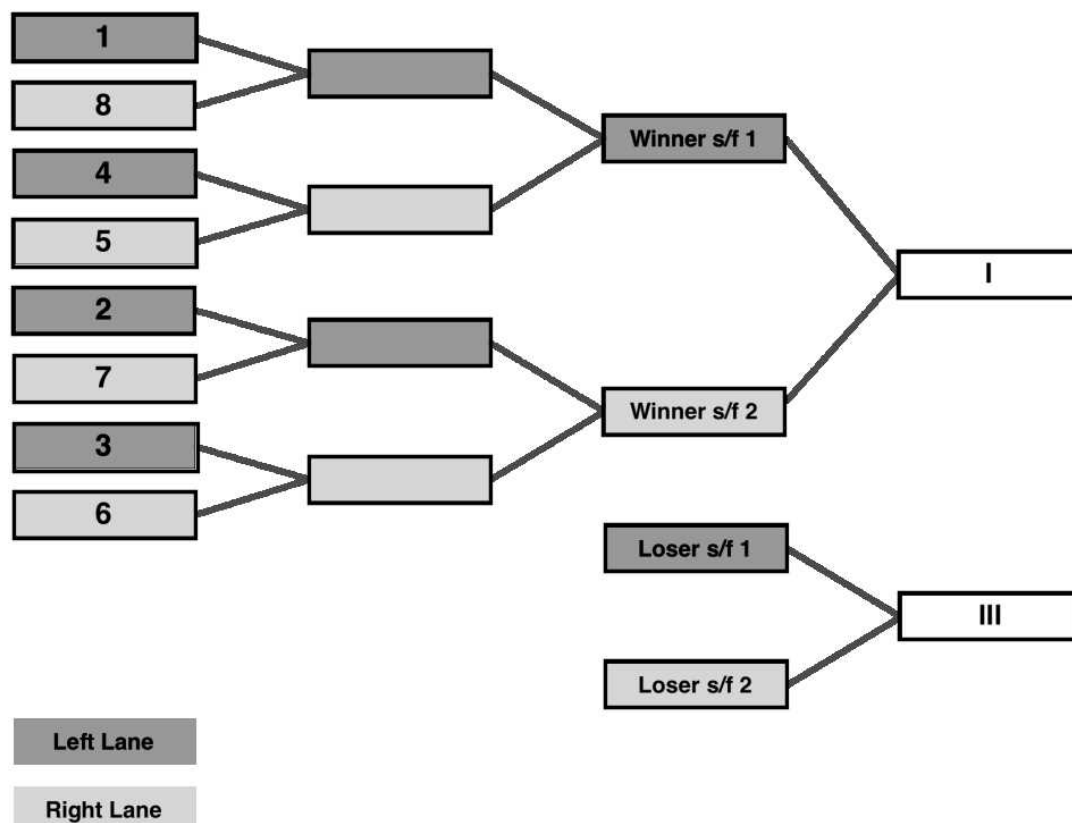
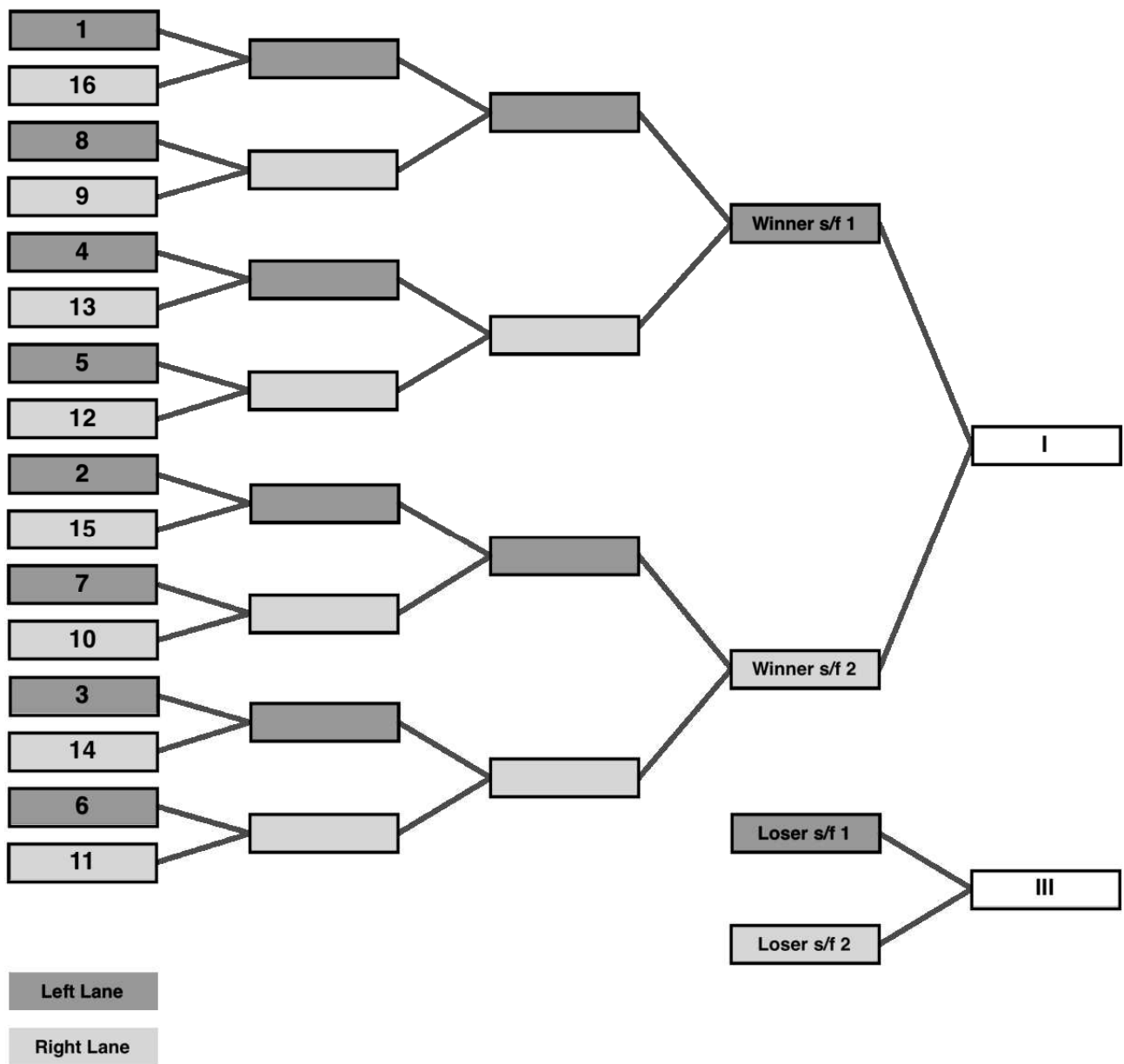


図 8.6 (c) 選手 16 名の場合の決勝競技順



9. チーム・スピード

9.1 概説

- 9.1.1 この規則は、セクション 8 と併せて参照のこと。
- 9.1.2 各チームは、同性の 3 名の選手からなるものとする。
- 9.1.3 各加盟連盟/協会は通常、最大 2 チームまでをチーム・スピード競技会に参加させることができる。

9.2 クライミング用構築物

- 9.2.1 クライミング用構築物は以下に規定する点を変更した上で、8.2 に定める要件を満たさなければならない。
 - a) クライミング用構築物は、最低でも平行した 2 組のレーン（すなわち最低 4 レーン）を持ち、各レーンは（計時機器の設置位置も含め）通常の 15m 競技用の構成とサイズの要件を満たしていなければならない。
 - a) クライミング用構築物の、各組のレーンの左レーンは、チームの最初と 3 番目の選手のロープを個別に使用するために、2 つのトップ・プロテクションポイントを備えていなければならない。

9.3 計時

- 9.3.1 チームのクライミング・タイムは、スタートの合図から 3 番目の選手のアテンプト終了までである。有効な時間記録は、チームの全ての選手が競技規則にしたがってそのアテンプトを完了した場合のみ記録される。
- 9.3.2 クライミング・タイムは IFSC による機械的電機計時システムを使用して確定される。チーム・スピード競技会では、手動計時はおこなわない。
- 9.3.3 各レーンの、その時登っている選手がいつそのアテンプトを完了したかを表示するスタート表示は、識別しやすいもの（例えば緑色のランプなど）を使用する。

9.4 競技会の進行の仕方

試登

- 9.4.1 可能であれば、予選の前に各チームに試登時間を与えなければならない。

予選（4 レーン）

- 9.4.2 予選は通常、各チームが組になって 2 組のレーンでおこなう。すなわち、1 チームが 1 組のレーンを使用する。スタートの失敗やテクニカル・インシデントの結果の再競技を除き、各チームは有効な予選記録を獲得するための 1 回のアテンプトをおこなう。
- 9.4.3 各チームの競技順は、ランダムに決定する。
- 9.4.4 決勝ラウンドへの定員を同着のチームがあっても超過する場合は、当該のチーム左の組のレーンで同着を分けるための追加競技をおこなう。これらのアテンプトでの時間記録は、いずれの選手を決勝に進出させるかを決定するためにのみ用いられる⁵¹。

付記：再度同着の場合は、繰り返しアテンプトをおこなう。

⁵¹ カウントバックの対象とはせず、カウントバックにはもとの記録を使用するということだろう。

決勝

- 9.4.5 決勝は 8.4.6 から 8.7.10 で規定したところの勝ち抜き戦形式でおこなう（それぞれ、「選手」とあるところを「チーム」と読み替えること）。

9.5 競技の進行の仕方

スタート

- 9.5.1 ルートの取り付きに呼び出されたら、各チームの選手は壁の正面 2m 以内の待機場所に入らなければならない。チームの最初と 3 番目に登る選手は、左レーンでアテンプトを行い、チームの 2 番目の選手は右レーンでアテンプトをおこなう。ビレイヤーは、クライミングロープを各選手のハーネスに、8.3.6 の規定に従って接続する。
- 9.5.2 チームの最初に登る選手のスタートの手順は、8.9.1 及び 8.9.3 から 8.9.7 に定めるところに従っておこなう。
- 9.5.3 チームの 2 番目、3 番目に登る選手のスタートの手順は以下のとおりとする；
- a) 各選手は、競技の順番が前の選手がそのアテンプトを開始したら、ただちにスターティング・ポジションに入る；
 - b) そしてスタート表示が、前の選手がアテンプトを完了したことを表示したら登り始める。

スタートの失敗

- 9.5.4 8.9.8 から 8.9.11 までの規定は適用されず、代わって 9.5.5 から 9.5.8 が適用される。
- 9.5.5 スターター（もしくは任命されたりコーラー）の判断において、以下の場合に、チームはスタートに失敗したと判断される。
- a) スターターが「Ready, ¥Attention!」と言ってから、スタートの合図音が鳴るまでの間に最初の選手がスターティング・パッドから離れた；
 - b) 最初の選手が、スタートの合図音に 1/10 秒以内に反応した。
 - c) チームの 2 番目、3 番目の選手が、前の選手がアテンプトを完了する前に地面から離れた。

付記：電氣的機械計時システムを使用している場合、この用具の記録は通常は正確なものとなされる。従って、機器が故障している明確な証拠が存在しない場合、スタートの失敗があったかどうかの判定には電氣的機械計時システムによる記録を使用するものとする。

- 9.5.6 チームの最初の選手がスタートに失敗した場合、スターターは両方あるいは全てのチームをただちに止め、各チームの 2 番目、3 番目の選手がスタートしないようにしなければならない⁵²。
- 9.5.7 チームの最初の選手が、競技会の 1 つのステージで 2 回スタートに失敗した場合、そのチームにはスタートに失敗したレースの有効な時間記録が認められない。

付記：チームの最初の選手に 2 回目のスタート失敗があった場合、スタートに失敗しなかったチームは、当該ステージのアテンプトを完了するかどうかを選択できる（義務ではない）。

- 9.5.8 チームの 2 番目、3 番目の選手がスタートに失敗した場合；
- a) スターター（もしくは任命されたりコーラー）は、スタートに失敗したチームの残りの選手がスタートしないようにする。

⁵² スタートに失敗した選手のチームはこの点問題ないが、もう一方のチームが続行しないようにする、ということだと思われる。

b) スタートに失敗しなかったチームは、中断せず継続し、有効な時間記録を獲得できる、

そして、スタートに失敗したチームは、スタートに失敗したレースでの有効な時間記録を獲得できない。

付記：b)の場合、継続したチームがその後にスタートに失敗したら、このチームも同じく中断させられる。しかし、このチームが有効な時間記録を獲得できなくても、再競技は認められない。

アテンプトの完了

9.5.9 8.9.12 から 8.9.14 までの規定は適用されず、代わって 9.5.10 から 9.5.12 が適用される。

9.5.10 チームの各選手は、計時パッド/スイッチを手で叩かなければならない。これにより

a) 最初と 2 番目の選手は後続の選手のスタート合図を始動する。

b) 3 番目の選手はタイマーを停止させる。

付記：電氣的機械計時システムを使用している場合、この用具の記録は通常は正確なものとなされる。従って、機器が故障している明確な証拠が存在しない場合、選手がパッド/スイッチを叩きタイマーを停止させることができたかどうかの判定には、電氣的機械計時システムによる記録を使用するものとする。

9.5.11 もし

a) 最初または 2 番目の選手が後続の選手のスタート合図の始動に失敗した；あるいは

b) 3 番目の選手が、タイマーを停止しなかった場合には、

チームのアテンプトは失敗とされ、有効な時間記録は獲得できない。再競技あるいは追加競技は電氣的機械計時システムの障害が確定した限り、認められない。

付記：特定の選手がタイマーの停止に失敗しても、それをもって機器類に何らかの故障があるとするとはしない。

付記：同じルートのチームが連続してタイマーの停止に失敗した場合、またはシステム上の障害が発生した場合、 Jury・プレジデントはシステムの検査をおこなう必要がある。検査の結果、故障があった場合、 Jury・プレジデントは影響を被った選手の再競技を認めるかどうか検討しなければならない。検査の結果、故障が見いだされなかった場合、リザルトは有効となる。この検査には、ルートセッターに依頼してルートを登ってスイッチ/パッドを叩くよう依頼することを含む。

付記： Jury・プレジデントは、機器の検査が必要か否かを決定する際に、ビデオ記録を参考にすることができるが、選手がパッド/スイッチを叩いた（しかし、タイマーは停止しなかった）時のビデオ記録を機器の障害の確証とすることはできない。

9.5.12 チームのいずれかの選手が以下になった場合、アテンプトは失敗とされ、有効な時間記録は残らない。

a) 墜落した；

b) 選手が連続的かつ明確に識別できるように黒テープ（あるいは他の色を使用する場合は、 Jury・プレジデントにより選手に対する競技説明で指定されたもの）で使用限定された壁の一部、ホールド、はりぼてなどを使用した

c) 選手が壁の両脇または上端の縁を登るために使用した；

- d) スタート後に、身体のいずれかの部分が地面に触れた；
- e) 何らかの人工登攀をおこなった。

9.6 各ラウンド後の順位

予選

- 9.6.1 チームは、予選での最も速かった有効な時間記録によって順位付けされる。チームが有効な時間記録を獲得できなかった場合、そのチームは最下位とする。

決勝

- 9.6.2 各チームの順位は、8.10.2 から 8.10.4 で規定したところにしたがう（それぞれ、「選手」とあるところを「チーム」と読み替えること）。

10. スピード世界記録

10.1 概説

10.1.1 このセクション内で記載または修正されたものを除き、セクション 8（スピード）の規定が適用される。

10.1.2 IFSC は男女両カテゴリーについて、以下のスピード世界記録を認定する⁵³。

	10m 競技	15m 競技
成人	Y	Y
ジュニア	N	N
ユース A	N	N
ユース B	N	N

10.1.3 スピード世界記録は、以下の条件を満たす場合のみ認定される；

- a) IFSC によって世界記録のための要件を満たすと認定され、IFSC のウェブサイトの一覧に掲載されているクライミング用構築物を使用していること；
- b) IFSC の公式大会日程に含まれている競技会であること；
- c) ジュリー・プレジデントが IFSC によって指名されている競技会であること。ジュリー・プレジデントは、あらゆる世界新記録について、IFSC に報告しなければならない。

10.2 クライミング用構築物

10.2.1 クライミング面がライトグレー（RAL⁵⁴ 7035/7001/7038/7044/9002/9018 を参照）で塗装され、ルート上のホールドは赤（RAL 2002/2004/2008/2009/2011/2012）で作られていなければならない。

10.2.2 クライミング面とホールドは、IFSC のテクニカル。デリゲイト⁵⁵により 8.2 に定めた仕様に適合するものとして認定されていなければならない。

- a) 常設の場合は、競技会開催日前 24 ヶ月以内に；
- b) 仮設の場合は、競技会の開始前に、

いずれの場合も、競技会の主催者は認定を受けていることの証明として、ジュリー・プレジデントに IFSC 認定報告書のコピーを提出しなければならない。

10.3 計時

10.3.1 時間記録は、IFSC の公式計時システムでおこなわなければならない。

10.3.2 手動計時がおこなわれた場合、一切の記録は承認されない。8.4.7 から 8.4.9 の規定は、ここでは適用されない

⁵³ 表中の「Y」「N」の意味合いは、通常理解では「Y」はそれをおこない、「N」はおこなわない、ということと思うが、そうするとユースの世界記録はない、という理解で良いのだろうか？それならそれで、なぜあえてこのような表を入れるのか、理解に苦しむ。

⁵⁴ RAL はドイツの標準色票で、要するに色の規格。各数字は特定の色を表す。これで指定すれば、確実な色指定ができる。ただそれぞれ 6 色ずつ指定されているので、かなり幅がある。ひとつ気になるのはライトグレーの RAL の並び順で、7001 だけが昇順になっていない。しかもこの色は他のグレーに比べ暗く、ライトグレーと言うより、ただのグレーに見える。

⁵⁵ 突然登場した用語。施設などの規格適合を確認する役割のようだが、オリンピック対策の権威付けででっち上げたようにも思える。

11. ワールドカップ・シリーズ

11.1 はじめに

- 11.1.1 IFSC の「本則」に従い、ワールドカップ・シリーズ戦を、各種目——ワールドカップボルダー、ワールドカップリード、ワールドカップスピード——について毎年開催する。
- 11.1.2 IFSC は、各種目について毎年最大 10 戦までのワールドカップ大会を公認する。
- 11.1.3 IFSC 公認の個々のワールドカップ大会は、男子と女子の両カテゴリーにより、最低 1 種目で開催される。
- 11.1.4 ワールドカップ大会は通常、週末に開催される。ワールドカップ大会の最大日数は、1 種目の場合は 2 日間、2 種目の場合は 3 日間、全 3 種目の場合は 4 日間とする。

11.2 参加資格

- 11.2.1 競技会の開催年に 16 歳に達している、もしくは年内に達する選手で、有効な国際ライセンスを有する選手のみが、ワールドカップ大会に出場する資格を有する。

11.3 形式

- 11.3.1 ワールドカップ大会の各競技会の形式は、第 2 部の該当するセクションの各競技規則に定めるところに従わなければならない。
- 11.3.2 ワールドカップ大会の各競技会は：
 - a) 両カテゴリーの予選は、通常同じ日に実施しなければならない；
 - b) 両カテゴリーの準決勝と決勝は通常、両方とも予選の翌日に実施しなければならない、

11.4 選手の参加登録

- 11.4.1 加盟連盟/協会は最大 5 名までの、競技会場への自由な入場が可能な選手団役員を参加登録することができる。これらの役員は登録書式に氏名を記載し、以下の役職を特定しなければならない。
 - a) チーム・マネージャー 1 名
 - b) コーチ 2 名
 - c) 医療担当者または準医療担当者 2 名
- 11.4.2 11.2.1 に従った上で、加盟連盟/協会は IFSC の公式な登録書式によって、(該当者がある場合は)以下の選手による選手団を参加登録することができる；
 - a) 直近の成年またはユースの、世界選手権または大陸別選手権の優勝者(出場種目での優勝者に限る)；
 - b) その大会の申込み締め切り日での出場種目の世界ランキングが 10 位以内の選手；
 - c) a)、b)に加え、その大会の各カテゴリー及び各種目について、以下の選手：
 - i) 主催国以外の加盟連盟/協会は、4 名までの選手；
 - ii) 主催国の加盟連盟/協会は、12 名までの選手。
- 11.4.3 11.4.1 及び 11.4.2 の規定に従って登録された全ての者の参加は、以下に従って確認されねばならない：

- a) 選手団役員もしくは選手の少なくとも 1 名が、主催者から公表された大会案内文書に指定された時刻（そうした時刻指定がない場合は、テクニカル・ミーティング開始の 30 分前）までに大会会場に会場に来場する；
- b) あるいは、以下の場合については、IFSC デリゲイトまたはジュリー・プレジデントに SMS によって連絡する；
 - i) IFSC デリゲイトが、IFSC のウェブサイト上で、SMS による参加確認を認める旨を通知している場合；
 - ii) ストライキ、交通機関の遅延など、会場への到着を妨げる特別な事情のある場合

いずれの場合も、主催者から公表された大会案内文書に指定された時刻（そうした時刻指定がない場合は、テクニカル・ミーティング開始の 30 分前）までに連絡をおこなわなければならない。

- 11.4.4 11.4.3 に従って参加確認がおこなわれなかった参加登録選手は、公式の競技順位リストから削除される。

11.5 テクニカル・ミーティング

- 11.5.1 テクニカル・ミーティングは通常、大会の開始前におこなわれる。テクニカル・ミーティングの目的は以下のとおり；
 - a) 大会日程の確認（及び IFSC のウェブサイトにある情報からの変更の伝達）；
 - b) 予選の公式競技順位リストの配布；
 - c) 大会に適用されるルールについての確認と、詳細情報；
 - d) IFSC のウェブサイトがない、運営上の情報の連絡。

11.6 競技順位と成績の公表

競技順の公表

- 11.6.1 各ワールドカップ大会に参加申し込みをしている選手の名簿は、遅くとも競技会の 4 日前に IFSC のウェブサイト上に公表されねばならない。
- 11.6.2 各ワールドカップ大会の選手の競技順位は、第 2 部の該当するセクションの各競技規則に定めるところにしたがって作成されねばならない。
- 11.6.3 各カテゴリーの公式競技順位リストは以下の時点で用意する：
 - a) 予選については、当該大会に先立つテクニカル・ミーティングに合わせて、上記 11.4.3 の参加確認の期限の後に。
 - b) それ以外の各ラウンドでは、先立つラウンドの公式リザルト発表後、あらゆる抗議に対する処理が完了した後に、

いずれの場合も、IFSC のウェブサイト、公式の大会掲示板、アイソレーション・ゾーンまたはウォームアップ・エリアに公開の上、コピーを審判団、チーム・マネージャー、大会の広報担当者、報道関係者のために作成する。

- 11.6.4 競技順位リストには以下の項目が記載されねばならない：
 - a) カテゴリーとラウンド；
 - b) 競技順位；
 - c) 各選手の氏名と IOC 国別コード；

- d) 保持している選手については、世界ランキング；
- e) 該当する場合について、アイソレーション・ゾーンのオープンとクローズの時刻（該当しない場合は、そのラウンドの受付終了時刻）；
- f) 該当する場合について、オブザベーションまたはデモンストレーション、そしてラウンドの開始時刻；
- g) IFSC または ジュリー・プレジデント が認めた伝達事項。

11.6.5 選手が；

- a) あるラウンドの受付またはアイソレーション・ゾーンに、公表された締め切り時刻までに；
- b) 呼び出しを受けたときにコール・ゾーンに

出頭しなかった場合、その選手はそのラウンドの競技順リストから削除される。残りの選手の競技順やスターティング・グループの割り当て（該当する場合のみ）の変更はおこなわない。

成績の発表

11.6.6 各ワールドカップ大会の成績と順位は、11.7 の規定にしたがって作成されねばならない。

11.6.7 競技会の各ラウンドの終了時に、各選手の成績と順位を掲載した暫定リザルト表を作成しなければならない。この暫定リザルト表は、公式のリザルト表の確定に先だつ非公式な情報として公表され、チーム・マネージャーや選手によるコメントも非公式なものとなる。暫定成績は、競技のラウンド中にスクリーンに映写するのが望ましい。

11.6.8 暫定リザルト表の確認と、必要があれば修正を経て、IFSC ジャッジの署名によって公式に認められ、公式リザルト表として公表されねばならない。

11.6.9 競技会の終了時に、全選手の最終順位とその競技会各ラウンドでの成績を記載した公式の確定リザルト表を作成し、IFSC ジャッジとジュリー・プレジデントが署名をおこなった上で、公表されねばならない。

11.6.10 全ての公式リザルト表は、IFSC の規定する様式で作成され、競技会の公式の掲示板に掲示され、その複写は競技会の審判団のメンバー、チーム・マネージャー、競技会の広報担当、メディア関係者の代表に公開されねばならない。

11.7 ワールドカップ・ランキング

個々の大会での順位

11.7.1 ワールドカップ大会の、個々の競技に参加した個々の選手の順位は、第 2 部の該当するセクションの各競技規則に定めるところに従わなければならない。

ワールドカップ・ランキング

11.7.2 各ワールドカップ大会の最後に、各カテゴリーの各種目で上位 30 位までの選手に対して、各選手のワールドカップ・ランキングを決定するための、以下のような順位ポイントが与えられる。

順位	ポイント	順位	ポイント	順位	ポイント
1 位	100	11 位	31	21 位	10
2 位	80	12 位	28	22 位	9
3 位	65	13 位	26	23 位	8
4 位	55	14 位	24	24 位	7

5 位	51	15 位	22	25 位	6
6 位	47	16 位	20	26 位	5
7 位	43	17 位	18	27 位	4
8 位	40	18 位	16	28 位	3
9 位	37	19 位	14	29 位	2
10 位	34	20 位	12	30 位	1

付記：ある競技会で同着になった各選手が獲得するポイントは、同着になった各順位に対応する全ポイントの平均となる。ポイントは、小数点以下を四捨五入する。

- 11.7.3 ワールドカップ・ランキングは、ワールドカップ・シリーズを通して各選手に与えられた順位ポイントを 11.7.4 および 11.7.5 に従って加算して決定される。ランキングされる選手の順位は合算した順位ポイント合計の降順となる。各種目のワールドカップ・ランキングは、シリーズ中の各大会後に公表される。
- 11.7.4 1 人の選手の最終的なワールドカップ・ランキング算定で算入することができる成績数の上限は以下のとおりである；
- a) 開催された大会が 5 戦以下の場合は、全ての成績を合計；
 - b) 6 戦以上が開催された場合、合計する成績数は大会数から 1 を減じたものとする。選手の出場した大会数が、合計可能な大会数より多い場合は、選手はそのワールドカップ・ランキングの決定に際し、その最も低い成績を除外する。
- 11.7.5 ワールドカップ・シリーズの最終戦終了時に、2 名以上の選手が同じポイント数で 1 位同着となった場合は、それを分けるために、同着の選手が同時に出場した大会での成績を一つずつ比較し、同時に出場した大会で相手より上位となった回数で決定する。この計算後なお同着の場合、1 位から始めて次は 2 位と言うように、上位の成績の獲得数で 1 位を決定する。

チーム・ランキング

- 11.7.6 各ワールドカップ大会の終了時に、その大会の各種目別に「国別チーム・ランキング」を、その種目に出場した選手団の各カテゴリーの個々の選手の中で上位 3 名の順位ポイントの合計で決定する。チーム順位は、ポイントを合計した値の降順となる。
- 11.7.7 ワールドカップ・シリーズの「総合チーム・ランキング」を、11.7.6 に従って各国チームがシリーズを通して獲得したポイントの合計で決定する。チーム順位は、ポイントを合計した値の降順となる。この成績合計に使用する大会数の上限は、11.7.4 にある、合計する成績数である。

個人総合ランキング

- 11.7.8 「個人総合ランキング」を、各選手が 2 つ以上の種目で獲得した順位ポイントで決定する。個人総合ランキングは、各ワールドカップ・シリーズで選手に与えられた順位ポイントの最高位のものを合計して決定する。ランキングされる選手の順位は合算した順位ポイント合計の降順となる。この計算に使用されるワールドカップ・シリーズの成績数の上限は 5 大会とする。

11.8 メダルと賞金

- 11.8.1 各ワールドカップ大会の終了時に、以下の表彰をおこなう；
- a) 金、銀、銅のメダルが、大会の各種目で各カテゴリーのそれぞれ 1 位、2 位、3 位の選手に授与される；

付記：同着の場合は、複数のメダルが授与される。

- b) 各カテゴリーの競技会の各種目での優勝者にトロフィーが授与される。
- c) チーム・ランキングが1位、2位、3位となった選手団が発表される
- d) 賞金が各カテゴリーにおいて大会の各種目で6位以内の各選手に授与される。

付記：同着の場合は、同着の選手は同着の各順位の賞金の平均を受け取る。例えば2人の選手が1位同着の場合、各選手は主催者から1位と2位に提供された金額の平均を受け取ることになる。

- 11.8.2 賞金の最低額は各期毎に IFSC の財務委員会で決定される。この最低額を下回る場合の賞金リストは、組織委員会にとの協議により IFSC 評議会が決定する。
- 11.8.3 各ワールドカップ。シリーズの最終戦の終了時に、以下の表彰をおこなう：
 - a) 各カテゴリーのワールドカップ・シリーズの年間優勝者（ワールドカップ・ランキングが1位の選手）に、トロフィーが授与される。
 - b) ワールドカップ・ランキングが2位と3位の選手に、盾が授与される。
 - c) ワールドカップ・シリーズの総合チーム・ランキングが最高位の選手団にトロフィーが授与される。
- 11.8.4 その年の最後のワールドカップ戦の終了時に、個人総合ランキングが1位、2位、3位の選手が発表される。

11.9 式典

- 11.9.1 ジュリー・プレジデントの特別な許可がない限り、全ての選手は開会式に出席しなければならない。この規則に従わない場合、選手はセクション4（罰則規定）に従って制裁の対象となる。
- 11.9.2 競技会の最後に、決勝終了後ただちにおこなわれる表彰式は、こうした式典に関する IOC の覚え書きに従っておこなわなければならない。国歌演奏と国旗掲揚は IFSC の選手権大会およびワールドカップ大会において必須である。
- 11.9.3 ジュリー・プレジデントの特別な許可がない限り、各カテゴリーの上位3位までの決勝出場選手は表彰式に出席しなければならない。この規則に従わない場合、選手はセクション4（罰則規定）に従って制裁の対象となる。

11.10 アンチドーピング検査

- 11.10.1 加盟連盟/協会または主催団体は、その国の国際スポーツ競技を管轄する国内法、世界アンチドーピング規程、IFSC アンチドーピングの方針と手続き及び罰則規定に則り、アンチドーピング検査の手配をしなければならない。
- 11.10.2 アンチドーピング検査は、少なくとも以下の者に対しておこなわなければならない：
 - a) 個々の大会の各カテゴリーの優勝者；
 - b) スピード競技で、世界記録を更新した選手。

12. 世界選手権大会

12.1 はじめに

- 12.1.1 IFSC の「本則」に従い、世界選手権大会を 1 年おきの偶数年——2012 年、2014 年、2016 年——に開催する。
- 12.1.2 各世界選手権大会は、男女両方のカテゴリーで 3 種目の全てを含めて開催する。IFSC がそれに替わる形式を指定しない限り、競技の形式は第 2 部の該当するセクションの各競技規則に定めるところに従わなければならない。
- 12.1.3 世界選手権大会は通常、週末に開催する。世界選手権大会の最大日数は、5 日間とする。

12.2 参加資格

- 12.2.1 競技会の開催年に 16 歳に達している、もしくは年内に達する選手で、有効な国際ライセンスを有する選手のみが、世界選手権大会に出場する資格を有する。

12.3 形式

- 12.3.1 世界選手権大会の各競技の形式は、IFSC がそれに替わる形式を指定しない限り、第 2 部の該当するセクションの各競技規則に定めるところに従わなければならない。

12.4 選手の参加登録

- 12.4.1 加盟連盟/協会は最大 5 名までの、競技会場への自由な入場が可能な選手団役員を参加登録することができる。これらの役員は登録書式に氏名を記載し、以下の役職を特定しなければならない。
 - a) チーム・マネージャー 1 名
 - b) コーチ 2 名
 - c) 医療担当者または準医療担当者 2 名
- 12.4.2 12.2.1 に従った上で、加盟連盟/協会は IFSC の公式な登録書式によって、(該当者がある場合は)以下の選手による選手団を参加登録することができる；
 - a) 直近の成年またはユースの、世界選手権または大陸別選手権の優勝者(優勝種目で登録のこと)；
 - b) a)に加え、その大会の各カテゴリー及び各種目について 5 名までの選手。
- 12.4.3 12.4.1 及び 12.4.2 の規定に従って登録された全ての者の参加は、以下に従って確認されねばならない：
 - a) 選手団役員もしくは選手の少なくとも 1 名が、主催者から公表された大会案内文書に指定された時刻までに大会会場に会場する；
 - b) ストライキ、交通機関の遅延など、会場への到着を妨げる特別な事情のある場合に限り、主催者から公表された大会案内文書に指定された時刻までに、IFSC デリゲイトまたはジュリー・プレジデントに SMS によって連絡する；

付記：競技会の日程によっては、大会初日の後に開始される競技についての受付を追加設定することができる。

- 12.4.4 12.4.3 に従って参加確認がおこなわれなかった参加登録選手は、公式の競技順リストから削除される。

12.5 テクニカル・ミーティング

12.5.1 テクニカル・ミーティングは通常、大会の開始前におこなわれる。テクニカル・ミーティングの目的は以下のとおり；

- a) 大会日程の確認（及び IFSC のウェブサイトにある情報からの変更の伝達）；
- b) 予選の公式競技順リストの配布；
- c) 大会に適用されるルールについての確認と、詳細情報；
- d) IFSC のウェブサイトがない、運営上の情報の連絡。

付記：競技会の日程によっては、各競技のテクニカル・ミーティングを別個におこなうことができる。

12.6 競技順と成績の公表

競技順の公表

12.6.1 世界選手権大会の各競技に参加申し込みをしている選手の名簿は、遅くとも競技会の 4 日前に IFSC のウェブサイト上に公表されねばならない。

12.6.2 各競技の選手の競技順は、第 2 部の該当するセクションの各競技規則に定めるところにしたがって作成されねばならない。

12.6.3 各カテゴリーの公式競技順リストは以下の時点で用意する：

- a) 予選については、当該大会に先立つテクニカル・ミーティングに合わせて、上記 12.4.3 の参加確認の期限の後に。
- b) それ以外の各ラウンドでは、先立つラウンドの公式リザルト発表後、あらゆる抗議に対する処理が完了した後に、

いずれの場合も、IFSC のウェブサイト、公式の大会掲示板、アイソレーション・ゾーンまたはウォームアップ・エリアに公開の上、コピーを審判団、チーム・マネージャー、大会の広報担当者、報道関係者のために作成する。

12.6.4 競技順リストには以下の項目が記載されねばならない：

- a) カテゴリーとラウンド；
- b) 競技順；
- c) 各選手の氏名と IOC 国別コード；
- d) 保持している選手については、世界ランキング；
- e) 該当する場合について、アイソレーション・ゾーンのオープンとクローズの時刻（該当しない場合は、そのラウンドの受付終了時刻）；
- f) 該当する場合について、オブザベーションまたはデモンストレーション、そしてラウンドの開始時刻；
- g) IFSC またはジューリ・プレジデントが認めた伝達事項。

12.6.5 選手が：

- a) あるラウンドの受付またはアイソレーション・ゾーンに、公表された締め切り時刻までに；
- b) 呼び出しを受けたときにコール・ゾーンに

行かなかった場合、その選手はそのラウンドの競技順リストから削除される。残りの選手の競技順やスターティング・グループの割り当て（該当する場合のみ）の変更はおこなわない。

成績の発表

- 12.6.6 世界選手権大会の各競技の成績と順位は、12.7の規定にしたがって作成されねばならない。
- 12.6.7 競技会の各ラウンドの終了時に、各選手の成績と順位を掲載した暫定リザルト表を作成しなければならない。この暫定リザルト表は、公式のリザルト表の確定に先だつ非公式な情報として公表され、チーム・マネージャーや選手によるコメントも非公式なものとなる。暫定成績は、競技のラウンド中にスクリーンに映写するのが望ましい。
- 12.6.8 暫定リザルト表の確認と、必要があれば修正を経て、IFSC ジャッジの署名によって公式に認められ、公式リザルト表として公表されねばならない。
- 12.6.9 競技会の終了時に、全選手の最終順位とその競技会各ラウンドでの成績を記載した公式の確定リザルト表を作成し、IFSC ジャッジとジューリ・プレジデントが署名をおこなった上で、公表されねばならない。
- 12.6.10 全ての公式リザルト表は、IFSC の規定する様式で作成され、競技会の公式の掲示板に掲示され、その複写は競技会の審判団のメンバー、チーム・マネージャー、競技会の広報担当、メディア関係者の代表に公開されねばならない。

12.7 世界選手権の順位

競技の順位

- 12.7.1 以下の順位は、第2部の該当するセクションの各競技規則に定めるところにしたがって作成されねばならない：
 - a) 各選手の出場した、ボルダー、リード、スピードの各競技の順位、
 - b) チーム・スピード競技に出場した各チームの順位。

個人総合順位

- 12.7.2 3種目全てに出場した各選手に、個人総合順位が与えられる。世界選手権終了時に3種目の全てに出場した選手には、同様に3種目全てで競技をおこなった選手同士での順位に基づいた、以下の個人総合順位ポイントが各競技毎に与えられる。

順位	ポイント	順位	ポイント	順位	ポイント
1 位	100	11 位	31	21 位	10
2 位	80	12 位	28	22 位	9
3 位	65	13 位	26	23 位	8
4 位	55	14 位	24	24 位	7
5 位	51	15 位	22	25 位	6
6 位	47	16 位	20	26 位	5
7 位	43	17 位	18	27 位	4
8 位	40	18 位	16	28 位	3
9 位	37	19 位	14	29 位	2
10 位	34	20 位	12	30 位	1

付記：同着になった各選手が獲得する個人総合順位ポイントは、同着になった各順位に対応する全ポイントの平均となる。ポイントは、小数点以下を四捨五入する。

例：2011 年の世界選手権で、S 選手のスピードでの順位は全ての選手の中では 41 位だが、全 3 種目に参加している選手だけで見れば 11 位になる。個人総合順位のポイントとして、S 選手に（11 位に対応した）31 ポイントがスピードでは与えられる。

- 12.7.3 3 種目の全てに参加している選手の成績をもとにした暫定個人総合順位が、個々の競技の終了後に、公表される。
- 12.7.4 各世界選手権大会の最後に、個々の競技で選手に与えられた個人総合順位ポイントを合計し、その総合計の降順で正式な個人総合順位が決定されねばならない。参加していても 3 種目全てで競技していない選手は、個人総合順位からは除外される。

ナショナルチーム・ランキング

- 12.7.5 世界選手権のそれぞれの種目の最終ラウンドが終了後、各カテゴリーの上位 30 位までの選手に、以下の順位ポイントが「ナショナルチーム・ランキング」の決定のために与えられる。

順位	ポイント	順位	ポイント	順位	ポイント
1 位	100	11 位	31	21 位	10
2 位	80	12 位	28	22 位	9
3 位	65	13 位	26	23 位	8
4 位	55	14 位	24	24 位	7
5 位	51	15 位	22	25 位	6
6 位	47	16 位	20	26 位	5
7 位	43	17 位	18	27 位	4
8 位	40	18 位	16	28 位	3
9 位	37	19 位	14	29 位	2
10 位	34	20 位	12	30 位	1

付記：同着になった各選手が獲得する順位ポイントは、同着になった各順位に対応する全ポイントの平均となる。ポイントは、小数点以下を四捨五入する。

- 12.7.6 世界選手権大会の最後に、そのチーム内で個々の競技の各カテゴリーの上位 3 名に与えられた順位ポイントを合計し、その総合計の降順でナショナルチーム・ランキングが決定されねばならない。

12.8 メダルと賞金

- 12.8.1 世界選手権大会の終了時に、以下の表彰をおこなう：
- a) 金、銀、銅のメダルが、ボルダー、リード、スピードの個々の競技で各カテゴリーのそれぞれ 1 位、2 位、3 位の選手に授与される；
 - b) 金、銀、銅のメダルが、チーム・スピードで各カテゴリーのそれぞれ 1 位、2 位、3 位のチームに授与される；
 - c) 金、銀、銅のメダルが、各カテゴリーで個人総合順位のそれぞれ 1 位、2 位、3 位の選手に授与される；

付記：同着の場合は、複数のメダルが授与される。

- d) 世界選手権トロフィーが各カテゴリーの個々の種目での優勝者に授与される。
- e) 個人総合優勝トロフィーが各カテゴリーの個人総合優勝者に授与される。
- f) 総合チーム・ランキングが1位、2位、3位となった選手団が発表される
- g) 賞金がボルダー、リード、スピードの個々の競技で、各カテゴリーの6位以内の各選手に授与される。

- 12.8.2 賞金の最低額は各期毎に IFSC の財務委員会で決定される。この最低額を下回る場合の賞金リストは、組織委員会にとの協議により IFSC 評議会が決定する。

12.9 式典

- 12.9.1 ジュリー・プレジデントの特別な許可がない限り、全ての選手は開会式に出席しなければならない。この規則に従わない場合、選手はセクション 4（罰則規定）に従って制裁の対象となる。
- 12.9.2 競技会の最後に、決勝終了後ただちにおこなわれる表彰式は、こうした式典に関する IOC の覚え書きに従っておこなわねばならない。国歌演奏と国旗掲揚は世界選手権大会において必須である。
- 12.9.3 ジュリー・プレジデントの特別な許可がない限り、各カテゴリーの上位3位までの決勝出場選手は表彰式に出席しなければならない。この規則に従わない場合、選手はセクション 4（罰則規定）に従って制裁の対象となる。

12.10 アンチドーピング検査

- 12.10.1 加盟連盟/協会または主催団体は、その国の国際スポーツ競技を管轄する国内法、世界アンチドーピング規程、IFSC アンチドーピングの方針と手続き及び罰則規定に則り、アンチドーピング検査の手配をしなければならない。
- 12.10.2 アンチドーピング検査は、少なくとも以下の者に対しておこなわなければならない：
- a) 個々の競技の各カテゴリーの優勝者；
 - b) チーム・スピード競技の各カテゴリーの優勝者；
 - c) スピード競技で、世界記録を更新した選手。

13. 世界ユース選手権大会

13.1 はじめに

- 13.1.1 IFSC の「本則」に従い、世界ユース選手権大会を毎年開催する。
- 13.1.2 各世界ユース選手権大会は、男女両方のカテゴリーでリードとスピード種目で開催する。IFSC がそれに替わる形式を指定しない限り、競技の形式は第 2 部の該当するセクションの各競技規則に定めるところに従わなければならない。
- 13.1.3 世界ユース選手権大会は通常、週末に開催する。世界ユース選手権大会の最大日数は、4 日間とする。開催日の決定に当たっては、学校への出席の問題を最小限にするよう、特に考慮しなければならない。

13.2 参加資格

- 13.2.1 有効な国際ライセンスを有する選手のみが、ワールドカップ大会に出場する資格を有する。
- 13.2.2 世界ユース選手権大会では、以下の年齢別グループで実施する：
- a) ユース B：このカテゴリーに登録する資格がある選手は、大会開催年の 14 または 15 年前に生まれた者とする。2012 年の世界ユース選手権では、1997 または 1998 年に生まれた者である。
 - b) ユース A：このカテゴリーに登録する資格がある選手は、大会開催年の 16 または 17 年前に生まれた者とする。2012 年の世界ユース選手権では、1995 または 1996 年に生まれた者である。
 - c) ジュニア：このカテゴリーに登録する資格がある選手は、大会開催年の 18 または 19 年前に生まれた者とする。2012 年の世界ユース選手権では、1993 または 1994 年に生まれた者である。

世界ユース選手権 年齢別グループ						
誕生年						
開催年	ユース B		ユース A		ジュニア	
2012	1998	1997	1996	1995	1994	1993
2013	1999	1998	1997	1996	1995	1994
2014	2000	1999	1998	1997	1996	1995
2015	2001	2000	1999	1998	1997	1996
2016	2002	2001	2000	1999	1998	1997

13.3 形式

- 13.3.1 世界ユース選手権の各競技の形式は、第 2 部の該当するセクションの各競技規則に定めるところに従わなければならない。
- 13.3.2 スピード競技では、決勝の各ステージ（1/4 ファイナル、1/2 ファイナルなど）は全ての年齢別グループ、とカテゴリーの終了後に、次のステージを開始するものとする。

13.4 選手の参加登録

- 13.4.1 加盟連盟/協会は最大 5 名までの、競技会場への自由な入場が可能な選手団役員を参加登録することができる。これらの役員は登録書式に氏名を記載し、以下の役職を特定しなければならない。
- a) チーム・マネージャー 1 名

- b) コーチ 2名
- c) 医療担当者または準医療担当者 2名

13.4.2 13.2.1 及び 13.2.2 に従った上で、加盟連盟/協会は IFSC の公式な登録書式によって、(該当者があ
る場合は) 以下の選手による選手団を参加登録することができる ;

- a) 直近の成年またはユースの、世界選手権または大陸別選手権の優勝者(優勝種目で登録のこと);
- b) a) に加え、その大会の各カテゴリー、各年齢別グループ及び各種目について 4 名までの選手。

13.4.3 13.4.1 及び 13.4.2 の規定に従って登録された全ての者の参加は、以下に従って確認されねばなら
ない :

- a) 選手団役員もしくは選手の少なくとも 1 名が、主催者から公表された大会案内文書に指定され
た時刻までに大会会場に来場する ;
- b) ストライキ、交通機関の遅延など、会場への到着を妨げる特別な事情のある場合に限り、主催
者から公表された大会案内文書に指定された時刻までに、IFSC デリゲイトまたはジュリー・プ
レジデントに SMS によって連絡する ;

付記 : 競技会の日程によっては、大会初日の後に開始される競技についての受付を追加設定するこ
とができる。

13.4.4 13.4.3 に従って参加確認がおこなわれなかった参加登録選手は、公式の競技順リストから削除され
る。

13.5 テクニカル・ミーティング

13.5.1 テクニカル・ミーティングは通常、大会の開始前におこなわれる。テクニカル・ミーティングの目
的は以下のとおり ;

- a) 大会日程の確認 (及び IFSC のウェブサイトにある情報からの変更の伝達);
- b) 予選の公式競技順リストの配布 ;
- c) 大会に適用されるルールについての確認と、詳細情報 ;
- d) IFSC のウェブサイトがない、運営上の情報の連絡。

付記 : 競技会の日程によっては、各競技のテクニカル・ミーティングを別個におこなうことができ
る。

13.6 競技順と成績の公表

競技順の公表

13.6.1 世界ユース選手権大会の各競技に参加申し込みをしている選手の名簿は、遅くとも競技会の 4 日前
に IFSC のウェブサイト上に公表されねばならない。

13.6.2 世界ユース選手権大会の各競技の選手の競技順は、第 2 部の該当するセクションの各競技規則に定
めるところにしたがって作成されねばならない。

13.6.3 各カテゴリー、各年齢別グループの公式競技順リストは以下の時点で用意する :

- a) 予選については、当該大会に先立つテクニカル・ミーティングに合わせて、上記 13.4.3 の参加
確認の期限の後に。
- b) それ以外の各ラウンドでは、先立つラウンドの公式リザルト発表後、あらゆる抗議に対する処
理が完了した後に、

いずれの場合も、IFSC のウェブサイト、公式の大会掲示板、アイソレーション・ゾーンまたはウォームアップ・エリアに公開の上、コピーを審判団、チーム・マネージャー、大会の広報担当者、報道関係者のために作成する。

13.6.4 競技順リストには以下の項目が記載されねばならない：

- a) カテゴリー、年齢別グループ及びラウンド；
- b) 競技順；
- c) 各選手の氏名と IOC 国別コード；
- d) 保持している選手については、世界ランキング；
- e) 該当する場合について、アイソレーション・ゾーンのオープンとクローズの時刻（該当しない場合は、そのラウンドの受付終了時刻）；
- f) 該当する場合について、オブザベーションまたはデモンストレーション、そしてラウンドの開始時刻；
- g) IFSC またはジュリー・プレジデントが認めた伝達事項。

13.6.5 選手が：

- a) あるラウンドの受付またはアイソレーション・ゾーンに、公表された締め切り時刻までに；
- b) 呼び出しを受けたときにコール・ゾーンに

出頭しなかった場合、その選手はそのラウンドの競技順リストから削除される。残りの選手の競技順やスターティング・グループの割り当て（該当する場合のみ）の変更はおこなわない。

成績の発表

13.6.6 世界ユース選手権大会の各競技の成績と順位は、13.7 の規定にしたがって作成されねばならない。

13.6.7 競技会の各ラウンドの終了時に、各選手の成績と順位を掲載した暫定リザルト表を作成しなければならない。この暫定リザルト表は、公式のリザルト表の確定に先だつ非公式な情報として公表され、チーム・マネージャーや選手によるコメントも非公式なものとなる。暫定成績は、競技のラウンド中にスクリーンに映写するのが望ましい。

13.6.8 暫定リザルト表の確認と、必要があれば修正を経て、IFSC ジャッジの署名によって公式に認められ、公式リザルト表として公表されねばならない。

13.6.9 競技会の終了時に、全選手の最終順位とその競技会各ラウンドでの成績を記載した公式の確定リザルト表を作成し、IFSC ジャッジとジュリー・プレジデントが署名をおこなった上で、公表されねばならない。

13.6.10 全ての公式リザルト表は、IFSC の規定する様式で作成され、競技会の公式の掲示板に掲示され、その複写は競技会の審判団のメンバー、チーム・マネージャー、競技会の広報担当、メディア関係者の代表に公開されねばならない。

13.7 世界ユース選手権の順位

13.7.1 リード及びスピードのそれぞれの競技にに参加した各選手の順位は、第 2 部の該当するセクションの各競技規則に定めるところにしたがって決定されねばならない。

ナショナルチーム・ランキング

13.7.2 世界ユース選手権のそれぞれの種目の最終ラウンドが終了後、各年齢別グループ、各カテゴリーの上位 30 位までの選手に、以下の順位ポイントが「ナショナルチーム・ランキング」の決定のために

与えられる。

順位	ポイント	順位	ポイント	順位	ポイント
1 位	100	11 位	31	21 位	10
2 位	80	12 位	28	22 位	9
3 位	65	13 位	26	23 位	8
4 位	55	14 位	24	24 位	7
5 位	51	15 位	22	25 位	6
6 位	47	16 位	20	26 位	5
7 位	43	17 位	18	27 位	4
8 位	40	18 位	16	28 位	3
9 位	37	19 位	14	29 位	2
10 位	34	20 位	12	30 位	1

付記：同着になった各選手が獲得する順位ポイントは、同着になった各順位に対応する全ポイントの平均となる。ポイントは、小数点以下を四捨五入する。

- 13.7.3 世界ユース選手権大会の最後に、そのチーム内で個々の競技の各年齢別グループ、各カテゴリーの上位 3 名に与えられた順位ポイントを合計し、その総合計の降順でナショナルチーム・ランキングが決定されねばならない。

13.8 メダルと賞金

- 13.8.1 世界ユース選手権大会の終了時に、以下の表彰をおこなう：

- a) 金、銀、銅のメダルが、リード、スピードの個々の競技で各カテゴリー、各年齢別グループのそれぞれ 1 位、2 位、3 位の選手に授与される；

付記：同着の場合は、複数のメダルが授与される。

- b) 世界ユース選手権トロフィーが各カテゴリー、各年齢別グループの個々の種目での優勝者に授与される。

- c) 総合チーム・ランキングが 1 位、2 位、3 位となった選手団が発表される

13.9 式典

- 13.9.1 ジュリー・プレジデントの特別な許可がない限り、全ての選手は開会式に出席しなければならない。この規則に従わない場合、選手はセクション 4（罰則規定）に従って制裁の対象となる。
- 13.9.2 競技会の最後に、決勝終了後ただちにおこなわれる表彰式は、こうした式典に関する IOC の覚え書きに従っておこなわねばならない。国歌演奏と国旗掲揚は世界ユース選手権大会において必須である。
- 13.9.3 ジュリー・プレジデントの特別な許可がない限り、各年齢別グループ、各カテゴリーの上位 3 位までの決勝出場選手は表彰式に出席しなければならない。この規則に従わない場合、選手はセクション 4（罰則規定）に従って制裁の対象となる。

13.10 アンチドーピング検査

- 13.10.1 加盟連盟/協会または主催団体は、その国の国際スポーツ競技を管轄する国内法、世界アンチドーピング規程、IFSC アンチドーピングの方針と手続き及び罰則規定に則り、アンチドーピング検査の手

配をしなければならない。

- 13.10.2 アンチドーピング検査は、少なくとも各カテゴリー、各年齢別グループの各種目の優勝者に対しておこなわなければならない：

14. パラ・クライミング（障害者クライミング）リード

14.1 総則

これらのルールは、IFSC ルール 2012 の「総則」及びリード規則を併せて参照されたい。

14.1.1 IFSC パラ・クライミング競技会

IFSC パラ・クライミング世界選手権

IFSC パラ・クライミング・ワールドカップ大会

IFSC パラ・クライミング・ワールドカップシリーズ

その他

14.1.2 障害のカテゴリー

IFSC パラ・クライミング競技会では、以下に挙げる障害のカテゴリーが適用される。

ただし、個々のカテゴリーは選手数は、異なる 4 ヶ国から少なくとも 6 名の参加をもって成立するものとする。

さらに、IFSC の専門委員会は種々の IFSC パラ・クライミング競技会におけるカテゴリーの上限を定めることができる。この決定は前もって連絡される。

12.1.2.1 視覚障害

視覚障害を有する選手は、眼鏡、コンタクトレンズその他の光学器具を使用しない状態で、医学検査を通過しなければならない。

医科学委員会が医学検査の担当者を指名する。

B1	全盲の選手
B2	視野が 5%までに限られる選手
B3	視野が 20%までの視覚障害の選手

12.1.2.2 肢体障害

肢体障害を有する選手は、義肢を使用することができる。この場合、その成績は、一定の係数をかけて評価される。

四肢の喪失による障害

AAM0	指の喪失
AAM01	片手の喪失
AAM02	両手の喪失
AAM1	片腕の肘から先での喪失
AAM2	片腕の肘から上での喪失
AAM3	両腕の肘から先での喪失
AAM4	両腕の肘から上での喪失

AAM3/4	両腕を、片方は肘から先で、片方は肘より上で喪失
LAM0	足先の喪失 ⁵⁶
LAM01	片足の喪失
LAM02	両足の喪失
LAM1	片脚の膝下での喪失
LAM2	片脚の膝上での喪失
LAM3	両脚の膝下での喪失
LAM4	両脚の膝上での喪失
LAM3/4	両脚を、片方は膝下で、片方は膝上で喪失

関節の障害⁵⁷

ART0	
ART1	
ART2	

麻痺⁵⁸による障害

NRL0	
NRL1	
NRL2	

関節+麻痺による障害

ARN0	
ARN1	

両下肢の完全な麻痺

CNLO	
------	--

その他の障害

OSD0	
------	--

付記：

医科学的評価には、障害カテゴリーの成績に一定の係数をかけて評価するか否かを明記する。

略称について

AAM	arm amputee（上肢の喪失）	LAM	leg amputee（下肢の喪失）
-----	--------------------	-----	--------------------

⁵⁶ 原文は“toes”で複数なので、片足のみの場合が含まれるかが不明。

⁵⁷ 以下の障害の区分は原文も空欄である。

⁵⁸ 原文は“Neurological”

ART	arthritis (関節の障害)	NRL	neurological (麻痺)
ARN	arthritis + neurological (関節の障害+麻痺)	OSD	other subcategories of a disability (その他の障害)
CNL	complete neurological leg (両下肢の完全な麻痺)	VIM	visual impairment (視覚障害)

14.2 形式

競技はオブザベーションを行った上で開始される。視覚障害カテゴリーの選手は補助者の介助を受けることができる(14.4 競技の進行の仕方を参照のこと)。

オブザベーションタイムの長さは、チーフ・ルートセッターとの協議に基づき、ジューリ・プレジデントが決定するが、ルート当たり6分を下回ってはならない。

例：19名のグループでは、最初の予選ルートで10番目に登る選手は、2回目のルートでは最初に登る。

障害者リード競技会は以下の構成からなるものとする：

——各障害グループ及びカテゴリーにつき2本のルートによる予選

——決勝

予選は「フラッシュ」でおこなう。決勝は「オンサイト」である。

視覚障害を有する選手の決勝は、デモンストレーションなしのフラッシュでおこなう。

予選後の決勝進出者数

予選の選手数	決勝進出者数
選手数 10	3名
11 < 選手数 < 15	4名
15名もしくはそれ以上	6名

14.3 競技順

予選の最初のルートでは、各障害グループとカテゴリーの中での競技順は無作為順とする。

予選の2回目のルートでは、最初のルートと同じ順だが、半数のところでは前後を入れ替える。

例：19名のグループでは、最初の予選ルートで10番目に登る選手は、2回目のルートでは最初に登る。

全ての選手について、最初のルートのアテンプト終了から2本目のルートのアテンプト開始までの間に、最低50分の休憩時間がなければならない。

14.4 競技の進行の仕方

視覚障害カテゴリー(B1、B2、B3)の選手への補助：選手は、補助者またはトレーナーの介助によりムーブの方向、ホールドの形状及びその間の距離についての指示を受けることができる。これにはクライミング中の通信連絡システムの使用が含まれる。

クライミング競技時間は予選が 6 分間、決勝が 8 分間とする。ジュリー・プレジデントはチーフ・ルートセッターとの協議に基づき、これを変更することができる。

この変更が行われた場合、変更されたクライミング競技時間は選手に対し、テクニカル・ミーティングで伝達されるか、公式の競技順リストに掲載されねばならない。

各選手は、ロープをつないだら遅滞なく登り始めなければならない。

各選手は、身体が全て地面から離れたら競技を開始したとみなされ、競技時間の計測が開始される。最後のホールドが保持されたときに、完登となる。

14.5 順位付け

各選手は（その障害グループ及びカテゴリー内で）登った各ルート毎に個別に順位付けされる。

各選手には、その障害グループ及びカテゴリー内での 2 つのルート成績から算出した総合ポイント（TP）の逆順となる順位が与えられる。

$$TP = F \times \sqrt{(r1 \times r2)}$$

F は医学検査の担当者によって各選手に与えられた障害ファクター（0～1 の間）；

r1 は選手の最初のルートでの順位；

r2 は選手の 2 番目のルートでの順位⁵⁹。

14.6 ルートと安全性

障害者クライミング・リード競技会は専用に設計された、最低 10m の高差を持ち、各ルートが最低 12m の登攀距離と最低 3m の幅をもって設定可能な人工壁でおこなわれる。

ジュリー・プレジデントの判断により、壁の一部分の幅が 3m 未満であっても認めることができる。

パラ・クライミング・リード競技会のルートは、競技に参加する選手の障害を考慮して設定されねばならない。

各選手のクライミングはトップロープで安全を確保され、確保は地表からおこなわれる。ロープはシングルロープが用いられる。ジュリー・プレジデントは、チーフ・ルートセッターとの協議に基づき、ルートの形状が大きく振られて落ちるおそれがあるものである場合、2 本のロープを使用することを決定できる。

The negative inclination of routes allows avoiding impact about a relief of a wall at falling⁶⁰

ルートでのアテンプト開始時：

選手は IFSC ルールの用具に関する規定に従って、用具を身につけていなければならない；

クライミングロープは各選手のハーネスに 2 個の互い違いになった安全環付カラビナで連結されて

⁵⁹ 「順位ポイント」ではなく「順位」と記述され、また 6.10.5 で規定されている、同着の場合の順位平均の処理が記述されていないが、当然適用されるものと考えられる。

⁶⁰ 意味不明のため、原文のままとする。

いなければならない。クライミングロープは安全環付カラビナに止め結びを施した 8 の字結びで連結されていなければならない。

14.7 賞金とトロフィー

各障害カテゴリーの優勝者に、IFSC メダルが授与される。

主催者、協賛及び後援者は、IFSC の基準に基づいたトロフィーを授与することができる。

資料 1

IFSC WORLD DRANKING (WR) について

IFSC ルールに世界ランキング (WR) と言う言葉が登場する。これは、以前の CUWR (Continuous Updating World Ranking) が名称を変えたものと思われる。

これはワールドカップに限らず IFSC 公認国際大会のポイントシステムである。ワールドカップのポイントは、IFSC ルールの P.62 に一覧表があるように、1 位が 100 ポイント、2 位が 80 ポイント、3 位が 65 ポイントとなっている。ところが、IFSC のサイトのリザルトをご覧になった方はお気づきと思うが、どの大会を見ても 1 位のポイントは 100 になっていない。大体が 60 ポイント台だ。これが世界ランキングをベースにしたポイントなのである。

こうした方法を使用する理由は、出場選手の顔ぶれも参加人数も異なる大会に一律にポイントを出したのでは、選手の年間ランクが適切なものにならない、と言う理由による。たまたま、有力選手が欠場した大会の優勝と、フル・エントリーした大会の優勝では、同じ優勝でも重みが違う。そこで、各大会の出場選手の顔ぶれによって、その大会で獲得できるポイントに差をつけて計算したポイントを各大会毎に計算。過去 1 年以内に出場した全大会のポイントの合計に基づいたランキングが世界ランキングである。

さて、ある大会でのポイントの計算法だが、まずその大会に出場している選手の、その時点での世界ランキングから “field-factor” と言う係数を算出する。

- 1) その大会に出場する世界ランキングを持つ全選手の内、その時点の世界ランキングが 30 位までの選手について、その順位に対応するワールドカップのポイント表のポイントに 15 を加えた数値を計算する。世界ランキングが 1 位の選手は $100+15=115$ 、2 位は $80+15=95$30 位は $1+15=16$ という具合である。仮に同着があった場合、例えば 10 位に 2 人が並んだ時は

$$\frac{(\langle 10 \text{ 位のポイント} = 34 \rangle + 15) + (\langle 11 \text{ 位のポイント} = 31 \rangle + 15)}{2} = 47.5$$

と言うふうに計算する(この数値をまとめた表が下の表である)。

このように計算した全出場選手のポイントを合計する。

順位	1.	2.	3.	4.	5.	6.	7.	8.	9.	10.
ポイン	115	95	80	70	66	62	58	55	52	49
比率	9.1%	7.5%	6.3%	5.5%	5.2%	4.9%	4.6%	4.3%	4.1%	3.9%

順位	11.	12.	13.	14.	15.	16.	17.	18.	19.	20.
ポイン	46	43	41	39	37	35	33	31	29	27
比率	3.6%	3.4%	3.2%	3.1%	2.9%	2.8%	2.6%	2.4%	2.3%	2.1%

順位	21.	22.	23.	24.	25.	26.	27.	28.	29.	30.	合計
ポイン	25	24	23	22	21	20	19	18	17	16	1268
比率	2.0%	1.9%	1.8%	1.7%	1.7%	1.6%	1.5%	1.4%	1.3%	1.3%	100%

- 2) 世界ランキングを持つ全ての選手(その大会に出場していない選手も含め) について、ポイントを計算し合計すると、上の表にあるように $(100+15)+(80+15)+(65+15)+\dots+(3+15)+(2+15)+(1+15) = 1268$ となる。

3) 1) で得られた値を 2) の 1268 で割ったものがその大会の “ field-factor ” であり、その大会の各選手の順位が決定後に、各選手の順位に対応するポイント(P.62 の表) に “ field-factor ” を乗じた値が、各選手のその大会での世界ランキングに基づく獲得ポイントになる。なお、小数点以下の端数については、全て小数点以下 3 桁目を四捨五入し小数点以下 2 桁までとしている。

“ field-factor ” は、世界ランキングを持つ全ての選手が出場すれば 1 になる。仮に、世界ランキングを持つ選手が一人も出場していない場合は 0 になる(そんな大会はワールドカップとして意味がないのは確かだが、仮にそんな大会があったらどうなるんだろう?)。と言うわけで、有力選手=世界ランキング保有者がたくさん出場しているほど、“ field-factor ” は大きく(1 に近く) なる。世界ランキングを持つ全ての選手が出場すれば、P.62 の表のポイントがそのまま獲得ポイントになるし、有力選手が少ないほど、獲得できるポイントは少なくなるわけだ。

さてここで問題なのは、ある大会の世界ランキングのポイントを算出するためには、過去の戦績に基づく世界ランキングのランキングが必要と言うこと。そうすると最初の世界ランキングの算出はどうやったのか? 卵と鶏である。

現実の世界ランキングのシステムではリードの場合で、1991 年の 5 大会(世界選手権と 4 回のワールドカップ) について “ field-factor ” を 0.6 として計算したものを出発点にしていると言うことである(と言うことは 1992 年からこのシステムが使用されているということだろうか?)。

そしてもう一つ。“ field-factor ” 算出の際に、何故ポイントに 15 を加えるか、と言うことがある。これはあくまで推測だが、ワールドカップのポイントの差が上位ほど大きいことによるのだろうと思われる。仮に、ワールドカップの各順位に与えられるポイントが等差で並んでいるようであれば、そんな必要はなくなるだろう。つまり 1 位 100 ポイント、2 位 80 ポイント、3 位 65 ポイント……と差が 10~20 ポイントもあるために、仮に 15 を加えずに計算すると、世界ランキングが上位の選手が欠場した場合に “ field-factor ” が必要以上に小さくなってしまうのだ。

試しに、世界ランキング 1 位の選手以外は全員出場した場合を試算してみよう。15 を加えた場合の “ field-factor ” は $(1268-115) \div 1268=0.91$ であるが、15 を加えない場合、 $(818-100) \div 818=0.88$ となる。実際には出場する世界ランキングのポイント保有選手はもっと少なくなるため、影響はさらに大きくなるだろう。いかに世界ランキングで首位の選手とは言え、その選手が出ないだけで “ field-factor ” があまりに低くなってはまずい、と言うことだろう。

なおこのシステムは 1999 年に手直しがあったとのことで、それ以前と以後で合計する大会数やポイントを付与する人数などに違いがあるようだ。

資料 2

「リード競技でのホールドの番号付けについて」

「リード競技でのホールドの番号付けについて」という資料が IFSC から出ています。

この文書は、ジャッジがルート図上のホールドに番号を振っていく上での指針として出されたものです。日本ではルート図は通常ルートセッターが作成し、ホールド番号もセッターが振りますが、他国ではそれを審判がおこなうことになっています。審判は、自分自身がルートを設定したわけではないのですから、手順についてはわかりにくい部分もありますし、フットホールドとしてのみ使用するように付けられたホールドもあります。そのあたりは 1.4.1 c) にあるように、チーフ・ルートセッターの補助をうけます。

ハンドホールドの定義と番号付けは、2 段階のプロセスであり、それは固定的なものではなく競技会中にトポが変更されることもある。

ここでいう 2 段階のプロセスの最初の段階とは、競技開始前、セッターがルートセットを終えて、審判がトポ＝ルート図を作成した段階であり、二つ目の段階とは、競技の進行中に選手の実際のパフォーマンスを見ながら、より適正な番号付けに変更することを指しています。

先の 6.4.3 に「(評価の対象となるホールドは) 選手によって積極的に使用されたもの」とありましたが、この第 2 段階はそのような場合を指しています。つまり競技開始前に振った番号に固執せず、柔軟に対応していく必要があるということです。

1. ハンドホールドの定義

ルート・ジャッジは (インターナショナルルートセッター及び IFSC ジャッジの補助のもとに) 選手が各ルートで使用すると予想したハンドホールドを、特定する。

注：いかなるオブジェクト (クライミングホールド、はりぼて、エッジ……) であれ、ハンドホールドとして定義することができる。オブジェクトの使用可能な部位のみを有効なハンドホールドとする。一つのオブジェクトは、複数のハンドホールドを持ちうる。これは、大きなはりぼてのみでなく、異なる箇所を保持しうる 1 個のクライミングホールドにおいても同様である (例：P.87 の説明図の No.1 と 2、No.5 と 6)。ただこのように、一つのホールドを両手で使用するだけでは、この後に出てくるデュオ・ホールドにはならない。

定義：

クライミングホールド：合成樹脂の造作物で、クライミングウォールに (手と足、両方のために) ネジまたはボルトで固定されるもの。

ハンドホールド：クライミングホールド、及びクライミングホールドの一部分、はりぼてその他の一部分で、手で保持 (クライミングに使用) しうるもの。

あらゆるハンドホールドは、他のハンドホールドと明瞭に区別することができて初めて、独立したハンドホールドと見なすことができる。

注：全体にわたって似たような形状の大きなはりぼて (「コルネ」など) の場合では、しかしながら外見上の判断 (例えばボルトより上であるか下であるか、など) をもってハンドホールドを分けることができる。

ここでいう「ハンドホールド」とは、リード競技において選手の成績として評価しうるもの＝独立したホールド番号を振ることができるもの、という意味合いでの「ハンドホールド」です。従って「定義」では、

「クライミングホールド」と「ハンドホールド」をはっきり区別しており、「ハンドホールド」は「クライミングホールド」より狭い限定された概念です。

「クライミングホールド」(はりぼてなども含めて)としては単一であっても、それに複数の手で保持できる箇所があり、それぞれの箇所の保持が、選手がさらに次のホールドを保持するためのムーブをおこなう上で必須/有効であるなら、それぞれの箇所に異なる番号を振ります。逆に保持できる箇所が何力所であっても(場合によっては複数のホールドであっても)どこを持ったとしても次のホールドを保持するためのムーブとしては変わらないのであれば、それらにはまとめて1つの番号しか与えなません。

2. ハンドホールドの番号づけ

原則1: ルートのラインに沿って、より遠方にあるハンドホールドには高位の番号を与える

あらゆるホールドはルートのラインに沿った距離に基づいて番号付けされる。ルートセッターによって最良と推定された手順は、デュオ・ホールドとされた場合を除き、考慮されない。

注: ルートのラインは、角ばったものではなく滑らかなものである。それはトポ上に、ハンドホールドをおおまかにつなげて引かれるものである。ルートのラインは、輪になったり細かく迂回することはない。

選手が未定義のオブジェクト(フットホールドや、オブジェクトの一部)を手でクライミングに使用した場合、そのオブジェクトはその瞬間からハンドホールドと見なされる。そのハンドホールドは、番号付けに含まれることになる。P.87の説明図のナンバー14.5のハンドホールドを参照されたい。

2個のハンドホールドがルートのライン上において等距離にあり、そのいずれか一方のみで登れる場合、両ホールドは同じナンバーが与えられる。

注: 例えば、選手がP.87の説明図のナンバー20のハンドホールドと同高度にある"フットホールド"(事前にはハンドホールドとはされていない)を使用したら、このフットホールドはハンドホールドとなり、ナンバー20が与えられる。

「原則1:」にあるのは、ホールド番号はルートのラインに沿って、低い位置にあるホールドから順番に振っていくということです。ルートのラインに沿ってということですから(トラバースの箇所では例外が出ますが)見た目で高い位置にあるホールドには、より大きな番号が振られるということです。この時、セッターが設定時に想定したムーブでは、より低い位置にあるホールドを後に使う(よりホールド番号が大きくなる)ということであっても、それは「考慮しない」としています。

これは、選手が必ずしもセッターの想定したムーブで登るとは限らないからです。セッターの想定した手順で登ろうが、それとは異なる手順で登ろうが、登ったと言う事実には違いはありません。そうである以上、見た目の上でより上に位置するホールドに高い数字を与えた方が、観客や選手にはわかりやすい、ということです。

ただし、それだけではやはり、うまく処理できないケースがでてきます。そのために考えられたのが、次の「原則2:」にある「デュオ・ホールド」という概念です。

原則2: デュオ・ホールド

デュオ・ホールドには3つの場合が存在する:

1. 持ち替え(P.87の説明図の8/9を参照)

このタイプのデュオ・ホールドは、必ず両手で使わなければ登れない、大きめのクライミングホールド

ルドの場合に指定される。

注：両手で保持しうる大きめのクライミングホールドでも、そうする必要の無いものはデュオ・ホールドとは見なされない。また両手で保持することが必須であっても、

- 1 保持する部位が明確に区別され、
- 2 その位置関係がルートラインに沿って異なる高さ / 距離にあり、
- 3 高い / 遠いホールドを先に保持する可能性がない場合

はデュオ・ホールド指定することではなく、単に保持するそれぞれの部位に異なるホールド番号を振るのみである（例：P.87の説明図のNo.1と2のホールド）。P.87の説明図のNo.8 / 9のホールドの場合は、左右の手で保持する部位が連続的で区別できないため、デュオ・ホールドとなる。

2. 同高度にある2つのホールド（P.87の説明図の16 / 17を参照）

このタイプのデュオ・ホールドは、2つの異なるハンドホールドがアクシスに沿って地面から等距離にあり、その両方ともを必ず使用しなければ登れない場合に指定される。

3. 2つのハンドホールド（例：一つは順ホールドで、もうひとつはアンダーリング（P.87の説明図の11 / 12を参照）。このタイプのデュオ・ホールドは、以下の二つの条件が重なった場合に指定される：

- a 近接して（隣り合って、または上下に）ハンドホールドが設置され、選手は登るために必ず両方のハンドホールドを使用する必要がある。
- b クライマーの何人かはおそらく（あるいは確実に）、ルートラインに沿った距離に基づくホールドの番号付けとは相容れない手順で登ると思われる時。（例：より高い / 遠いハンドホールドを最初に、その後に低い / 近いハンドホールドを使う）

注：デュオ・ホールドは、ハンドホールドの順序を改変する方策である。このルールは十分に注意して使用すること。上に挙げた「必ず」とされている基準が満たされていることが肝要である。

デュオ・ホールドは2個の近接したハンドホールド、もしくは2箇所保持できる箇所のあるクライミングホールド（2個のハンドホールドを持つ1個のクライミングホールド）について、

1：その2個のハンドホールドの両方を保持しなければ、それよりも先に進むことが出来ない

2：それらのホールドを使用する順番が複数存在しうる

場合に適用するものです。

デュオ・ホールドでは、2個のホールドに一括して2つの数字を振ります。その上で、そのどちらかのホールドを保持したら小さい方の数字が成績となり、両方のホールドを同時に両方の手で保持したら大きい方の数字が成績となります。ルート図上では、2つのホールドを○でかこみ、ホールド番号は例えば「11 / 12」と言う風にスラッシュで区切って記入します（P.87の説明図を参照）。

さてデュオ・ホールドには、3つのパターンがあります。最初の2つ「持ち替え」と「同高度にある2つのホールド」はわかりやすいでしょう。いずれも単純に片方を保持したら、小さい方の数字、両方を両手で保持したら大きい方の数字を成績とします。

ただし、これらは必ず先の2つの条件を満たした場合にのみ適用されるということで、持ち替えの場合は、ただ両手で保持できるだけでは、デュオ・ホールドにはなりませんし、同高度にある2つのホールドの場合も同じです。前者は両手で持たなければ、後者はその両方を保持しなければ先に進めないことが条件になり

ます。両方使った方がムーブ的に容易であると言うだけでは、デュオ・ホールドにはなりません。

注意しなければならないのは最後の3のケースです。この場合も先の1、2と考え方は同じですが、見かけ上は上下に分かれたホールドが対象であるだけに、慣れないと判断にとまどいます。

11と12のホールドがデュオ・ホールドになっているとして、各ケースを説明します。まず、上下に並んだ2個のホールドの内、どちらかを保持したら、それが上のホールドだろうが下のホールドだろうが小さい方の数字(11)を成績にします。したがって先に下のホールドを右手で保持すると、11の保持=11 ノーマルです。

重要なのは、**その後で右手を送って、同じ右手で上のホールドを保持しても成績は同じ11で変わらない**と言うことです。これは、片方の手でしかホールドを保持していないからです。デュオ・ホールドでは、両方のホールドを両手で同時に保持した状態になって初めて、大きい方の数字が与えられるわけですから、先に下のホールドを保持しても上のホールドを保持しても成績は同じです。下のホールドを保持した上で、同じ手を送って上のホールドを保持しても、状態としてはあくまで片手でしか保持していませんから、それは先に上のホールドを保持した場合と同じことにしかならないのです。

デュオ・ホールドが11/12で、上のホールドが順ホールド、下のホールドがアンダークリング、その手前の10が右手保持という例で、色々なパターンを列挙してみましたので、参考にして下さい。

手前の ホールド (10)	下のホールド (アンダークリング)	上のホールド (順ホールド)	成績	
右手	左手タッチ	-----	10+	} 先に下のホールド を保持(タッチ)
	左手保持	-----	11	
	左手保持→	左手保持	11	
	左手保持→	右手タッチ	11+	
	左手保持→	右手保持	12	
	-----	左手タッチ	11-	} 先に上のホールド を保持(タッチ)
	-----	左手保持	11	
	左手保持	←左手保持	11	
	右手タッチ	←左手保持	11+	
	右手保持	←左手保持	12	

原則3：トポは固定的なものではない

競技中に、(何人かの)クライマーが競技会前に予期されたものとは異なる手順で登ったことが明らかになった場合、ルートラインと、デュオ・ホールドの適用は見直されねばならない。その結果、ホールドの番号付けも変更が必要になることがありうる。

例：選手がデュオ・ホールドの2つのハンドホールドの一方のみで、あるいは片手のみでそのセクションを通過できることを示した場合は、デュオ・ホールドの適用は見直されねばなら

ない。

原則 3 は、先にも述べたことですが、競技の進行中に選手の実際の行動に即して、ホールドの番号付けは変動する可能性がありますと言うことです。デュオ・ホールドに指定されたホールドであっても、誰かがそのうちの一方のホールドのみで登ってしまったら、デュオ・ホールドの指定を解除する、となっています。確かにデュオ・ホールドとしての要件が消えたわけですから、仕方ないのかもしれませんが、選手が「火事場の馬鹿力」でやってしまったような場合でもそうなるというのは、引っかけるところです。

さてデュオ・ホールドを解除した場合の扱いですが、原則 2 の「1 持ち替え」と「2 同高度にある 2 つのホールド」は原則 1 の「2 個のハンドホールドがルートのライン上において等距離にあり、そのいずれか一方のみで登れる場合」に該当することになります。つまり、そのいずれを保持しても、片方だけでも両方でも同じ成績で、デュオ・ホールドとして与えられていた数字の一方は「欠番」になります。ただ、その両方を両手で保持した選手について、+ を付ける余地はあるでしょう。また原則 2 の「3 2 つのハンドホールド」のケースでは、ルートのラインに沿って下位のホールドに小さい方の番号、上位のホールドに大きい方の番号が固定的に与えられることになるでしょう。

